

平成30年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成30年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第 1 号 (9月4日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第62号の訂正	8
○報告第10号～議案第62号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	17

第 2 号 (9月6日)

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	19
○議会事務局職員	19
○開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○一般質問	21

16番 遠藤 実 君

学校教育環境の改善について	22
空き家対策の推進について	27
防災体制の強化について	30

3番 花島 進君	
中学校、小学校の職員の勤務状況について……………	4 2
小学校、中学校の環境について……………	4 5
保健所統廃合問題について……………	4 8
国民健康保険、保険税の見通しについて……………	5 0
福島第一事故対応で那珂市が使った費用について……………	5 1
原子力災害広域避難計画について……………	5 2
東海第二原発の運転期間延長問題について……………	5 3
9番 木野 広宣君	
就学援助の対応について……………	5 5
ひとり親支援について……………	5 8
終活について……………	6 0
健康診断について……………	6 4
14番 笹島 猛君	
空き家対策について……………	6 6
人口減少対策について……………	8 2
2番 富山 豪君	
国道118号拡幅について……………	8 7
投票率の向上について……………	9 1
詐欺・悪質商法の被害防止について……………	9 5
情報伝達方法のSNSのあり方について……………	9 7
○散会の宣告……………	1 0 1

第 3 号 (9月7日)

○議事日程……………	1 0 3
○本日の会議に付した事件……………	1 0 4
○出席議員……………	1 0 4
○欠席議員……………	1 0 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 4
○議会事務局職員……………	1 0 4
○開議の宣告……………	1 0 5
○一般質問……………	1 0 5
5番 筒井 かよ子君	
子宮頸がんワクチンについて……………	1 0 5
児童虐待について……………	1 0 8

認知症について	1 1 1
市内の防犯について	1 1 3
市長の今後の市政運営について	1 1 5
7番 小宅清史君	
商工の拠点施設を考える	1 1 9
自治会制度について考える	1 2 4
流入人口の取り込みを考える	1 2 7
老後を考える	1 3 0
茨城テレビ局構想を考える	1 3 2
6番 寺門厚君	
土地改良推進事業の進捗状況について	1 3 4
農業用水の現状について	1 4 0
防火対策について	1 4 6
10番 古川洋一君	
教育環境について	1 5 2
粗大ゴミの収集について	1 5 6
市政運営について	1 5 9
○議案等の質疑	1 6 7
○議案等の委員会付託	1 6 7
○陳情・請願の委員会付託	1 6 8
○散会の宣告	1 6 8

第 4 号 (9月21日)

○議事日程	1 6 9
○本日の会議に付した事件	1 7 0
○出席議員	1 7 0
○欠席議員	1 7 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 7 0
○議会事務局職員	1 7 0
○開議の宣告	1 7 1
○諸般の報告	1 7 1
○議案第49号～議案第62号及び請願第2号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○議案第64号の上程、説明、質疑、採決	1 9 4

○議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、採決	1 9 4
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 5
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 7
○議員派遣について	1 9 8
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 9 9
○閉会の宣告	1 9 9
○署名議員	2 0 1

那珂市告示第99号

平成30年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年8月28日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成30年9月4日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

平成30年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	9月4日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月5日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月6日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	9月7日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月8日	土		休会	
第6日	9月9日	日		休会	
第7日	9月10日	月		休会	(議事整理)
第8日	9月11日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	9月12日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月13日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	9月14日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	9月15日	土		休会	
第13日	9月16日	日		休会	
第14日	9月17日	月		休会	
第15日	9月18日	火		休会	(議事整理)
第16日	9月19日	水		休会	(議事整理)
第17日	9月20日		午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)
第18日	9月21日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

不応招議員（なし）

平成30年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月4日）

平成30年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年9月4日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等説明
- 報告第10号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第11号 平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第12号 平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第13号 平成29年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
- 議案第49号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第55号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第58号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結について
- 議案第59号 公有財産の条件付贈与(無償譲渡)について
- 議案第60号 市道路線の変更について
- 議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	萩 谷 眞 康 君
企 画 部 長	今 泉 達 夫 君	総 務 部 長	川 田 俊 昭 君
市民生活部長	小 橋 洋 司 君	保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君
産 業 部 長	篠 原 英 二 君	建 設 部 長	玉 川 秀 利 君
上下水道部長	中 庭 康 史 君	教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君
消 防 長	飛 田 裕 二 君	会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君
行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	根 本 実 君
総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君		

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	小 泉 隼 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、萩谷眞康監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成30年6、7、8月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、中崎政長議員、14番、笹島 猛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月21日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、寺門 厚委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎議案第62号の訂正

○議長（君嶋寿男君） ここで、本日の議事に入ります前に、執行部よりこの後上程されます議案第62号の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） 大変申しわけございませんけれども、議案書の一部を差しかえさせていただきますと思います。

議案書41ページ、議案第62号の次の冊子、平成29年度那珂市水道事業決算書でございます。

差しかえをお願いする冊子といたしまして、右上に○正、正しいとスタンプを押したものを、正誤表とあわせて皆様のテーブルの上に配付をさせていただきます。

訂正の理由でございますが、水道事業決算書11ページの平成29年度那珂市水道事業報告書、1 概況、(1)総括事項及び12ページの2業務、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項につきまして、記載に誤りがあったためでございます。大変申しわけございませんでした。

なお、差しかえをしたものにつきましては、本会議終了後、または後日、議会事務局までお持ちいただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

◎報告第10号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、報告第10号から議案第62号まで、以上18件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成30年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の

皆様の参集を賜り、まことにありがとうございます。本定例会に提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、さる7月に西日本を襲った集中豪雨は、岡山県、広島県を中心に広範囲にわたりがけ崩れや土石流が発生し、各地に甚大な被害をもたらし、200人以上の方がお亡くなりになりました。

那珂市からは県の保健師派遣要請により、7月19日から7月24日までの6日間、保健師1名を広島県竹原市に派遣いたしました。また、10月からは国からの要請により、2名の技術職員を3カ月ずつ半年間、東広島市へ派遣することを進めております。困難に遭遇した同胞を支援する崇高な任務であることを理解し、喜んで赴任する決意をしてくれたことを大変うれしく思っております。

災害の犠牲となられました二百余名の御霊に心から哀悼の誠を捧げ、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

近年、豪雨による災害が多発しており、昨年は九州地方北部において、また、平成27年の関東東北豪雨では常総市において鬼怒川が決壊するなど、甚大な被害が発生しました。さらに、世界各地におきましても、台風や地震、火山の噴火などによる被害が報道されております。

東日本大震災が発生してから約7年半がたちましたが、あのときの経験を踏まえ、本市においても神奈川県海老名市や埼玉県桶川市をはじめとする全国の自治体と災害時相互応援協定を締結してまいりました。また、今年度から3年をかけて防災無線のデジタル化を行い、市民に的確な情報が伝わるよう整備をしております。

このように、市民の安全を第一に考え、いざというときには全国の自治体から支援していただく体制を構築し、市民の「いのちを守る」政治の実現に向け、安全で安心なまちづくりにこれからも全力で取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

平成30年第3回那珂市定例会の開催に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件のうち、専決処分についてが1件、平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、平成29年度那珂市一般会計継続費精算報告書についてが1件の計4件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。議案書をごらんいただきたいと思います。

1 ページをお開きください。

報告第10号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成30年6月11日に後台地内で発生した市道の陥没による2件の車両損傷事故及び平成29年9月19日に菅谷地内宅地駐車場において、傷病者をストレッチャーにて搬送中に横転し、傷病者を負傷させた事故について、いずれも賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年度議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続いて、5ページをお開きいただきたいと思います。

報告第11号 平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の平成28年度及び平成29年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

一つ右の早期健全化基準、また、一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから、表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、平成29年度は4.7%となり、前年度と比べ1.8ポイント減少しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは7.2%となり、前年度比9ポイント減となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、平成29年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成29年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、7ページをお開きいただきたいと思います。

報告第12号 平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございしますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、

表示はございません。こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、平成29年度は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成29年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

続いて、9ページをお開きいただきたいと思います。

報告第13号 平成29年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

平成29年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

総合計画策定事業及び公立幼稚園建設事業（基本・実施設計分）に係る継続費について精算が完了し、実績額合計はそれぞれ988万2,000円、1,661万400円となります。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、条例の一部改正が5件、平成30年度各種会計補正予算が4件、その他が3件、また、平成29年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、平成29年度水道事業会計決算の認定についてが1件の、計14件でございます。

続いて、その概要についてご説明をいたします。

10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、那珂市の選挙においても公費負担の限度額を引き上げるために本条例について改正をし、公布の日から施行するものでございます。

主な改正内容としては、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の選挙運動用自動車の借入契約及び燃料供給代金並びに選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の公費負担の限度額を引き上げるものでございます。

続いて、16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市健康増進計画推進委員会設置要綱及び那珂市いのちを支える自殺対策協議会設置要綱を制定するにあたり、その委員の報酬及び費用弁償について新たに規定するものでございます。また、副市長をもって委員長に充てるとされている委員会について、同条例中に委員長の報酬及び費用弁償についての規定があるため、これを削除するものでございます。

続いて、21ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、放課後児童支援員の基礎資格の規定について所要の改正を行うものでございます。

続いて、25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号 那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例。

常陸農業協同組合の組織及び役員の変更等に伴い、農政審議会の構成員の役職名を改めるものでございます。

改正内容は、常陸農業協同組合の「代表理事」を「理事」に、あわせて土地改良区についても整合を取り、「理事長」を「理事」にそれぞれ改正するものでございます。

続いて、29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

静峰ふるさと公園内にノルディックウォーキングコースを新たに整備したことに伴い、ノルディックウォーキング用のポールを貸し出し、器具使用料を徴収するために本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,780万4,000円を減額し、205億6,491万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、業務系システム管理事業において、元号改正に伴うシステム改修経費を、防犯事業において、茨城県街頭防犯カメラ設置促進事業を活用した防犯カメラ増設費用を、市税等過誤納還付金において、法人市民税等の還付金を、戸籍住民基本台帳事務費において、住民票の写しへの旧姓表示に対応するためのシステム改修経費をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、国民年金事務費において、制度改正に伴うシステム改修経費を、母子・父子自立支援事業において、高等技能訓練利用者の増による扶助費を、子ども子育て支援計画推進事業において、計画見直しに係る調査経費をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、総合保健福祉センター管理事業において、特定建築物定期調査報告に係る委託料を、地域自殺対策緊急強化事業において、計画策定に係る委員の報酬等を計上するものでございます。

土木費については、都市計画基本図作成事業において、契約金額が確定したことにより委託料を減額し、下菅谷地区まちづくり事業においては、物件移転調査に係る経費を増額するものでございます。

消防費については、防災設備整備事業において、契約すべき金額が確定したことにより事業に係る費用を減額するものでございます。

教育費については、障害児学習活動支援事業において、生活指導員の増員に係る賃金等を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰越金を増額し、国庫支出金、繰入金、市債を減額するものでございます。

続いて、国民健康保険特別会計補正予算をお開きいただきたいと思います。

議案第55号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,099万円を増額し、58億1,399万円とするものでございます。

歳出の内容として、国民健康保険事務費において、国保広域化に伴うシステム改修経費を増額するものでございます。また、還付金について、平成29年度退職者医療交付金の精算返還金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、下水道事業特別会計補正予算をお開きいただきたいと思います。

議案第56号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ685万円を増額し、22億3,685万円とするものでございます。

歳出の内容として、一般管理事務費において、消費税額が確定したことにより増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、介護保険特別会計をお開きいただきたいと思います。

議案第57号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ6,181万8,000円を増額し、46億6,981万8,000円とするものでございます。

歳出の内容として、臨時職員の雇用に係る賃金等を、地域密着型サービス運営委員会の開催回数が増による委員報酬等をそれぞれ増額し、介護支援専門員の報酬等を減額するものでございます。諸支出金の償還及び一般会計繰出金については、平成29年度の事業費確定により、精算返還金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金を減額し、繰越金を増額するものでございます。

続いて、33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第58号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結について。

総務省による無線設備の規格変更等により、現行防災行政無線の更新整備を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条の規定に基

づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第59号 公有財産の条件付贈与（無償譲渡）について。

旧本米崎小学校校舎の有効活用を図るべく、地元賑わい創出に向けた地域の活性化を目的として、特定非営利活動法人虹のポケットへ学童保育事業を開設するため、条件付きの贈与（無償譲渡）をするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第60号 市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の変更を行うものでございます。

続いて、40ページをお開きください。

議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額197億826万6,000円、歳出総額186億7,873万5,000円、歳入歳出差引額は10億2,953万1,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源、1億9,737万6,000円を差し引いた実質収支額は8億3,215万5,000円でございます。

概要としましては、歳入が前年度より増加していますが、ほぼ前年度と同規模となっております。

歳入は、地方交付税については、合併算定替えの縮減により普通地方交付税が引き続き減額となり、また、純繰越金の減により、繰越金が大幅な減額となった一方で、市税については全体的に堅調でやや増額となっており、国庫支出金については、臨時福祉給付金支援事業や地方創生拠点整備交付金の増、また、繰入金が公共施設整備基金や財政調整基金を取り崩したことにより大幅な増額となっております。

また、歳出は商工費における静峰ふるさと公園魅力向上事業の増や教育費における公立幼稚園建設事業の増、民生費における臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業の皆増などがある一方で、総務費における基金積立事業や、土木費における下菅谷まちづくり事業について大幅な減となっております。

平成28年度と比較しますと、歳入総額が2.1%の増、歳出総額が0.3%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、まず国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額68億2,178万1,000円、歳出総額64億5,892万6,000円、歳入歳出差引額は3億6,285万5,000円でございます。世帯数、被保険者数とも減少傾向となっている中で、1人当たりの医療費の伸びなどにより、給付額が増加傾向となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額20億36万9,000円、歳出総額19億1,616万8,000円、歳入歳出差引額は8,420万1,000円となりますが、繰越明許費に係る財源90万7,000円を差し引いた実質収支額は8,329万4,000円でございます。額田・後台・中里・戸多地区等の実施設計の委託及び管路施設整備工事等を実施しております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額が1,172万7,000円、歳出総額が874万2,000円、歳入歳出差引額は298万5,000円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額12億226万9,000円、歳出総額11億5,374万7,000円、歳入歳出差引額は4,852万2,000円でございます。酒出地区の実施設計委託や管路施設整備工事等を実施しております。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額46億1,403万3,000円、歳出総額44億6,958万8,000円、歳入歳出差引額は1億4,444万5,000円でございます。平成29年度のサービス給付状況につきましては、利用件数、給付額ともに前年度に対して増加しているところでございます。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入総額1億4,267万2,000円、歳出総額1億3,520万6,000円、歳入歳出差引額は746万6,000円でございます。事業区域内の換地計画等の委託を行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額5億8,205万2,000円、歳出総額5億8,021万5,000円、歳入歳出差引額は183万7,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出予算の概要説明でございます。

続いて、41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号 平成29年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成29年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、総収益12億5,169万3,000円で、対前年度比4,462万3,000円の増に対し、総費用は13億698万8,000円で、対前年度比2億7,629万8,000円の増となり、消費税を差し引き1億1,472万9,000円が当該年度の純損失となりました。

資本的収入及び支出においては、収入5億3,200万7,000円で、対前年度比2億5,764万2,000円の増に対し、支出9億2,578万2,000円で、対前年度比2億7,590万4,000円の増となり、差引3億9,377万5,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填をいたしました。

以上、水道事業会計決算の概要でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

平成29年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び平成29年度定額運用基金の運用状況に関

する審査意見書、平成29年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

萩谷眞康監査委員、登壇願います。

〔監査委員 萩谷眞康君 登壇〕

○監査委員（萩谷眞康君） それでは、議案第61号、第62号、あわせて審査結果についてご報告申し上げます。

平成29年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告します。

歳入歳出決算書の次のページをごらんください。

審査対象。平成29年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。続いて、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間及び場所。平成30年6月20日水曜日から平成30年8月17日金曜日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査にあたっては、各会計歳入歳出決算証書類、その他政令で定める書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算執行が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施いたしました。

審査結果。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、平成29年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

平成30年8月22日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 中崎政長。

以上であります。

引き続き、平成29年度定額運用基金の運用状況に関する審査についてご報告します。

歳入歳出決算審査意見書16ページの次のページをごらんください。

審査の概要。この審査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

審査期間及び場所。平成30年6月20日水曜日から平成30年8月17日金曜日まで、那珂市

役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適正かつ効率的に行われているものと認められました。

平成30年8月22日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 中崎政長。

引き続き、平成29年度那珂市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

水道事業決算書の次をごらんください。

審査期間及び場所。平成30年6月20日水曜日から平成30年8月17日金曜日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査にあたっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算等の概要及び意見は、別添のとおりであります。

平成30年8月22日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 中崎政長。

以上であります。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時45分

平成30年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月6日）

平成30年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年9月6日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 繩 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 田 俊 昭 君	市 民 生 活 部 長	小 橋 洋 司 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	玉 川 秀 利 君	上 下 水 道 部 長	中 庭 康 史 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	飛 田 裕 二 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 書記 小田部信人君
書 記 小泉隼君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。会期日程の中に一般質問の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日7日は通告6番から9番までの議員が行います。

また、傍聴者の皆様には会議中は静粛をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてくださいようお願いをいたします。ご協力をお願いをいたします。

以上、ご理解のほどよろしくをお願いをいたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（君嶋寿男君） 通告1番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 学校教育環境の改善について。2. 空き家対策の推進について。3. 防災体制の強化について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

[16番 遠藤 実君 登壇]

○16番（遠藤 実君） おはようございます。

議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、最初の項目は学校教育環境の改善です。

今年6月に発生した大阪北部地震によって、登校中だった小学4年生の女の子がブロック塀の崩壊により残念ながら亡くなってしまいました。本当に痛ましい事故であり、心からお悔やみを申し上げます。

このようなことは二度とあってはなりませんし、ここ那珂市においては決して発生をさせない。これは、政治、行政に携わる私たちの責任と認識し、断固たる決意で事にあたっていかなければなりません。

そこで那珂市において、小・中学校の敷地内に危険なブロック塀はどのぐらいあるか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

過去調査を行いましたところ、市内小・中学校にブロック塀または同様のブロック積みの構造物は4つございました。

その内訳でございますが、1つ目は額田小学校の隣地との境界の塀、2つ目は菅谷小学校のゴミ置き場の囲い、3つ目は那珂二中の野球場の投球練習に使用する投てき板、4つ目は瓜連中のプールの囲いでした。

その中で建築基準法に照らし合えますと、適合していないものは菅谷小、那珂二中、瓜連中の3つでした。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、市内には4カ所あるということですね。

そして、建築基準法に適合していないのが3カ所とのことですが、ではその危険性を今後どのように除去していくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました基準法に適合しないものにつきましては、既に対策のほうを終えております。

まず、菅谷小のゴミ置き場の囲いでございますが、下から3段目より上部を切断し高さを抑制いたしました。那珂二中の投てき板でございますが、こちらも全て撤去いたしました。瓜連中のプールの囲いにつきましては、内部の鉄筋状況について、エックス線による非破壊検査を実施し、配筋の状況を確認した上で構造計算のほうを行い、その結果、安全であることが確認されております。

また、額田小の塀につきましては、建築基準法上は問題のない構造でございますが、内部の配筋状況について、今月中に瓜連中と同様にエックス線により非破壊検査で内部状況を再度確認する予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では既に、菅谷小と那珂二中の2カ所の危険性は除去されたということ、非常に素早い対応で評価したいというふうに思います。

また、瓜連中のプールの囲いについてもきちんと検査を行って安全性を確認された。また、もう一つの額田小についても今月中に検査されるということですから、しっかりと対応していただきたいと、改めて要請したいと思います。

では、今回の大阪のような危険性は、市内の小中学校では現在はないというふうに認識してよろしいんですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 学校内におきましては、そういった危険物はないというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。

それひとつ安心をしましたが、しかし子供たちを取り巻く危険性を除去するという観点からしますと、小中学校の敷地内だけではなく、毎日行き来する子供たちの通学路はどうでしょうか。

東日本大震災から7年を経過し、その後もたびたび余震がございます。倒壊していなくてもひびが入っている塀、ちょっと傾いている塀など、あちらこちらで見かけます。また、大きな地震が来たときに、大阪で起きたような事故が那珂市内で発生しないとは断言できません。

そこでお伺いしますが、市内の通学路で危険なブロック塀はどのぐらいありますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

全ての学校で把握し切れてはおりませんが、現在把握しているものは16カ所ほどございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 16カ所ということです。なんらかの対応が必要と思います。

といいましても、このブロック塀は、ほぼおそらく個人所有のものでありまして、行政が個人所有のものに権限を持ってはいないということです。

しかし、毎日その脇を通学している子供たちのことを思うと、何もしないというわけにもいきません。

そこで、所有者に対して適切な管理を呼びかけていく必要があるというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在、把握している危険と思われる塀につきましては、判断基準が統一されているわけではございませんので、学校によって判断のレベルにばらつきがあるものとは考えております。

そのような中で、建築基準法に適合しないようなものにつきまして所有者への呼びかけも必要かとは思いますが、個人の所有地に建っているものでございますので、そのあたりにつきましては、慎重に判断すべきものと考えております。

また、市のホームページなどでもブロック塀の適切な管理について、既に掲載しているところでございますが、今後も引き続き機会を捉えまして、周知のほうに努めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 確かに、市でも建築課のほうでホームページへ掲載しています。

今回も議長に許可をいただきまして資料、皆様のところに配付させていただいております。こちらの資料1をごらんいただきたいというふうに思います。

これは、市の建築課がアップしているものですが、こういうふうに危険度のチェックポイントの解説をして、危険と確認されたときは補修や撤去など、必要な措置を講じるよう呼びかけをされています。これ自体、非常によいことだと思いますが、これはホームページというのは、ネット環境があって自分で見に行かなきゃいけないということもあります。ただ、子供たちの安全性確保のためには、やはり通学路に隣接している方々には直接呼びかけたいというふうに思いますので、今後は自治会の回覧板とか、そういったものを使って、ぜひ直接呼びかけが届くと、そういうふうな仕組みを考えていただきたいなというふうに思います。

いずれにしましても、子供たちの危険性を除去するような働きかけをぜひ継続していただきたいというふうに思います。

続きまして、学校へのクーラー設置について取り上げます。

今年は、7月早々に梅雨が明けてしまいまして、連日うだるような酷暑の中、子供たちは学校に通わざるを得ませんでした。

私は、この1学期、地域の子供たちと一緒にほぼ毎日歩いて、20分かけて学校に付き添っていきましたので、この暑さの中、歩いて通う子供たちの大変さもまさに身をもって実感したところでございます。みんな本当に大粒の汗をかいて、水筒の水を朝からがぶがぶと飲んでしまうという子も本当に結構いました。大変だったと思います。それで、またどんどん気温が上がる教室で勉強しなきゃいけないというわけですから。

今年は、名古屋でも熱中症で亡くなる児童も出たということでございます。今までみたいに精神論で我慢しろというふうな範疇はとっくに超えているというふうに思うんです。

これは、今年だけじゃなさそうです。やっぱりこれからも酷暑は続くでしょう。こういう地球環境の変化に学校教育も現場も対応していただかなければいけないのではないかとこのように思うんです。

お手元の資料2をごらんいただきたいんですが、これは7月25日の茨城新聞の一面で、県内の公立学校の普通教室のエアコン設置率というのが掲載をされています。これを見ますと、100%のところも3分の1ぐらいはあるんですが、ずっと見ると、那珂市、ちょっと印をしておきました。4.6%、これ本当ですか。今のエアコン整備状況はどうなっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在のエアコンの整備状況でございますが、まず幼稚園につきましては、5つの幼稚園の保育室、10室中、プレハブ園舎2園の3室が整備されております。なお、来年4月に開園する新しい市立幼稚園は全室にエアコンが整備されます。

小・中学校につきましては、今お話しがありましたとおり、普通教室は173教室ございますが、小学校3校の特別支援の8教室のみ整備されております。

現在、それ以外の普通教室には整備されていない状況とはなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 173のうちの8、ちょっと驚くべき数字ではないかなというふうに思います。しっかりと子供たちを守るためにきちんと整備していただきたい。

また、この資料3を見ますと、同じく茨城新聞、その後の9月1日付ですが、各市町村の対応が出ています。これは、酷暑に対して早急に各市町村で考えていただいて、早急に補正を組んでいるというところも出てきています。来年度に100%にするというふうに出ているところもございます。

結構、新聞を見ていると毎日のように、これはけさのやっぱり茨城新聞ですが、けさには八千代町でエアコン整備を来年度の夏の導入を目指すというふうにも出ております。本当に世間の一大関心事ということでございます。

これは、本当に行政判断だと思います。那珂市は住みやすいまち、住みやすい市を標榜しているわけですから、これは最優先とするべきじゃないですか、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

確かに、これまでは普通教室のエアコン整備につきましては、特別教室等既設のエアコンの更新の後、年次的に計画を立て整備していく方針としておりました。

しかしながら、この夏の異常とも言える暑さを受けまして、子供たちに適切な教育環境を提供するには、エアコンの設置が必要との認識を強くしたところでございます。

本市としまして、普通教室のエアコン整備を最優先課題として取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 部長から最優先課題というふうな言葉も出ましたから、大いに期待したいんですが、これ新聞の書き方なんではないでしょうか、慎重な姿勢のところになが市が出ています。これは見方、やり方だとは思いますが、これは最優先課題ということで、住みやすさというのは、子供が学ぶところがああいう教室では住みやすいとは言えないです。子供に優しいまちではない、これこそまさに行政判断。来年度には、ぜひ100%にさせていただきたいと思うんですが、これは市長にお伺いしてもいいですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 教育部長の答弁でもございましたが、本市といたしまして、今年の夏の高温気象は本当に異常でありまして、地球温暖化の現状を鑑みますと、今後も同様な気温で推移していくことが高い確率で想定できるということでございますので、普通教室へのエアコン整備は、教育環境整備の最優先課題であると考えております。

今後、国の財政支援も期待するところでありまして、来年度から設置工事に入れるようスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 来年度から設置工事に入れるよということでございます。

来年度というのも、来年の4月から再来年の3月まででございます。暑いのは来年の夏でございますので、必要なときというのは来年の夏です。来年の夏までに何とかエアコンをつけられて、子供たちがちゃんと涼しいところで勉強できるというふうにしていただきたいんですが、そこらのところ、市長もう一度どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 鋭意努力をさせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。鋭意努力をするということですので、大いに期待をいたしまして、この項を終了させていただきます。期待していますよ、お願いいたします。

続きまして、2つ目の項目、空き家対策の推進について取り上げます。

私は、これまで防犯、防災、環境衛生上から大きな課題になってきた空き家対策について、たび重ねて一般質問をしてまいりました。

平成25年第2回定例会では、危険老朽化した空き家に対して具体的に対処できるよう、空き家条例をつくるべき、そして利活用可能な空き家には、所有者と移住・定住希望者の間を取り持って、住宅確保を支援する空き家バンク制度を開始してはと訴えました。

平成26年、平成27年定例会でも、それを訴えまして、その結果、空き家条例は制定され、さらに空き家調査も実施されました。

また、平成29年第2回定例会で空き家施策を推進するため、空き家に特化した組織、例えば空き家対策課とか、空き家推進室といったものをつくって、総合的に取り組むべきではとも訴えてきました。

そして、今年1月から空き家バンク制度が実施され、少しずつではありますが、空き家対策が進んできております。

一方で、この空き家に関しては、今、百条委員会でも調査しているように、市長ですら、その経緯がはっきり把握されていない不透明な寄附行為も行われており、非常にゆゆしき問題が依然としてあるわけですが、その問題はこの一般質問では触れません。

さて、この空き家バンク、どういう制度かといいますと、お手元の資料4をごらんください。こちら、これが市のほうでつくったチラシです。空き家バンクとはということで書いてございます。

市街化区域内の空き家の売却、もしくは賃貸を希望する所有者、または市街化調整区域における区域指定内の空き家の売却を希望する所有者から申し込みを受けた空き家に関する情報を公開し、空き家の利用を希望する者に対し情報を提供する仕組みということでして、このイメージの図にあるとおり、空き家を貸したい人、売りたい人、そして借りたい人、買いたい人、この間を取り持つということが空き家バンクでございます。

ただ、実際に仲介業務はできないので、宅建業協会のほうにお任せをすると、こういう仕組みで、非常にこれはいい仕組みだと思うんですが、この空き家バンク、この1月から始まりましたが、実際に現在どれぐらいの登録数がありますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

那珂市の空き家バンク制度につきましては、議員からお話がありましたように、平成30年1月から運用を開始したところでございます。

登録できる物件につきましては、市街化区域と市街化調整区域の中の区域指定のエリアとなっております。

8月22日現在、物件の登録に関する問い合わせが15件、買いたい、借りたいなど、利用に関する問い合わせが12件ございましたが、現在まで申請を含め、登録となった物件はござ

いません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 何と登録はゼロです。残念です。

けさも、ちょっと県内で進んでいる笠間市なんかのバンクの登録を見ていると、70も80もあって、いろいろと細かい写真も出て、細かい情報が出ています。

今、大きな問題になっている空き家、このバンクに登録して売ろうとか、貸そうという方はまだいらっしゃらないという、那珂市内ではということなのですが、ただ実際は、本当はもっとニーズがあると思うんですが、周知が足りているのか、現在の空き家の所有者に知っていただくには、幅広くやっぱりPRをしていくしかないかなというふうに思います。

ただ、あと、これから空き家になる所有者にはピンポイントでお知らせできると思います。これは、手続で那珂市から出ていく、いわゆる転出される方に、市民課などでも手続上、窓口でこういうふうなチラシをお渡しして、これから那珂市から出ていかれておうちがあくのであれば、こういうのがありますよと、空き家バンク制度をぜひ使ってくださいねということとはできると思うんです。こういう呼びかけをしていくとか、やっってはどうかと思うんですが、推進するために、どういう施策を考えていらっしゃいますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成29年度は、空き家バンク制度を周知・運用するにあたり、「広報なか」やおしらせ版、市のホームページにおいて制度の啓発を行い、チラシを作成し全戸配布をいたしました。

今年度につきましては、「広報なか」とおしらせ版で再度周知いたし、また不動産会社や市内金融機関、上菅谷駅など、チラシの配布、チラシの設置をしてございます。

今後も、広報紙等で制度周知を継続的に実施するとともに、転出する方についても、空き家バンク制度のチラシを窓口で配布することといたしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本当に、地域の空き家問題でございまして、何とか管理をしてほしいと言っても、どこに所有者が住んでいらっしゃるか地域ではわからないんですよ。だから、自治会でも困っていて、連絡をつけたくても隣の方もわからないとかとなると本当に困ってちゃっている。

ただ、本当に今困っている所有者に、なかなかお知らせするのは非常に難しいけれども、これは周知徹底、PRをぜひ継続していただきたいし、これからふえていく空き家に関しては、そういうふうにして、きちんとこれをお渡しして、何とか登録をしていただくというふうにして、この空き家バンクを、当初の想定した運用どおりできるように頑張ってくださいというふうに思っております。

次に、危険老朽化した空き家、今度はその利活用できる空き家じゃない、危険老朽化した空き家についてですけれども、これはこれまで所有者に対して、ちゃんと管理してくださいねというふうにはこれをお願いするしかなかったのですが、今後設置される空き家対策協議会で、空き家対策の計画を策定して、実際に危険な空き家に対して、特定空き家に認定をすれば指導や勧告、命令、場合によっては代執行まで進められるようになります。

公共の福祉に反するような空き家に対しては、この協議会の設置というものが不可欠ですので早期に設置していただきたい。これについてはどうなっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在は、空き家等対策協議会の設置に向けて構成委員の洗い出しを行い、法務局等の機関へ委員の推薦依頼をしているところでございます。

今後は、委員を委嘱しまして、空き家等対策協議会を設置し、空き家対策のための重要事項を協議していく計画で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、早期に協議会を設置して、対策を進めていただきたい。

では、この項の最後に空き家対策については、現在那珂市でもいくつかの課に分かれて対策をとっておられます。

今言った協議会については、これは防災課、空き家バンクに関しては市民協働課、また組織に関しては総務課、さらに空き家調査では建築課の専門性も必要になってきますし、空き家を解体すると固定資産税がどうなるかとなると税務課も関係をするわけです。

そういう事柄を総合的に勘案して対策をとるためには、今のままで分散しては難しいと思います。空き家対策が今まで遅々として進まないのは、実はこれが根本的な原因ではないでしょうか。

県内で一番空き家対策が進んでいる笠間市では、やはり専門的に空き家政策推進室をつくって総合的に取り組んでおられます。

施策を進めるため、時代の要請に応じて、ぜひ課、もしくは室などの組織をつくって進めていただきたいと考えますが、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

近年、市役所の業務は多岐にわたっておりまして、現在の市役所の組織では市民の皆様に対するきめ細かな行政サービスの低下が危惧されるところでございます。そのような行政サービスの低下を防ぐためにも、市役所内の組織を見直すべく、今年5月に行政組織機構検討委員会を立ち上げたところでございます。

議員のご指摘のとおり、空き家に関連する業務につきましては、現在複数の課が対応して

いるところでございます。

今後、増加が予想される空き家問題につきまして、空き家バンクやリフォーム助成金などの制度を有効に活用できるよう、空き家対策の窓口を一本化する必要があるというふうに考えておきまして、空き家対策の総合的窓口の設置に向けた組織の体制を早期に実現できるよう、現在委員会におきまして検討を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 検討を進めていただいているということでございますので、期待をしたいわけですが、やはり政策というのは条例をつくっただけでは変わらないわけです。条例を運用する職員の皆さん一人一人が大事ですが、その皆さんの努力がしっかりと機能するような、そういうふうな仕組みをつくる、体制をつくる、これもやはり大事なことだと思いますので、政策を前に進めるためには、ご自身たちが動きやすいような仕組みをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

この空き家については、ふえることがあっても減ることはございません。今後、ますます地域において大きな課題になってまいります。的確な空き家対策が推進されますよう、重ねて要請をいたしまして、この項を終了いたします。

続きまして、一般質問の最後の項目でございます。

防災体制の強化について取り上げます。

私は、あの東日本大震災が発生してから1年後に那珂市議会に復帰してまいりました。3.11のときは一市民として被災しましたが、それまでしっかりできていると思っていた地域防災計画が、いかに机上の計画だったかを改めて実感しました。

本当に市民を守るため行政は頑張らなければならない。そして、職員お一人お一人の頑張りが地域できちんと報われるような防災体制を整備していかなければなりません。その思いで市議会に戻ってまいりました。ですから、最初の一般質問は、当然東日本大震災の検証でした。それから、さまざまによりよい防災体制を提言してまいりましたが、ここでひとつ総括をさせていただこうと思います。

まず、水です、命の水。これが断水で途絶えてしまい、本当に市民の方々には不便を来しました。当時の一般質問で、防災井戸と防災倉庫を早期に整備するよう訴えましたが、それは今どうなっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

防災倉庫につきましては、東消防署内に備蓄倉庫を建設いたしました。

また、瓜連支所の原子力資機材倉庫の一部と本庁舎車庫の一部を備蓄倉庫として使用してございます。

防災井戸の設置状況でございますが、中央公民館、ふれあいセンターよこぼり・ごだい・

よしの、総合センターらぼーの5カ所に設置をしてございます。

また、今年度、那珂総合公園へ整備を予定してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 5カ所、さらに総合公園に今後設置する予定。ふえてはいる。

震災当時、各地域で井戸を自宅で持っている方々が、善意で近隣の方々に提供していただきましたので、このネットワークを生かして近くで水が入手できる仕組みをつくるべきと提案しましたが、現在どのようになっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

生活用水としまして防災井戸の登録状況でございますが、事業者と市民の協力によりまして、災害時に提供していただける方は現在56カ所の登録がされております。

なお、飲料水においては、東日本大震災避難者からの対象者数約3,000人の3日分を目途に備蓄を進めているところでございます。また、応急給水拠点で応急の給水が可能な体制も確保しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） さっきの防災井戸、それから個人の方のものも、井戸ですから、やはりそのまま飲むというのはなかなか難しく、やっぱり一旦煮沸して飲まなければ適さないということもあるようでございます。ですから、大震災によって断水したときに、いかに飲料水を確保するかというのは依然として大きな課題かなというふうにも思います。

次に、避難所についてでございます。

当時は、市内に41あった避難所が7カ所しか開設できませんでした。これは、通信手段が遮断されて、全ての避難所の建物の安全性が確認できなかったことと、施設に勤務する職員の認識不足が原因だったということでございます。

これは、現在計画どおり開設できるようになっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

東日本大震災において、避難所の安全確認や施設職員等の認識不足から開設できなかった問題点を踏まえまして、災害時における職員の初動対応マニュアルの確認と参集訓練を毎年実施しております。昨年、29年度は総合防災訓練も行ってございます。今後も、職員の意識向上と実行性を上げる訓練の実施をしまりたいと考えてございます。

また、通信手段が遮断されたことにより、避難所建物の安全性が確認できなかったことから開設できなかった点においては、小型無線機を配備して解消してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 連絡はとれるようになっているということでございますので、これはまた一つ安心でございますが、常に見直しをしていただきたいと思います。

では次に、自主防災組織についてです。

災害において、自助、共助、公助と言われますが、自分の命を守る自助の次に大切なことは地域のみんなで助け合うという共助。この役割を担っているのが各地の自主防災組織です。

当時は、市内全69自治会中、21しかなかったのですが、現在はどうなっているのかと。また、この組織を活性化させるため、組織同士の横の連携を深めていくことが有効なので、自主防災組織連絡協議会を結成してはと訴えましたが、どうなっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

連絡協議会の結成につきましては、現在考えておりません。しかし、市を含めた防災組織全体との連携がとれる手段を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、現在の自主防災組織の組織率でございますが、69自治会中64自治会で92.7%になっており、今年度中に4自治会が結成されまして、68自治会の98.6%になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 98%まで来るとということでして、大変ご尽力をいただいていると思います。もう少しです。頑張ってください。

また、連絡協議会というのは手法でございまして、何でもかんで、その協議会でなくても、この組織自体の横の連携がとれて、お互いの情報交換、おたくさんところではこういうふうになっているんですね、うちはこうやっているんですよ、そういうやり方もいいですね、そういったような情報交換ができればいいかなというふうに思いますので、さまざまな手段を講じていただきたいなというふうに思います。

次に、災害時にさまざまな情報をいかに市民に伝達するか。当時、情報は非常に不足していたので、防災無線はもっと情報提供に力を注ぐべき、広報車ももっと聞きやすい運用を、また市民の携帯電話に情報を一斉に発信できるシステムを導入しては、またツイッター、フェイスブックを使用できないかと訴えましたが、これらについてはどうなっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

防災無線においては、今年度から3カ年で新しく整備をいたします。これにより、さまざまな情報伝達方法と携帯電話への配信アプリも整備され、災害時に一斉配信される情報伝達が可能になると考えております。

広報車については、本年度買い換えを行いますので、広報車を利用しての情報発信はどの

ような災害に、どのように広報車を利用して情報を発信するかなどを含めた利用方法の充実を図ってまいります。

また、現在市の情報発信ツールのツイッター、フェイスブック、メールマガジンに登録していただいている方へ市のさまざまな情報を配信してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これも少しずつ整備が進んでいるということのようでございますが、やっぱり携帯に一斉配信されるサービス、これをやっぱりちょっと充実していただきたいと思うんです。

例えば、防災無線にしても、あるいは音声で1回流れちゃうと残らないというか。なので、ただ携帯に入ってくれば文字で見えて残っていますから、どこの避難所が開設されたのかな、何時からなのか、そういったものはすごく便利だと思うんです。

今は、携帯をほとんどの方がお持ちだと思います。先般、台風19号ぐらいかな、避難所、中央公民館とらば一で開設したときに、中央公民館に私も伺って、避難された方の話を伺いましたが、ひとり暮らしの高齢者の女性の方々5名の方とお話しをしました。やっぱり皆さん、携帯をお持ちですよ。特に、ひとり暮らしの方というのはやっぱり当然必要なんでしょう。ですから、そういったもので配信されると、やっぱり便利だねというようなこともございました。

やっぱり防災無線、耳だけでというのはなかなか難しく、的確に情報をお伝えするというのは、やっぱり携帯は非常に有効だと思いますので、ぜひ今の運用を見直ししていただいて、多くの方に的確な、正確な情報が一斉に届くように、ぜひまた考えていただきたいというふうに思います。

あとは、今度は市からの情報提供とは別に、逆に災害が発生して、被害が広がっている段階で、市内でどういう状況になっているかを災害対策本部がしっかりと判断できるようにするために、市民の皆さんから携帯のアプリを使って情報を提供していただくと、こういうシステムもやっているところがあります。

こういったようなシステムをぜひ構築していただければ、的確に皆さんが判断をし、的確に指示が出て、職員の皆さんが動けるのだろうと、それがひいては市民の皆さんのためになるだろうというふうに思いますので、そういうやり方もぜひ入れていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

情報収集手段においては、市民等からの情報提供できる手段を、今後取り入れてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 先ほど、通信手段としてそういう無線機が整備されているということもありますが、例えばそういったものがあれば、この避難所の状況、体育館の天井が落ちちゃって、避難所開設できませんでしたみたいなものが前回あったわけですけども、これもその場にいる市民の皆さんから、避難所こういう状況ですよ、もしくは河川の氾濫が、水がここまで来ていますよ、危ないですよ、あの道路が陥没していますよ、ここには木が倒壊していてこの道が塞がって通れませんよ、いろんな情報が入ってくるわけです。それによって、やっぱりいろんなことができるので、ぜひこういったものは大いに活用していただきたいなと要請をいたします。

次に、災害時に自分だけで容易に避難できない高齢者や障害者などの、いわゆる災害時要支援者へもしっかり対応すべきと訴えております。この方々に対して、想定どおり行動できるようになっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

要支援者につきましては、要支援者約3,700名のうち、名簿登録者約1,300名となっております。その情報を自治会や民生委員、福祉避難所と共有をしまして、平常時の見守りと災害時の避難支援に備えてございます。

また、登録していない要支援者へは関係者と調整をしております。

今後の対応としましては、要支援者だけではなく、市民全体に災害の意識向上と災害への備えとしまして、今どのような行動をとらなければいけないかなどをわかりやすく周知をしまいたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これに対しても、地域でいろんな声が出ているというか、最初つくるときにやっぱりなかなか大変だろうなと思いますが、お一人について、2人の支援者を地域でつくっていくというようなことでもございますが、今3,700名のうち、1,300名ですから、まだ3割程度の人しか手を挙げられていないということです。もっともっと広げていくべきだし、先ほど申し上げた避難所におられた高齢者の女性の方は、そんなことがあるのですかというふうに知らなかったというようなこともございますので、周知の徹底ということと、またただもっと言えば、この3割の人は手を挙げていただいたわけですから、この方々をきちんと想定どおりにちゃんと避難させられるかどうか、やっぱりそこをしっかりと仕組みをつくるということが大事だと思いますので、それをまず優先して取り組んでいただきたいなというふうに強く要請をいたします。

では、災害時に市を応援していただける協定というものも各種団体と締結をしておられますが、これはどれぐらいふえたか。また、この協定は想定どおり機能するようになっていますか。

すか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

万が一災害に見舞われた場合は、応援要請を行えば、各市町村や民間事業者からはさまざまな応援をしていただける協定となっております。

協定数においては、東日本大震災時における協定の締結は自治体間は未締結でしたが、現在は11締結をしております。自治体数としましては延べ119でございます。

民間事業者等とは9締結が34締結になってございます。これらは、協定締結だけで終わることではなく、実際災害が起きたことを想定しまして、意見交換やさまざまな災害を想定し、運用についても調整をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 順調にふえているということで、大いに結構なことかなというふうに思います。

要は、いざというときにちゃんと機能するかということなので、そういう団体の皆さんとも情報交換をしていただきたいと思います。

ちなみに、先ほどから恐縮ですが、笠間では災害時支援協定連絡会というのを定期的にやっているようです。ですから、そういう団体と一回一堂に会していろんな情報交換するということをやっているようですので、こういったものも参考にしていきたいというふうに思います。

あと、私は過去、ハザードマップについてを提案しております。

当時、洪水用と土砂災害用の2種類に分かれていたので、これをまとめられないかという話をしたら、防災マップとしてまとめていただきました。それがこれです。できて、全戸配布されております。

お手元の資料のうち、5がそのうちの内容になっておりまして、これは特にその中でも菅谷地区のところをちょっとコピーしておきました。

ハザードマップですから、外の地区、例えば浸水地区はこういうふうな青で、いろいろと書いてあつたりするわけですが、ここに避難所とか、福祉避難所とか、こういうのも書いてあります。ちなみにこの福祉避難所ですが、福祉避難所も早期に設置すべきだと訴えておりますが、福祉避難所のその後の運用を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在、社会福祉法人、医療法人施設で12カ所が福祉避難所となっております。

今後は、実際の災害時に備えるため、福祉避難所施設で作成いたします災害時における避難マニュアル、避難計画の見直し作業への協力や市への要望などに応えていきながら、災害

に備えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この福祉避難所、実は去年の総合防災訓練には参加してないんですよ。実際に障害を持った方などがこちらにどう避難してくるか、避難所でどう過ごされるか、これは今の答弁だと、各施設でそういう計画をつくるということですが、当然市もその内容を知ってないといけません。そういう情報を共有していただきたいと思いますがどうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

策定への協力することはもとより、避難マニュアルや計画の共有も図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、お願いします。

あと、私はいざというときに備えて、さまざまな訓練をするべきと訴えてまいりました。計画どおりにできるかどうかですよね。これは、市役所職員、いわゆる関係者レベルとか、自主防災組織レベル、もしくは市内一斉の総合防災訓練、そういうふうな提案をしてまいりましたが、この間どのような訓練をしてこられておりましたか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

関係者、自主防災組織、市民を含めた総合防災訓練を昨年度に実施いたしました。自主防災組織においては、各自主防災組織で毎年訓練の実施をお願いしてございます。

昨年度、茨城県の防災担当者による災害避難カード等作成モデル事業に参加した自治会もございます。

今後も、さまざまな訓練を実施しながら、災害に備えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。

福祉避難所もそうですが、去年の総合防災訓練では、避難所としている小・中学校の参加はなかったですね。災害時には、学校として子供たちを保護者に引き渡す責任がありますが、一方で場合によっては避難所を開設しなければなりません。地域の方々が一斉に避難してこることも想定される小・中学校における避難所としての開設、運営体制は整っているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

防災計画の周知と訓練の実施により、運営作業を確認して避難所運営体制の一層の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは、学校側に計画とか、マニュアルがあると思います。

それを、当然そこにいらっしゃる、例えば夜間であれば別ですが、まさに今みたいに子供たちが学んでいるときに、何かそういう場合になったときは、先生方も知らないわけにはいかないと思うので、ぜひ学校内の教職員の皆さん、しっかりそこらは情報を共有していただきたいというふうに思います。

さて、そこで災害対策本部を立ち上げて、市内でさまざまな活動を行っていただく職員の皆さんにも初動マニュアルがあるわけですが、これも実際に本当に動けるようになっていきますか。実際に見直しもされていますかということですが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

職員の初動マニュアルでございますが、災害の種類、規模ごとに基準を定めており、職員の役割を定めてございます。

毎年行っている参集訓練や昨年度実施しました総合防災訓練での反省を集約したものを追加及び修正をしております。今後も引き続き訓練等を実施しながら、災害時の職員の体制強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、そのようにお願いをしたいわけです。言ってみれば、皆さん、今何か起きたときに、どこに行って何をするかわかっているということですよ。ぜひ、お願いしたいと思います。

あと、皆さん、毎年異動がございますから、異動のたびに見直しをかけなきゃいけないと思います。そういった意味でも、ブラッシュアップいただきたいと思います。

あと、昨年の総合防災訓練におきましては、地域で中心になって活動しておられたのは自治会、もしくは自主防災組織の皆さんですが、まだ意思疎通や情報交換が十分ではなかったのかなというふうに聞いております。

今後、自治会とどのように情報交換を行っていきますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

昨年度、総合防災訓練から得たご意見や課題をもとに、きめ細かい説明会を実施しまして、訓練へのご理解をいただけるよう努力してまいります。

また、防災士の方々を交えた情報交換ができるような体制づくりにも取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そういった全ての事象を検証をして、次に開催する総合防災訓練では、想定できる全てを計画どおりにできるかどうか、ぜひ精度を上げて実施をしていただきたい。

そして、またその結果をしっかりと検証し、また次の訓練に活かしていくと、そういう姿勢こそ、いざというときに生きると思いますが、この総合防災訓練は毎年実施するんですよね。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成29年度に実施しました総合防災訓練は、毎年実施する計画はございません。

今後につきましては、最低でも5年に一度は総合防災訓練を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 5年に一度。いやいやそれはないでしょう。せっかく昨年始めたばかりなのに、何でやらないのかというのは、これはちょっと納得がいかないですけども、何でやらないんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在は、毎年実施することのメリット、デメリットを、総合防災訓練を実施しています市町村へ聞き取りを行い、整理をしているところでございます。

ただ、今年度の実施予定がないこと、また次回いつ実施するかが決定していないため、最低でも5年以内に実施するとお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そういう問題ではないですよ。やっぱり一回やってみて、いろんな反省が出ているわけだと思います。

そこ市長どうですか、やらないんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） まず、毎年行うということになると経費がかなりかかるということ、それからマンネリ化が発生するということです。

ですから、いろんな形を変えて、招集訓練とかいろいろな、各地区の防災組織の訓練とか、そういったものを、5年と言っていますので、5年サイクルあたりで繰り返し行っていくと

いうことが非常に効率的で効果的だというふうに私は考えております。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ちょっと残念です。市民をしっかり守っていく気概にちょっと欠けると言わざるを得ないと思います。

じゃ逆に見方を変えて、今度、原子力災害を想定した広域避難計画、これ那珂市でまだできていませんが、那珂市民はそういうときは筑西市、桜川市に避難するとなっていますけれどもまだ計画ができていません。これは何でできてないのか。早急にやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在、茨城県内において、広域避難計画の策定をする必要がある14市町村のうち、3市が策定を完了しております。本市においても、策定した市と同様の案はできておりますが、さまざまな課題などの整理を行っており、策定には至っておりません。

今後は、さらなる課題の整理に県や関係団体等と速やかな調整を図り、策定してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、早急をお願いしたいと思います。

この項の最後に、自助、共助、公助のさらなる連携というものを訴えたいと思います。

地域の中で、防災活動のリーダーとしての役割を期待されている防災士がありますが、この方々は那珂市にも60名程度いらっしゃるということですが、こういう方々を活用して、地域における防災力を強化してはどうかと思いますが、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

防災士の方は、地域防災活動のリーダーとして活躍できる見識を備えております。その防災士の皆様に、地域の防災力向上のためお力を発揮していただきたいと願うところでございます。また、市としましても連携を図っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） また、市として自助、共助の機能を高めるための働きかけを強めていただきたいと思うんです。

というのは、先ほどからお聞きしているとおり、飲料水とか、食料は、全市民分の備蓄はないです。あくまで避難所に来られた3,000人の分しかないんです。しかし、実際には災害時どれぐらい、いわゆる3日間必要かということ、目安は飲料水は1人当たり1日3リットルが必要だと言われておりますから、もし5人家族だったら5人掛ける3リットル掛ける3日分

ということで45リットルが必要になります。それだけのものを予算で全部備えられますか、これは無理です。

ですから、皆さん、災害のときはこれぐらい必要ですよと、だからしっかり備蓄しておいてください。せめて、自分のうち分ぐらい、3日ぐらいは確保しておいてくださいよと、もっと本気で訴えなきゃいけないんですよ。こういうふうに、自助をもっと促していただきたい。

例えば、あとぐらっと地震が来たら、うちでまず身を守ってくださいよと、火がついていてもまず消しに行ったりしたらいけませんよと、まずは命を守るんですよ、今ぐらっと来ても一定程度の震度であれば、ある程度の器具は火がとまるようになっていますから、それを慌てて消しに行って、途中で何かにぶつかって下敷きになって亡くなる、これが怖いんです。

こういうふうな知識を、やっぱり災害時の知識として、職員の方が伝えていただいてもいいですが、そういったものを防災士とかに伝えていただく、そういう専門知識を持っている方々をやっぱり活用して、そういう意識啓発を図るということはやっぱり有効だと思います。

共助の支援としても、自主防災組織に対して情報提供、もしくは避難訓練の仕方などを消防署や消防団や、そういう防災士を活用して指導の助言をしていくべきです。

こういうふうに関わりを強めていただきたいんですが、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

防災は、みずから行う防災対策が重要でございまして、市民がみずからの身をみずから守る自助と、地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助が非常に重要でございます。

市としましては、地域防災の担い手を育成することにより、市民一人一人が防災対策への意識向上と、地域防災・減災を推進するため、平成29年度から防災士の資格取得する際の補助を始めております。

これにより、市民一人一人が防災対策への理解と地域ぐるみの対策につなげていただけるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、最後にこの防災活動を統括するリーダーシップは市長ですの
で、見解を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） まず初めに、もう時間もないんですけども、先ほど水のご心配がありました。水のご心配につきましては、先ほど応急給水拠点というふうにお話をしましたけれども、これはバードラインのところには7,000トンあります。それで、各浄水場にも貯水井戸があります。それから平野台にも2,500トンだったと思います。飲み水があります。

これが、地震震度5強になると遮断弁が着きまして、そこが貯水槽になるんです、飲料水

の。そこから直接くみ取る装置をつけました、震災後ですね。ちょっと説明不足だったんですけれども、そういったことで最大1カ月ぐらいは、市民の方が飲料水を飲むには十分な水を確保してあります。それから、そこから抜くことによって、軽トラックで200リットルあるいは300リットルの給水タンクに入れることができます。ですから、自治会ごとにその水をとりに来ていただく形になると思いますけれども、そういった形で水の心配については、それほど備蓄をしなくても大丈夫かなというふうに思っております。各浄水場には、非常用の発電機もありますのでポンプも作動します。

そういった関係で、水についてはちょっと誤解のないように。これは、後ほど広報紙か、そういった物で市民の皆さんに水についての応急措置はしてあるということは周知していきたいというふうに考えております。ということでございます。よろしく。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。そういうことであれば、ひとつ安心できるかな。ただ、いろいろと考えていかなきゃいけない。

先日の台風21号、大阪での暴風によっても、本当に大変なことになりました。また、この夏は過去最大級にひどい暑い夏ということで、おそらく初めてだと思うんだけど、気象庁はこの暑さは災害と認めているというような発言もありました。また、海面の気温の上昇による逆走台風、今後どんな災害が起きるかわからない時代に入ったのではないかとというふうに思っております。

ぜひ、市民の生命、財産をしっかりと守っていただきたい、これが行政の責務であります。これは、市民総ぐるみで向き合うというためには、今までとは格段に違う覚悟が必要でございます。毎年防災訓練を行うのもやっぱり当たり前でございます。それをしっかりできる体制にしていきたい。私も防災士です。地域の中で地域防災のために頑張る覚悟はできています。一緒に那珂市民を守っていきましょうではありませんか。

これから起こるであろう大災害を前にして、議会としても、行政と一緒にあって市民を守る役割を果たしていく必要性を訴え、そして私もさまざまな立場で果敢に行動していく決意であることをお誓い申し上げ、私の一般質問を終了いたします。今まで大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告1番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（君嶋寿男君） 通告2番、花島 進議員。

質問事項 1. 中学校、小学校の職員の勤務状況について。2. 小学校、中学校の環境について。3. 保健所統廃合問題について。4. 国民健康保険、保険税の見通しについて。5. 福島第一事故対応で、那珂市が使った費用について。6. 原子力災害広域避難計画について。7. 東海第二原発の運転期間延長問題について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 通告に従って、質問いたします。

初めに、小学校、中学校の職員の勤務状況について伺います。

小学校、中学校、特に中学校の教職員の長時間労働、過重労働の負担が大きいことは社会問題にもなっています。私にも、教員や教員経験者から訴えがあります。

社会にとって初等・中等教育が重要であることは言うまでもありません。それが、教職員という職業に過重な負担をかけて行われるのは健全ではないし、結果として教育の質を落とすことも懸念されます。

これは、第一に国の姿勢です。それが問題です。2番目には、雇用形態からいって県の問題でもあります。ですが、那珂市としてできる対策を行い、また県や国に対して説得力のある働きかけをすることが求められていると考えています。それには、まず実態を認識し把握することが必要と思います。

では、中学校、小学校の職員の勤務時間の実態はどのような状況なのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

昨年度行いました教職員の時間外在校時間の調査結果から状況をお答えいたします。

調査は、6月と10月の2回、どちらも1カ月間行い、定められた勤務時間の前後の在校時間を調査したものとなっております。小・中学校、どちらも6月のほうが在校時間が長い結果となっておりますので、6月の状況からのお答えとなります。

まず、時間外在校時間でございますが、教員1人当たり、小学校は平均64時間、中学校は90時間となっております。在校時間につきましては、個人差がございますが、小学校はおおむね30時間から100時間の間、中学校は40時間から140時間の間となっております。

これは、児童・生徒の人数が少ない学校も、多い学校もほぼ同様の状況となっております。担任を持っている先生や経験年数の浅い先生、教務主任などの先生は、在校時間が長い傾向

にある状況となっております。

茨城県の状況でございますが、こちらは昨年10月に1週間、県内の公立小・中学校80校を対象として調査を行っており、その結果によりますと、小・中学校ともに1日当たりの平均勤務時間が前年度の全国調査を上回った状況となっております。

また、小学校の8割以上、中学校の6割以上の教員が家庭に仕事を持ち帰り、自宅で校務を1時間以上行っているという状況もございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） まず、平均で中学校で6月期だけとはいえ、月に90時間ということは、かなり大きな数字だと思います。月20日の勤務で考えれば、勤務日ごとに4.5時間余計に、正規の勤務時間というかどうかは別にして、在校してなんらかの仕事をしているということだと思います。

この問題で、私は前から難しいと考えているのは、ばらつきもあるんですが、必ずしも普通の労働者として、働かされているだけではないということで、かなり積極的に長時間働いてしまう先生もいらっしゃるということですね。その意欲も、場合によって酌む必要もあるし、かといって健康を害するようなことがあってはならないというところでバランスが必要だし、そのことも考えて、対策も考えなきゃならないと思っています。

これは、私自身、昔の職場で研究機関に勤めていまして、私や周りも含めていろんな状況がありました。研究員というのは、勤務時間とは別にかなり働いてしまう、働かざるを得ない部分もあるんですが、積極的に好きでやっている人もいます。人によっては、よく仕事が趣味という人がいるんですけれども、全く逆の話が多いんです。つまり趣味を仕事にしたという、そうするとかなり熱中してやりまして、ただやっぱり働き過ぎると、いろんなしわ寄せがきて、耐えられない人は潰れてしまうこともあるので対策を考えていかなければならないと思っています。

じゃ、どういうことで時間を使っているのでしょうか。その辺、調査の結果があればお知らせください。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

勤務の内容でございますが、時間外在校時間に占める割合で一番多いのが学年・学級担任としての業務、学習指導等教科指導に関する業務で、小学校では約67%、中学校では約50%を占めております。次に多いのが、生徒指導、保護者対応などの校務分掌関係の事務で、小学校では約33%、中学校では25%となっております。さらに、中学校におきましては、部活動の指導がございますので、そちらが約24%という状況になっております。

教材研究などで、外の先生方と一緒にいたりすることも多いため、必然的に放課後になってしまうという現状も要因の一つかと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 約50%が、学習指導等の教科指導に関する業務ということです。それから、教材研究などで他の先生方と一緒にいたりすることも多い、だから放課後になってしまうというのは、私、労働組合もやっていましたけれども、その学習指導の準備とか、そういうことが労働の範疇に入っていないと、使うほうが認識していると疑われても仕方がない状況だと思います。となると、授業時間等もありますから、必要なのは教員の増員ではないかと考えます。教員数をふやせば、どのように緩和できるとお考えでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

児童・生徒の数が減少しているため、配置される教職員の人数も比例して減ってきておりますので、それによる負担の増加は当然発生しているため、配置人数をふやすことによって緩和される部分もあるとは考えおります。しかしながら、配置人数の増員はすぐに実現することはなかなか難しい、大きな課題であるとは考えております。

今年度は、生徒の健全な成長の配慮に加え、顧問教員の負担軽減の観点から、部活動の運営方針を定め、休養日を含めた適切な活動時間の設定を進めているところでございます。

さらに、今年度は試行でございますが、お盆、県民の日に学校閉庁日を設定し、教職員が休暇を取得しやすい環境を整えるなど、働き方改革の取り組みを進めているところでございます。

また、県の教育委員会では教職員の負担軽減を図るため、学校業務の外部委託の手法について検討されております。現段階では、モデル的に取り組みを進める予定となっておりますが、今後の動向のほうを注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） いろいろ社会で問題になっていることもあって、県レベルも含めて対応しつつあるということは多少認識できます。ですが、大事なのはやはり教員の人数をふやすということではないかと思っています。これについては、難しいということも重々わかります。ですけれども、これがまず第一に取り組んでいくことと考えています。

いろんな手で手当てをして、目先のことで問題をかわすということの意味がないことではないんですが、やはり根本の人をふやすということが大事かと思っています。

一部業務の外部委託等については、仕事の質を維持する観点で問題も生じる可能性があるもので、安易に進めることなく慎重に検討していただきたいと思います。

私のもとの職場も、人員を減らす圧力の中で、外部ソーシングとか言いまして、あたかもそれがいいことかのように進められて、いろいろ仕事のレベル低下、それから現場力と言ったらいいですか、実践的な力の減退ということが見られるようになっていました。それに対

して、各現場が抵抗するというのは、なかなか今の情勢では大変ですけれども、根本の問題をしっかりと主張しながら対応していくということが大事かと思っています。

この問題は、今回の一般質問で終わりにするつもりではありません。今後とも、対応等を見ながら、私も皆さんの努力を見ていきたいと思っています。

次に、やはり学校関係のお話です。

通勤・通学路、通勤は先生です。小学生や中学生では通学路ということになりますが、危険調査がどうなっていますかということです。これは、遠藤議員も全く同じ質問していますが、遠藤さんの質問を聞いてなかった方もいらっしゃるので、簡潔で結構ですからお答えください。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほど、遠藤議員のほうでは詳しく答弁させていただいたんですが、お話がありましたので、簡単に説明させていただきます。

ブロック塀、またはブロック塀の構造物ということで、市内小・中学校の調査につきましては行いました。ブロック塀のほうは、額田小学校、菅谷小学校、那珂二中、瓜連中ということで、4カ所の構造物がございました。こちらにつきましては、3カ所が基準法に合致していないということで、菅谷小、那珂二中、瓜連中については既に対応を行っているところでございます。

1点、額田小につきましては基準法に適合しておるんですが、こちら内部の鉄筋の状況のほうをもう一回確認したいということで、今確認する日程のほうを調整しまして確認作業をするところでございます。

現在、危険な箇所につきましては、学校内のブロック塀は対応済みということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ブロック塀については、適切に対応しているようにお見受けいたします。

今後のことなんですけれども、諸法令に適合しないような物を間違えて使わないように、今後注意していただきたいと思います。

特に、増設や改設のときは見落としされやすいので、注意をしてほしいと思います。

また、大阪でブロック塀が問題を起こしましたが、ブロック塀だけではないと思うんです、危険の可能性というのは。だから、それもこれを機に見ていただきたいと思います。

次に、通学路について、これも遠藤さんがご質問なさっていますが、簡潔にお話してください。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

通学路につきましても、先ほど16カ所、危険箇所を把握しているということでお話をいたしました。

多くの学校のほうでは、危険であると判断できる塀は把握している状況ではございます。

その対応でございますが、学校によって手法は異なりますが、児童・生徒の安全指導や保護者・PTAへの周知、地域パトロール隊への周知や情報共有などを行っております。

また、所有者には広報等による周知、今後も行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 対応はできておるとは思いますが、児童への指導をよろしくお願ひしたい。危ないところを、いつも理解しながら通学してもらおうということと、地震等があったら、そういうものの様子を見て適切に逃げる。慌てて逃げて、反対側で交通事故に遭っても困りますので、その辺も含めてよろしく対応をお願ひしたいと思ひます。

次に、教室の温度、湿度などの現状についてをお伺ひします。

今年の猛暑で、実際の教室環境というのは、温度・湿度・熱射状態などはどうなっていましたでしょうか。また、文部科学省が環境衛生基準を変えましたよね。その辺、市としてどのように認識しているかをお伺ひしたい。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学校の環境管理につきましては、各学校におきまして毎日温度の計測、一部学校では湿度もあわせて計測しております。通常は、定刻に計測しておりますが、今年のように猛暑が続いている場合には、多くの学校で一日複数回温度計測を行っております。

しかしながら、今ご指摘ありましたとおり、文部科学省の定める教室の環境衛生基準である17度以上、28度以下には、猛暑日などは実際適合できてないのが現状でございます。

今年は猛暑日が続き、各地で熱中症患者が多発しておりますので、各学校におきましては、できる限りの対策を講じているのが現状です。

児童・生徒の健康観察の徹底や一日の気温上昇の予報確認、休憩時間の設定、水分補給の徹底、休み時間の屋外活動の制限、部活動の活動制限などにより、熱中症の予防に努め、児童・生徒の健康管理に留意しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 文部科学省の環境衛生基準の変更を認識しているということなので、その点は納得いたします。

私自身の経験ですが、何十年も前なんですけれども、小学校で一日に1回だか、2回だか忘れましたが、定時に観測するというのがありました。それは伝統的なやり方なんですけれ

ども、今日では電子機器が発達していますので、安い費用で連続観測ができるようになって
います。ですので、代表的な教室からでもよいですから、一日の時間による変化も把握して、
どういう問題があるか検討してもらいたいと思います。

あと、暑いというときに、大体皆さん気温を第一に考えます。次に、もう少し考えるのが
湿度です。だけれども、もう一つ大事なものは輻射の量です。これも含めて、よく考えていた
だきたいと思います。

生徒・学生には、特別不快ではない環境でという言い方にしかならないのですが、勉学に
励んでもらいたいと思っています。

熱中症のリスクがあるという状況で、文部科学省の環境衛生基準にも適合できていないと
いうことがありますので、具体的な対策をそろそろ講じるべきかなと。

それで環境を整えるには、断熱・遮熱・気密・換気、あと蓄熱・蓄冷ということが大事な
んですけれども、これらを普通の建物で早急に対策するというのはなかなか難しいので、一
番手っ取り早いのはエネルギーは使いますけれどもエアコンの設置かなと、これは遠藤さん
もおっしゃっていたような話です。特に、環境衛生基準が整わないということですから、エ
アコンの設置を求めたいと思っています。これも遠藤さんに、既に答えていますけれども、
簡潔にお答えください。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

今、先ほどの遠藤議員のときにもご答弁申し上げましたが、これまでの特別教室等のエア
コン更新の後の年次的計画を立てて、普通教室という方針でございましたが、この夏の暑さ
を受けまして、子供たちに適切な教育環境を提供するには、やはりエアコンの設置のほう
が急務と認識のほうを強くしたところでございます。

今後、普通教室のエアコン整備のほうは、最優先課題として取り組んでいきたいというふ
うには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ということで、担当部署はやる気満々なんです、予算準備の裏づけ
がないと実施できませんので、市長の答弁を、これまた再びお願いします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど、遠藤議員への答弁、それから教育部長の答弁と同様でござい
ますけれども、本市といたしましても、今年の夏の高温気象は異常であり、地球温暖化の現
状を鑑みますと、今後も同様な気温で推移していくことは高い確率で想定できると判断し、
普通教室へのエアコン整備は教育環境整備の最優先課題であると考えております。

先日、入院患者が死亡したある医療機関がエアコンを設置しない、あるいは運転させない
ということで、殺人罪を視野に捜査中であるというふうに聞いております。そういったこと

も鑑みますと、今後、国の財政支援も期待するところでありますけれども、来年度から設置工事に入れるようスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 前向きにやっていただくということで歓迎いたします。

ただ、一斉にわっとやるとお金が足りないとかいうことがあります。その場合でもとにかくできることをやっていくということをお願いしたいと思います。

もちろん学校ごとに、あるいは教室ごとに、程度のいい悪いというのはもともとあって、それに優先順位をつけることも必要かもしれませんが、必ずしも一斉にやらなくとも、とにかく前進してほしいと考えています。

次に、保健所統廃合問題についてお伺いします。

私は、いろいろ認識不足で、先日新聞報道で茨城県が保健所のいくつかを統合しようとしていることを知りました。また、同じことをもう少し詳しい情報を、私の同僚の共産党の外の議員からも聞いています。

那珂市は、保健所の統合に反対しているということも存じています。そこで、いくつかお聞きしたいと思います。

まず、茨城県が統廃合しようとする目的は何だと、つまり何を理由に統廃合したいと言っているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

茨城県では、県内の保健所につきまして、地域保健対策の拠点としての専門性の確保や新型インフルエンザ等の感染症対策、大規模災害時の医療救護体制の確保といった健康危機管理の観点から、機能強化を図る必要があると説明しております。

また、地域保健法や指針の趣旨に従って、保健所管轄区域を現行の二次保健医療圏に合わせる必要性や慢性的な医師不足の中で、保健所長になる人材の確保、分散して配置されている保健師等の限られた人的資源につきまして、保健所の再編・集約を行うことによって、機能・体制の強化を図ることを目的としまして統廃合を検討しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） お話を伺いましたが、ちょっと理屈が納得できない点があります。1つは、専門性の確保とか、そういうことでいくつかまとめれば人数がふえて、その中で専門家が育てられるという考え方なのでしょうけれども、ただ、例えば保健所ごとに、その専門性のあるチームがある保健所、ない保健所があったっていいわけですね。保健所間の相互連携で、トータルに機能を上げるということもできると思います。

保健所長は、医師でなきゃいけないという制約があるようで、これはなかなか難しいかも

しませんが、これもやっぱり処遇等を考えて、あとはやる気が出るような仕事を提示しながらやっていけばいい話じゃないかなと思います。ですので、県は基盤強化を目的と言っているけれども、むしろ全体のサービス低下になるんじゃないかという懸念がします。

保健所の場合、何かあったら、職員が現場に行ったり、サンプルをとったり、あるいは現状を見てアドバイスしたりと、そういうことが必要なことが多いと思います。例えば、食中毒の発生とか、地震・洪水等の災害でもそうです。

今でさえも結構広い範囲、大宮とか、常陸太田は非常に広いですよ。選挙の応援に行っ
てわかるんですけども、それでさらに遠いところに保健所を置いたら、何かのときの対応が非常に迅速からほど遠い対応になってしまうんじゃないというふうに思います。ですから、私としてはそういうことも考えて、単純な経費削減や人員削減策として統合することには反対してほしいと考えています。

市としては、今まで反対を唱えているわけですが、再度その辺のお考えをお伺いしたい。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成30年4月と5月に、茨城県保健所再編検討懇話会が開催されまして、具体的な保健所再編案や再編に向けてのスケジュールが公表されました。これを受けまして、平成30年7月9日に那珂市、常陸大宮市、大子町の2市1町で茨城県知事宛てに保健所再編に関する要望書を提出しております。

この要望書では、常陸大宮保健所とひたちなか保健所の再編にあたっては、両管轄区域の地理的な条件はもとより、生活圏や交通事情を考慮した中で、保健医療圏の圏域設定の見直しを含めて十分検討すべきものとし、常陸大宮保健所の現機能での存続を求めています。存続を求めた上で再編を考えるのであれば、地理的条件を考慮した再編案で比較検討するとともに、検討するにあたっては、医師会等の関係団体から意見を十分に聞くことを求めています。

このことを受けまして、県では県内各自治体等から要望を受け、再編時期を平成31年4月からとしていたものを、より丁寧な説明、議論を行うとし、スケジュールを大幅に見直しています。

保健所の機能につきましては、大規模災害発生時の対応や感染症対策はもとより、市民生活と関連する食品衛生、環境衛生、薬事衛生、健康危機管理、精神保健、母子保健、難病等、多岐にわたっております。その保健所の果たす役割は大変重要と考えておりますので、今後とも常陸大宮保健所の存続に向けて、県へ働きかけを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。

単に、反対反対じゃなくて、全体の機能を考える上で考えを述べて行動する姿勢でいるの

で、心強く思います。ちょっと定見がないと、私から見える県の発想、ぜひただしてほしいと思います。

次に、国民健康保険、それから国民健康保険税の見通しについてお伺いします。

今年度、つまり今年の4月から国民健康保険は那珂市独自の会計から県会計へ制度移行します。来年度は2年目になるわけです。

それに対して、将来の見通しはどうか。そして国民健康保険に入っている方は、平均的には収入が低い方が多いということで、そのグループの中でならして税負担の中で医療費等を捻出する。もちろん国などが出資はしていますが、年々その額は減らされる傾向にありますので、ぜひともそれが減らないように努力していただきたいと考えています。

このことも含めて、2年目の見通し、それから低所得者層への保険税の減額ができるかどうか、あるいはどう進められているかなどをお答えいただきたい。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国民健康保険の会計につきましては、加入者の皆様の保険税と国や県、支払基金等からの補助金、一般会計等からの繰入金及び前年度からの繰越金等で賄われております。

市の平成30年度当初予算につきましては、歳入不足を補うため、国保の基金から1億4,408万円の取り崩しを行う予定でございましたが、平成29年度の繰越金が3億6,285万円発生したことから、この繰越金を充当することにより、基金の取り崩しを行わないで対応できる見込みとなっております。

今まで新年度予算に充当してきました繰越金につきましては、平成30年度から、議員がおっしゃられましたように新しい国保制度になっております。国や支払基金からの補助金が茨城県において一括歳入されることになり、今までのような繰越金の発生はなくなるものと思っております。

また、歳入不足分を基金等で対応してまいりましたが、現在の基金は3億8,100万円となっており、歳入不足の基金取り崩しのみで対応することは限界があり、国への国保事業費納付金の動向によっては、2年から3年で基金が枯渇してしまうことが懸念されております。

さらに、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化等により、医療費の増加も懸念されております。県に納める国保事業費納付金の算定にあたっては、この医療費の増加が大きく影響されております。

ただいま説明したような、このようなことから、2年目の見通しということになりますが、新しい制度になりまだ間もないことから、現時点において31年度の納付金がいくらになるか、見通しを立てることは非常に難しく、さらに基金等の状況を見ますと、国保税の減額を検討する状況にはないと考えております。

しかしながら、市としましては保健事業、特定健診等のさらなる充実やジェネリック医薬品の使用率向上など、事業を積極的に展開し、医療費の抑制には努めてまいりたいと思っております。

おります。

また、低所得層の保険税の減額につきましては、国において軽減対象となる基準額を年々拡大しており、低所得者層が減額対象に該当できるよう対策を進めております。

市としましても、所得の確定により、減額の対象となるように、未申告者に対して申告を促すなど、税の軽減措置の適切な運用に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 軽減対象になる方への未申告がないように案内するというのは、ぜひ続けていただきたいと思えます。

実は、こういう質問をまだ新制度になって半年ぐらいで聞くのはなかなか心苦しいのですが、県とか国がいろいろよからぬ思惑で動いているので、そうではないんだぞと。何を言っているのかというと、一般会計から繰り入れるなどということをいろいろ言っていますよね。それを抵抗してもらいたいがために、中間状態でありながらこういう質問をしています。

前回、この件で質問したときは、今回答にありましたように、基金から約1.5億円を取り崩す予定だという話だったんですが、これが取り崩さずに済んだのがよかったと思いますが、回答のように、これまで直接市に入ってきた補助金等が、県に入ってからなのでどうなるかわからないというところでなかなか難しい答弁だったかと思いますが、市民の要望があるということでご理解いただきたいと思えます。

次に、福島第一事故関連で、那珂市が使った費用についてお伺いします。

私は、もともと原子力関係の人間で、原発問題に関心が強くあったわけで、関心の中心が次に同じような事故、あるいはもっとひどい事故かもしれないと、起こさないということが中心になっていまして、その他のことについては、余り深い関心がなかったんですが、最近いろいろその他のことについても気にするようになりました。

そこで、各自治体で、那珂市も含めてですが、いろいろ汚染検査とか、福島事故がなければやらないで済んでいる業務、仕事がたくさん入っているということを理解しました。

那珂市について、その状況を知りたいということで質問します。

まず、汚染検査などでどれだけの費用を使い、またそれらの費用を東京電力に請求しましたかということです。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

本市では、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力損害について、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）の規定に基づき、継続的に賠償手続を進めております。

また、東京電力が損害賠償責任を負うべき原子力災害の範囲につきましては、原賠法第18条に基づき、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会で定めた指針に基づいて決定されております。

このような状況の中、本市では東京電力に対し、損害賠償範囲に含まれない費用も含め、福島第一原子力発電所事故対応として、8月1日現在で事故発生後から平成29年3月31日までの期間に要した費用分全8回で、合計5,528万8,368円を請求し、賠償が認められた全額の2,261万5,338円の賠償金が支払われております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。

那珂市側で賠償されるべしと考えた額の半分ぐらいしか支払われてないということですね。東海第二の運転再開に関連して、電力会社などは事故があれば損害を賠償されますなどと言っていますが、那珂市のように良心的なものを請求したものでさえ、半分しか認められていないという現状がよくわかりました。やはり事故は起こさないで、請求しないで済むことが大事かなと私は考えます。

次に、やはり原子力関係で、広域避難計画の策定問題についてお伺いします。

県の地域防災計画、これを見ますと、原子力施設はいろいろありまして、もちろん核燃料施設、研究炉、再処理施設などありまして、それぞれに緊急時防護措置を準備する区間の範囲がおおむね500メートル、あるいは1キロメートル、あるいは5キロメートルなどと小さくなっています。小さいというのは、その原発に比べてということです。原発の場合は30キロメートル、いわゆるUPZとかいう、何の意味だかわからない記号なんですけど、県や国の基準あるいは事故の想定がそのまま正しいと考えているわけではありません。ですが、リスクに応じて防護措置の備えをするのは間違っていないと考えます。軽い、あるいは小さ目の事故だったら、小さい計画でいいと。過剰に大きな計画にする必要はないという考えです。

もし、東海第二原発が廃炉を決め一定条件がそろえば、現在の30キロ圏内の圏と言われていた緊急防護措置の準備は不要であろうと考えますが、つまり縮小できるという意味、ゼロではなくて、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

まず、基本的に国で定めます原子力災害対策指針に基づき、原子力施設から30キロ圏内の自治体は、原子力災害に備えた広域避難計画を策定することとなっております。

ただし、議員がおっしゃられるとおり、法律の規定に基づく廃止措置計画の許可を受け、かつある一定の条件を満たすことで、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から5キロに縮小され、区域の全てがUPZ圏内となることで広域避難計画の策定する範囲も縮小されることとなります。

しかしながら、広域避難計画策定を所管する部としましては、置かれている立場で求められている条件を粛々と進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 傍聴者にわかりやすいように補足すると、原発が、廃止措置を認可され、動かさないということ、もうそれでいいよ良かったよと。それから、具体的には核燃料がある程度、安全と見られる状態に保管されているということになれば、このUPZとって、もともとは30キロ圏内に要求されたことが5キロ圏内でいいと。それから、慌てて逃げるとかもなくなるんですよね。ですから、広域避難計画がめっちゃめっちゃ軽くなります。ですから、やはり動かさないのが一番いいと私は考えています。

次に、やはり東海第二原発について質問します。

東海第二原発の運転期間延長の可否の規制委員会の裁定というんですか、それは本年11月までになされないと再運転を認めなくて、結果として再稼働なしということになってしまいます。ですが、日本原電は再稼働などの準備を進めていますから、11月に認可されれば、かなり工事などを本格的に進める可能性があります。

今は防潮堤などの工事を進めているとは言いつつ、ちょっとずつしかやってないんですよね。お金がないからという説もあるんですが、必ずしもそれだけじゃないと私は思っています。

それで、新しい協定が今週にできました。その協定によれば、運転には6市村の協議体の事前了解が必要とされています。ですが、その了解の確認、あるいは否認は、どのような時点で協議されるのでしょうか。つまり、日本原電が全ての準備が終わって、あとはもうスイッチを入れるだけだみたいな状態になったときに、運転させてくれと言って、そうすると半分既成事実をつくってしまったようなものになります。

だから、ノーと言うのも、日本原電に多大な、経済的な負担をかけることになるわけです。

逆に、そんなものを盾にされて押し通されても困るということなので、早急に運転可否の議論というものはなされるかなと思っています。

これは、首長さんたちだけじゃなくて、周辺の住民、あるいは周辺の議会についても、同様に私は考えています。早く、率直な議論を進めたいということですね。

それで、この件に関して、那珂市の見解はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

3月に日本原子力発電株式会社と東海第二発電所の周辺6市村で構成いたします原子力所在地域首長懇談会において締結をしております。

新協定、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定により、新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に関する実質的な事前了解の権限が担保され、6市村全てに新たな同等の権限が付されました。

議員ご質問の新協定でございますが、どう使っていくかということでございますが、まず

はこの新協定により、市として重い責務を負ったことを認識しております。

その上で、原電が東海第二発電所を再稼働するとなった場合、慎重に判断する必要があることから、新協定の権限によりそれぞれが納得するまでとことん協議することとなると考えております。

なお、新協定に規定します協議会は、6市村での合意形成を図る観点から議論を行い、意見の調整を図る重要な任務を負うために、備えとして早期に設置できるよう関係者と協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ちょっと私認識してなかったんですが、協議会というのはまだできてないということですね、つくることになっているけれども。

ぜひ、早急な議論を率直な議論で方針を決めていただきたい。

次に、その中でできるだけといいますか、東海第二原発を動かさないで済むように努力していただきたいと考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告2番、花島 進議員の質問を終ります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 木野 広 宣 君

○議長（君嶋寿男君） 通告3番、木野広宣議員。

質問事項 1. 就学援助の対応について。2. ひとり親支援について。3. 終活について。
4. 健康診断について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野広宣議員。

〔9番 木野広宣君 登壇〕

○9番（木野広宣君） 議席番号9番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回は以前に質問させていただいたことを含めて4項目について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、就学援助の対応について質問をさせていただきます。

就学援助は児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度であります。しかし、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給はされるものの、国の補助金交付要綱では国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。今般、文部科学省はその要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入と新入学児童生徒学用品費の単価を従来の特額、小学校で2万470円から4万600円、中学校では2万3,500円から4万7,400円とするとともにその支給対象者にこれまでの児童・生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文科省からはこの改正に合せ平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされたところであります。

しかしながら、この措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回準要保護児童生徒はその対象になっておりません。また、要保護児童生徒の新入学用品の支給は基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、市区町村においてこの文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の変更は一部の例を除き、基本的には生じないと認識しております。

この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応について、今後文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について市区町村においても判断していくこととなりますが、今回の国における改正の趣旨及び市区町村における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、少しでも早く準備を進めることが重要と考えられます。具体的には就学援助における、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について今から確実に準備を進めていくことが必要と考えられます。

先ほども述べましたが、経済的に困窮している世帯がランドセル購入などの小学校入学準備費用を用意しなくても済むよう、義務教育の就学援助の入学前支給が全国の市区町村で広がっております。交付要綱の改正で入学前にも就学支援金を支給できるようになりましたが、茨城県内の状況を調査したところ、30年度までに小学校は19市町村が、中学校は22市町村が入学までに支給を行っています。来年度から実施予定が小学校で12市町村、中学校で同じく12市町村となっております。

一方、時期が決まっていない、検討中が小学校で7市町村、中学校で4市町村であります。現状でまだ検討していない市町村は、茨城県内で6市町村ありますが、北茨城市、潮来市、神栖市、鉾田市、大洗町、大子町になります。支援金の支給金額も市町村によって格差があ

ります。小学校の場合、4万600円支給が30市町村、2万6,020円が1市、2万600円が1市、2万470円が7市町村、1万9,900円が7市町村、1万1,420円が1町となっています。日立市などはランドセルを支給した上に4万600円を支給していますが、茨城町は1万1,420円と約4倍の差が生じてしまっております。中学校は4万7,400円が34市町村、2万3,550円が5市町村、2万2,900円が4市町村、2万470円が1町となっております。

茨城県の就学援助費の支給状況は、私がいただいた資料を見ますと、やっぱりかなりの格差が出ております。その中で、那珂市におきましては小学校においては検討中となっており、中学校は平成31年度より開始となっております。一覧表を見ますと、守谷市などはいち早く平成28年度に実施していることはわかります。

そこで、市としての考え方、対応について就学援助制度の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

就学援助制度でございますが、この制度は経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対しまして金銭の援助をするものでございます。援助対象となる主なものといたしましては学用品、通学用品、新入学用品、修学旅行費、給食費、医療費などがございます。対象者でございますが、平成29年度実績で小学校205人、中学校111人となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 対象者につきましては思ったよりも結構いるのが今の答弁からもわかります。では、この援助については市ではどのような周知をして、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

この制度につきましては、毎年度学校を通してチラシを保護者に配布して制度案内をしております。また、新入学児童については就学時健診の際に案内を配布している外、ホームページや子育てハンドブックに掲載し、周知をしているところでございます。

申請につきましては学校を通して教育委員会に提出する流れとなっております。援助に該当する要件としましては、生活保護世帯やそれに準じる世帯、住民税の非課税やまたは減免の世帯、児童扶養手当受給世帯などでございます。また、関係する社会福祉課やこども課と連携をとり、該当する世帯の漏れのないよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、最後のところで必ず漏れない取り組みをということですので、必ずその辺はお願いしたいと思っております。

次に、格差についてですが、県内市町村で支給額等について格差があるのかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

支給金額につきましては、市町村により若干のばらつきがあるのが現状でございます。県内全市町村は把握しておりませんが、例えば学用品費について比べてみますと、本市は小学校で1万1,420円でございますが、県内の8割程度はこの金額になっているようでございます。低いところでは3,420円から高いところでは10万円も超える自治体もございます。新入学用品では、本市は小学校で4万600円、これは県内75%程度がこの額となっておりますが、県内では最高額かと思われまます。一番低いところでは1万235円となっております。本市の金額設定につきましては、国で示しております額に準じて設定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 先ほども述べましたが、那珂市では国が示している額に準じて、小学校では4万600円と設定しているとのことで安心いたしました。また、ただ、かなり格差があり、子育てしやすいという行政の対応によってはかなり違うということがわかります。ぜひ、那珂市も前向きな対応を崩さずに維持していただきたいと思っておりますので、今後もよろしくお伺いいたします。

では、入学前支給についてですが、新入学の学用品も対象となっておりますが、その支給時期について入学前にすることはできないのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

支給認定の流れでございますが、これまでは毎年5月下旬までに申請を受け付けまして、その後要件に該当するか審査を経まして、6月下旬に認定の決定を行っていたことから、実際の支給については7月以降になっていたところでございます。しかしながら、新入学の準備には4月前の出費が必要であり、支給時期の前倒しが以前から指摘されておりました。本市としましては、認定時期見直しや転入など、他市町村との調整が必要な場合もあることから、慎重に方法を検討してまいりましたが、新中学生につきましては今後は3月に支給する方向で考えております。新小学生につきましては、事前の該当者把握等が困難であるため現段階では難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

確かに新中学生につきましては3月に支給する方向との考えを伺い、前向きに取り組んでいただいていることがよくわかります。ただ、新小学生については難しいとの考えもわかり

ますので、順次前向きに考えていただけるようお願いいたします。そういうことの積み重ねが子育て支援にもつながっていくのだと思いますので、さらなるご検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、この制度について那珂市独自で運用している点などがあるのか、また、今後についてどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

この制度の運用でございますが、本市は県内の状況で比較しても決して劣っていないものとは考えております。これまでも国の基準額が上がれば、それに準じて改定するなどの対応をとってきたところでございます。また、先ほどご説明しましたように、新入学の中学生につきましては3月に入学用品費の支給時期を前倒しする予定であり、運用面でも対象者の利便性向上を考えているところでございます。周知方法につきましても以前はホームページのみとなっておりますが、平成27年度から全保護者に制度を周知しまして、積極的に該当者を把握し援助を行っているところでございます。

今後も国の基準変更があった場合などは合せて対応を行い、早急な対処をしてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今の教育部長の答弁で、那珂市は前向きに考え取り組んでいることが十分理解いたしました。今後も国の基準に合せて対応していただき、那珂市のよさをもっと出していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、今まで那珂市におきましてはいろんな部分で結構先行型のことが多かったんですが、今回に関してはこの就学援助につきましては検討中ということだったものですから質問させていただきました。

以上で、この項の質問を終了いたします。

次に質問に移ります。

ひとり親支援について質問いたします。この質問は小宅議員も質問されておりましたが、私も今回制度が改正されましたことに伴いまして質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

所得が低いひとり親世帯の経済負担を軽減する児童扶養手当制度が拡充され、全額支給、第1子で月4万2,500円、第2子で月1万40円、第3子以降で月6,020円を受けられる年収の上限が引き上げられました。新たに約15万人が全額支給の対象となり、手当の支給は年3回、4カ月分がまとめて支払われるため、新たな金額での支給は8月から11月分が支払われる12月からとなります。

今回の拡充により、全額支給の年収上限は子供1人の場合は従来の130万円未満から160

万円未満となり、2人の場合は171万7,000円未満から215万7,000円未満になり、3人の場合は227万1,000円未満から270万円未満に引き上げられました。児童扶養手当制度では年収上限を超えた場合、年収に応じて全額支給よりも減額され、一部支給となる今回の全額支給の年収上限引き上げに伴い、一部支給のうち約40万人も最大で月5,600円増額されます。支給方法も見直され、現状は毎回4カ月分がまとめて支給される年3回払いではありますが、2019年11月分からは2カ月分ずつ支給される年6回に細分化されます。受給世帯の収入のばらつきを抑え、計画的に使いやすくするため法改正が実施されたものであります。

児童扶養手当は、離婚によるひとり親家庭など父や母と生計を同じくしていない児童を育てる世帯の生活の安定と自立促進を目的に支給されます。2017年3月末現在で約101万世帯が受給しております。

そこで、初めに現状についてですが、市のひとり親世帯の数はどれぐらいなのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり親世帯につきましては、平成27年の国勢調査によりますと1,840世帯となっております。そのうち子育て世帯のひとり親世帯になりますと、児童扶養手当の対象者がおおむね世帯数となっておりますが、平成30年3月末現在においては488世帯でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かにひとり親世帯イコール児童扶養の対象者となるわけで、約500世帯の方がいらっしゃることがわかりました。

次に、どのような支えを行っているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず、手当につきましてはですがひとり親等の生活の安定と自立を助ける扶助としまして、児童扶養手当がございます。所得に応じて全部支給される方、一部支給される方がおりますが、全部支給される方であれば平成30年度は対象児童が1人の場合は月額4万2,500円、2人の場合は5万2,540円が支給されます。また、市単独事業としまして病気や事故などにより父や母を失った遺児などに対しまして、学資金を支給する遺児等学資金がございます。

子育て支援の軽減負担としましては18歳未満の児童及びその監護者の医療費の軽減を図るため、ひとり親家庭医療福祉費、いわゆるひとり親マル福と言われるものですが、こちらとか保育所、学童保育所の費用の減免制度を設けております。

最後に就労の支援としまして、ハローワークと協力しまして児童扶養手当の現況届提出時期に市役所に出張ハローワーク臨時窓口を設置していただいたり、就職に有利な看護師、保育士などの資格を取得するための養成機関で1年以上就学する場合に支給する高等機能訓練

費などがございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに今、市としては市単独事業として病気や事故などにより父や母を失った遺児などに対して学資金を支給する遺児等学資金というのがあるということで、これはすばらしいことだと思います。また、18歳未満の児童及びその保護者の医療費の軽減を図るためということで、前回県のほうで指針をされましたとおりに那珂市はされているということで、本当にすばらしいことだと思います。また、こういうことで今後とも那珂市としては引き続きいいことは続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、次に市としまして今後の支えや最終的な支援についてどのように考えているのか伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市といたしましては、ただいま答弁させていただきました施策を継続して実施するとともに国や県における各種制度の改正に準じた制度を対応してまいりたいと思っています。さらに生活にお困りの方への学習支援等や社会福祉法人において実施している子ども食堂などを通して、ひとり親世帯におかれた社会的、経済的状况を考慮しながら官民一体となって支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

確かに那珂市におきましては、前にもいただきましたこの子育てガイドブックというものの中に、このひとり親支援とかそういったことが詳しく書いてあって、本当にわかりやすいと思います。また、この子育てブックを発刊することによって子育て支援の一環として市民のためにわかりやすく説明されているわけですから、今後もこのご答弁いただきましたように県の指針、また、各種制度の改定があった場合には市として誠実な対応をしていただきたいと思います。また、ひとり親世帯の状況を考慮していただくことを考えて、また、前向きに考えていくことをお願いして、この質問を終わりといたします。

次に、終活について質問させていただきます。

近年高齢者が亡くなった後、納骨など人生の締めくくりを自治体が手助けする終活支援事業が広がっております。ひとり暮らしの高齢者がふえ、家庭環境が希薄になり、最後を誰にも託せない人がふえているため、団塊の世代の高齢化に伴う本格的な多死社会を前に動かざるを得ない事情もあります。自分の最後のことはできるだけ自分で準備をしておきたい、神奈川県をとりますと、神奈川県大和市では60代後半の男性が同市担当者の立ち会いのもと、納骨する寺や葬儀の内容を決めておく生前契約を事業者として結び、また、介護施設で

暮らし男性は独身で兄弟も高齢のため自分に何かあっても頼めない、将来周囲に迷惑をかけたくないと申し込んだそうでもあります。

大和市は2016年度から葬儀生前契約支援事業を開始し、主に身寄りがなく経済的に困窮している人が対象であります。契約の上限を設け、市の連絡先と葬祭事業者などを記載した登録カードをつくり、スムーズに連絡がとれるようにしました。市による定期的な安否確認も受けられます。身寄りがあり、一定以上の収入がある人にも事業者や司法書士会、行政書士会の照会などの情報提供をすることでもあります。千葉市におきましても市民向けの終活セミナーや相談事業をはじめ、葬祭事業を手がけるイオンライフと協定を結び、安心ケアセンターイコール地域包括支援センターが窓口になって相談を受け付けるようになりました。病院や施設入所の際の身元保証、遺言信託、生前整理などの契約も可能であります。担当者は介護現場からは亡くなるまでのケアはできても、その後は何もできない。本人の希望をかなえてあげたいといった声も上がったそうでもあります。

独居高齢者の増加に加え、家族や親族がいても頼れない、頼りたくない人もいるそうでもあります。そうした中、神奈川県横須賀市では、2015年7月から生前の意思を酌みながら、供養しようという身寄りがいない65歳以上を対象にエンディングプランサポート事業を始めました。市が窓口になり、高齢者が生前に葬儀社と契約を結んであらかじめ費用を払い、万一の際には葬儀社が手続を進める仕組みであります。利用は経済的に余裕のない高齢者に限り、葬儀用費用には上限を設けました。今年3月までに26件の契約が結ばれ、実際に葬儀も4件行われたそうでもあります。今年5月からは高齢の夫婦など終活を希望する市民に葬儀や遺品整理の契約先、遺言書の保管場所などを記入し、市に登録してもらう事業もスタートしました。登録者が亡くなったならば、連絡先に指定された家族や友人らに登録された情報を伝えて希望どおりに葬儀などが進むようにするとあります。

そこで、先ほども紹介しましたが、神奈川県の大和市では終活に係る支援事業を行っておりますが、那珂市では終活支援についてどのように取り組んでいるのかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話もありました神奈川県大和市になりますが、ひとり暮らしの高齢者の増加や家族関係が希薄になり、最後を誰にも託せない方がふえていることから、その対応に力を入れているというふうに聞いております。本市においては圏域ごとに委託しています地域包括支援センター、青燈会、ゆたか園、ナザレ園が中心となりまして、老後の不安を含めた高齢者の総合相談窓口として支援しているところであります。その中で、ご自身の葬儀等に不安にかかわる相談内容につきましては、年数件あるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、やっぱり今話を聞いても那珂市にお住まいの方もやっぱり

同じような悩みとか不安を感じていることがあると思います。それを地域包括支援センターに利用しているのが現状だと思います。那珂市では高齢者に係る相談については、市内3つの圏域ごとに設置している地域包括支援センターが中心に対応しておりますが、具体的にどういった相談を受けているのか、わかる範囲で結構ですのでお願いいたします。また、平成29年度実績では延べ何件の相談を受け付けているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

具体的な相談内容につきましては多岐にわたっておりますが、主なものとしまして介護保険や福祉サービスに関する事、認知症や高齢者虐待に関する事、家族関係や近隣トラブルに関する事、また、成年後見制度など、権利擁護に関することがあります。

また、平成29年度における相談件数につきましては、3つの地域包括センターの合計になりますが、延べ3,042件となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、先ほども話しましたが、やはりかなり相談されていることがわかります。それだけに心配なのが、本当に切実だというのが正直受け取れます。ただ、正直申し上げますと、包括センターだけをお願いするのではなく、少しでも市として対応していただきたいと思うところがございますが、再度市でも積極的な支援をしていただくことができると思いますので、その辺をご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以前も質問しましたが、先ほどもございました成年後見制度ですが、終活の支援の一つとして成年後見制度は有効な制度であると思いますが、市では制度普及に向けどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

成年後見制度は認知症等によって物事を判断する能力が十分でない方につきまして、本人の権利を守る支援者である成年後見人等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度でございます。

本市では、県央地域定住自立圏構想に基づきまして、水戸市など県央地域9市町村が連携し、県央地域成年後見支援事業を進めております。具体的な活動の内容としましては、成年後見制度の普及、啓発としてパンフレットの作成、配布や成年後見制度に関する学習会の開催、成年後見制度の利用支援に向けての権利擁護サポートセンターの運営などを行っております。平成29年度は総合センターらぼーるにおきまして成年後見制度市民学習会 in 那珂を開催しまして、民生委員の方や市内障害者関係団体をはじめ、280人の市民の皆様にご参加をいただいたところでございます。その際に、葬儀内容や財産等終活において整理しておいたほうが良いという項目をまとめましたエンディングノートというものを県央地域定住自立

圏で作成しておりますが、そちらのほうを配布しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。ちょっと待ってください。

傍聴者の皆様に申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに今、部長答弁にもございましたけれども、平成29年度にらぼーるにおきまして成年後見制度市民学習会議を開催したということで、民生委員の方、また、市内障害者関係団体をはじめ280人の市民の皆様にご参加をいただいたということで、やっぱりかなり関心があることだと思っております。また、先ほども言われていましたエンディングノートであります。こういったものを前回は配られたそうで、中を見ますとかなり詳しく書いてあり、成年後見制度とか、どのような手続が役立つとか、また、どのような種類があるとかいった内容が書いてありますし、問い合わせ先等も書いてありますので、今後もこのノートを使っていただきまして、市民の皆様にも周知をしていただきたいと思っております。せっかくですからこういうのを、市としてもアピールすることが大事なのかなと私は思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、今後高齢者の終活を支援する上で何が大事であるかということを考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市といたしましては、高齢者が将来の不安なく生き生きと暮らしていただきたいと考えております。議員ご指摘のように今後将来に不安を覚える高齢者もふえてくることが予想されますので、まずは地域包括支援センターを中心に民生委員の方、医療、介護の専門職員、各種ボランティアの方々や地域住民の方々と連携による地域包括ケアシステムの拡充により、引き続き相談支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、その相談支援に際しましては、先ほどご説明しましたエンディングノートを地域包括支援センターや民生委員の皆様にも配っておりますので、そのようなものを活用しながら説明ツールとして高齢者に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えております。

それとともに成年後見制度におきましては、任意後見制度としましてご自分であらかじめ任意後見人を決めることができる制度もございますので、このような制度の内容の周知活動にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、参考になるツールに関しましては、しっかりとツールを利用させていただきたいと思っております。自分の人生の最後には、年をとるごとに物すごく考えている方もいらっしゃると思っております。また、先ほども述べましたがこのエンディングノートをわか

りやすく説明されているので、市民の皆様にも再度周知をしていただくことをお願いしたい
と思います。今後も高齢者に寄り添った支援をよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

健康診断について質問いたします。

平成30年度第1回定例会でも質問いたしましたが、その後市民の方より胃の検診について
要望がされました。那珂市では現在、胃がん検診はバリウム検査しかできていないが、隣の
常陸大宮市ではバリウム検査と内視鏡検査を選択できるとのことで、那珂市も選択できるほ
うがいいよねとのことでありました。そのことを踏まえて、現状については以前の質問でも
伺いましたが再度確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、胃がん検診に当たってレントゲンによるバリウム検査または胃カメラによる内視
鏡検査の選択ができるのかどうかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在那珂市の胃がん検診につきましては、公益財団法人茨城総合健診協会に委託して総合
健診において胃部X線検査を実施しております。平成29年度より国の指針の改正に沿って、
茨城県におきましても茨城県がん検診実施指針に50歳以上の方を対象として胃内視鏡検査が
追加となっております。平成30年度におきまして議員お話にもありましたように常陸大宮市
など胃内視鏡検査の導入を始めている市町もありますが、本市におきましては導入の検討を
始めたところでございますので、現時点におきましては胃がん検診において胃内視鏡検査を
選択することはできないものとなっております。

なお、胃内視鏡検査の導入にあたりましては、単に検査の実施できる医療機関との契約、
委託契約だけではなく、検診の円滑な実施運営や精度管理、各種トラブル、偶発症の適切な
対応等に対応するために胃内視鏡検査運営委員会や胃がん検診読影管理委員会の設置が必要
要件となっておりますので、今後導入に向けてこれらの委員会の設置検討の準備を進めてま
いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、導入の検討を考え始めた段階であると伺いましたので、ぜひ、
前向きに考えていただきますようよろしく願いいたします。

また、その導入に向けては運営委員会及び管理委員会などの設置検討の準備があるという
ことなので、この辺も踏まえた上で今後ご検討していただくようよろしく願いいたします。
また、検診についての質問なので、以前にもピロリ菌検査をしてはどうかとの質問をさせて
いただきましたが、現在も同じ考えでいるのか再度お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

血液による簡便な検体検査であります胃がんリスク検診は、胃がんそのものを見つける検査ではなく、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、胃がんになりやすい状態かどうかを読む、AからDになります。が分類してやる新しい検査方法となっております。この検査で胃がん発生のリスクが高いと判断された場合には、内視鏡検査やピロリ菌の除去を行うこととなります。

この胃がんリスク検診につきましては、国が行った調査結果による胃がん検診ガイドラインにおいて、現時点では死亡率減少効果を示す科学的な根拠が不十分であり、市町村が行う対策型胃がん検診としては胃X検査及び胃内視鏡検査が推奨されておりました。胃がんリスク検診は集団全体の死亡率減少を目的とした対策型検診としての実施は勧められていないとされております。

このようなことから、現時点におきまして具体的な実施に向けての検討はまだ行ってないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに、前も同じような答弁をいただきまして、国や県の指針に定められていないということでピロリ菌検査はできないとありますけれども、隣のやっぱり常陸太田市などではピロリ菌検査を行っている自治体もありますので、その辺も今後とも検討をしていただきたいと思います。

日本ではおよそ毎年5万人の方が胃がんで亡くなっております。胃がんの死亡者はむしろふえているのではないかとというのが現状であります。団塊の世代が胃がん発生のピークを迎える2020年過ぎには胃がん患者数、死亡者数は7万人に達する可能性があるとも言われております。また、治療費もかなりかかると予想されております。胃がん検診とは別にピロリ菌検査と除菌を胃がんの予防対策として考えていただくことを今後検討していただくことを願い、私の質問を終了させていただきます。

以上になります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告3番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時50分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（君嶋寿男君） 通告4番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 人口減少対策について。2. 空き家対策について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島 猛議員。

〔14番 笹島 猛君 登壇〕

○14番（笹島 猛君） 議席番号14番、笹島 猛です。

通告に従いまして一般質問いたします。今回は大勢の傍聴者が来ていらっしゃいますので、張り切ってやっていきたいと思っております。

午前中、遠藤 実議員がさらりと空き家対策についてやっていただいたので、私はできる限り深掘りをしていきたいと思っております。では、よろしく申し上げます。

まず、空き家対策から進めていきたいと思っております。

近年の空き家状況は年々増加傾向にあり、総務省がまとめた平成25年住宅土地統計調査によれば2013年10月の時点で全国の空き家の総数は約820万棟に達し、住宅総数の約6,063万棟に対する空き家率は13.5%で過去最高を記録して空き家がふえております。これは、住宅を対象にした集計で空き店舗とか空きビル、空き地については入っておりません。そういったものまで入れますと、さらに大きな数字になると思っております。県内の空き家は約6万7,000戸、このうち特定空き家は12市町村で389件に上ります。空き家対策の第一歩となる空き家対策計画は44市町村のうちの7割の37市町村で策定済みです。平成29年度4月から那珂市空き家等の適正管理に関する条例を策定してから今日に至るまでこれまでの実績、そして主な取り組みの内容について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

条例施行後においては庁内での内部会議を開きまして、空き家等に関する対策の進め方を協議してまいりました。それにより自治会による調査時4段階評価で、建物の状態が最もひどいものの現況調査を実施しまして、台帳を作成したところでございます。現在は空き家等対策協議会の設置に向けて法務局、建築士会、その他の機関へ委員の委嘱依頼をしているところでございます。

今後は委員を委嘱しまして、空き家等対策協議会を設置する計画で進めております。

以上であります。

○議長（君嶋寿男君） 笹島 猛議員。

○14番（笹島 猛君） 部長、その空き家対策協議会ですね、その設置はいつごろになるんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

今年度中を予定しておりますが、年明け1月ごろには開催をするスケジュールで進めております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島 猛議員。

○14番（笹島 猛君） その概要とか、その協議の内容についてはまだ、案というんですか、そういうのは考えはあるんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 協議会を設置して、その中で協議をしてみたいと考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島 猛議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家はゴミの不法投棄のたまり場になったり、犯罪の温床になる心配がある外、地震が起こった場合、倒壊して避難経路を塞いでしまうなどの問題が懸念されます。その外にも空き家の管理状況が悪く、庭に植えた木の雑草などが隣地や道路に飛び出し、生活環境の悪化でお困りの方がいらっしゃると伺っております。

そこで、本市の空き家における除草や樹木の剪定の相談件数はどのくらいあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成28年度におきましては空き家で11件、空き地で76件、平成29年度におきましては空き家で10件、空き地で66件の相談がございました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島 猛議員。

○14番（笹島 猛君） 部長、そういう相談が受けた場合はどのような対応をしているのかな。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現地確認を行いまして、管理者との連絡がとれる場合は直接説明をし、指導をしております。連絡がとれない管理者へは文書送付による指導を行っております。また、除草業者等の相談があった場合はシルバー人材センターにおいて土地所有者等からの依頼を受け、空き地、空き家の除草作業を請け負うという事業を行っておりますので、これらを紹介するなどをしてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島 猛議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家問題については、市民の安心・安全にかかわることから早急

な対応が求められております。空き家であっても個人の財産ということで、所有者にきちんと管理していただくことが一番なわけです。しかし、相続問題などできちんと管理されず、放置されてしまうケースがあると思いますが、本市では所有者の死亡により相続人が決まらないうちで、問題解決に苦慮しているという、そのようなケースがありますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

相続未登記により管理者を特定するには時間を要したというケースはございました。これらは、今年度設置予定の那珂市空き家等対策協議会での相続問題等を含めた対策を協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家であっても個人等の財産であることから、なかなか踏み込めない状況もあります。慎重な対応が必要であると思いますが、この件に関しましてはどのような認識を持っていますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

貴重な個人の財産であることは認識をしております。そのようなことから、弁護士など構成委員となる那珂市空き家等対策協議会を設置し、その中で相談・協議して慎重な対応策を協議してまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家等の対策の推進に関する特別措置法第3条に「空き家等の所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるもの」と記されております。空き家等の空き地の管理及び対策は、その所有者等が責任を持って行うことが原則となっております。特に危険な空き家なんかに関しては行政が勧告、処分ができるようにもなりましたが、基本的には所有者の責任でやっていくことだと思います。経済的な支援策については国の補助金や他市町村の事例等を考慮して慎重に対応すべきと思いますがいかがでしょうか、市長に伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 空き家等対策の基本は、空き家等の適切な管理及び活用の促進を図り、そして、それを広く周知していくべきものと考えております。現在市では、空き家バンクを設置し、また、その登録者に対して利活用を推進する目的にリフォーム補助を行っています。これらの事業により管理不十分による防犯、火災、倒壊、衛生、環境等の地域住民の生活環境へ悪影響を与えていたものが少しでも抑えられるものと考えているところでございます。

また、空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施するための那珂市空き家等対策計画も今

後策定し、さらなる対策を慎重に対応していかなければならないというふうに考えています。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると市長、そうですか、空き家等対策協議会というのを設置してから、空き家等対策計画を策定して、発展的に組織化していくということでもいいんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど危機管理監からも説明があったと思うんですけども、そのとおりです。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると、今まで組織的なことじゃなく、個人的なことでいろいろ問題があった部分もありますけれども、今度はそういうレベルではなく、地方公共団体ということの組織としてのレベルアップを図っていくという考えでいいんですか、市長。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） そうですね。ただ、今、新聞等で拝見、見てわかると思うんですけども、強制執行で解体をしているというのは、ほとんど解消されないというような問題もありますので、その辺をどういうふうに対応していくか。これからこういう協議会の中でいろいろ検討して、自治体がなるべく損をしない、負担にならないような形での実施方法を展開していきたいというふうに思います。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると、レベルが例えば先ほど部長が言っていた4つくらいありましたよね。段階的ですか、使える、また使えるものとか、それから一部改修が必要とか、これは問題ないんですけども、一番問題なのは倒壊寸前ですよ。そういうのはどのような対策というのは考えているんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、お話ししたと思うんですけども、そういう最終的に危険なものは除去しなくちゃいけないというのは、これは当然のことですから。ただ、それを公共団体が行う場合に対して強制執行という形になりますけれども、いかに自治体に負担がかからないで効率的に、それから何か別な方法があればそういった方法を模索するというような形で、これから協議会のほうでよく練っていききたいというふうに思っています。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家等の対策に、対応に関する法令や空き家等が抱える問題など、関係する庁舎内で関係各課において必要に応じて今まではどうですか、部長。そういう会議とかを設けていたことはあったんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

庁舎内において関係各課による内部会議でございますが、平成29年度は2回開催してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家等に関する相談は、近隣住民から苦情や所有者からの改善対策などについては、その内容は多種多様にわたると思うんですよ。本市ではこの空き家等に関する相談窓口等というのはどのようになっているんですか、部長、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

空き家その周辺の環境問題についての相談は防災課、空き家バンクについては市民協働課、空き家バンクに登録した建物のリフォーム補助については政策企画課が対応してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 相談が相談ですから、相談者が迷わず相談ができるような、空き家に関する総合的な窓口を設置する意向なんですか、再度お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほど市民生活部長の答弁でもございましたように、現在空き家に関する業務につきましては複数の課が対応しているところでございます。議員のご指摘のとおり窓口が複数あることによりまして相談者が迷ってしまうなど、利便性の観点からも窓口を一本化する必要があるのではないかというふうに考えております。

先ほど遠藤議員の質問でも答弁したとおり、市役所の組織を見直すべく本年5月に行政組織機構検討委員会を立ち上げたところでございます。現在委員会におきまして空き家対策の総合的窓口設置に向けた組織の体制づくりを早期に実施できるよう検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 全庁的にこの空き家の対策に関する体制というんですか、それはやっぱりきちんと構築できるんですか、部長、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

今後増加が予想されます空き家問題につきましては、さまざまな相談内容に応じた丁寧な対応が必要になってくると思います。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますけれども、組織検討委員会の中で空き家対策の総合的窓口の設置に向けた検討を十分に重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 本年度より茨城県において空き家の利活用の除去、相続、売却等のあらゆる相談にワンストップで対応することを目的とした空き家相談会等への専門家派遣事業がスタートしました。本市においてもこの事業を積極的に活用して、空き家の相談会を実施されましたか、また、何件くらい相談を受けましたか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

当市では実施してございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） どういうわけで実施しなかったの。何か似通った部分があるからということですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

今後設置いたします空き家等対策協議会の構成委員は先ほど議員のお話にありました、県で実施している相談会のために依頼している方と同様の方々になるため、協議会で意見を聞きながら相談会の開催についても協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） これはどうなんですか、有効的なものなんですか。県がわざわざ派遣してくれるという、ぶしつけな質問なんですけれども、那珂市にとっては有効的なものかな、それは。そうでもない。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 県の事業でするので有効的だと思いますが、本市の考えとしては先ほどから繰り返しの答弁になりますが、空き家等対策協議会を設置しまして、その中で相談会などを開催していければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家等が抱える問題はそれぞれの物件によって異なり、多岐にわたることから法律、不動産、建築などの専門的な知識を有するさまざまな機関、団体との連携が必要であると考えております。空き家等の相談会が所有者等にとっても非常に有益なものであると思いますので、本年度以降についても専門家の協力をいただきながら空き家等の相談会を実施する考えは、再度聞きますけれどもありますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 先ほどもご答弁いたしました、やはり県で実施しています

相談会のメンバーについては、当市で考えてございます空き家等対策協議会の同様の方々になるために現在のところは考えてございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家の実態調査については売り貸し看板の有無、使用実態の有無、建築物の用途、表札、看板等の有無、郵便受け、電気メーターの状況、プロパンガスボンベの有無、カーテンの有無、間口の状況など今後の利活用等を踏まえた空き家や門、塀の状況や雑草、立ち木等の状況、ゴミの投棄等の状況、屋根や外壁材の状況、建物が傾き、といの状況など特定空き家等の候補になり得る適正な管理がされている状況を確認するため、空き家等の現地調査票を作成しておりますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

利活用を踏まえたものでございますが、現在市で把握している879戸の空き家のうち4段階評価で最も破損のひどい107戸について現地を調査し、台帳を作成してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） その先ほど4段階というのはA、B、C、Dと分かれて使える物件とか一部改修とか、大規模な改修とか倒壊寸前とかという、一番問題なのはDの倒壊寸前だと、これは危険物と書いてあるのでこれは早急に管理体制は必要かどうかと、そういうものも考えたり検討をしたりしているんですか、それは。もうしているのかな。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） そのとおりでございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） また、この結果をもとに空き家等を種類ごとに分類した上で空き家1軒単位にカルテを作成し、その情報をデータベース化していく予定はございますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

1軒単位でのカルテの作成においては、現在特定空き家等になる可能性が一番高いものは作成をしておりますが、データベース化は図っておりません。今後もデータベース化する予定はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 部長、何でデータベース化しないという、その理由はあるんですか。やっぱりコストがかかるとか手間暇かかるとか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 防災課のほうで行っていますのは、あくまで特定空き家にかかわるものでございますので、それについては先ほど申し上げましたようにデータのなもの、カルテはつくってございますので、ただ、データベース化となりますと、やはり費用面といった面も考慮しまして現在のところはデータベース化の予定はございません。ということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家等実態調査の結果を踏まえて予防適正管理、活用、解体除去などの視点から空き家等対策の具体的な施策、事業化について空き家対策計画を今後いつごろまでにまとめていくつもりですか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

時期的には未定でございますが、策定予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） すみません、もう一度いいですか、もう一度言ってくれますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 時期的にいつということは答弁できませんが、今年度策定予定でございます。そういう答弁をさせていただきました。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 協議会を立ち上げてから対策計画を立てていくという、そういう順序でいいんですか、はっきりさせていただきたいんですけれども。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

空き家等対策協議会の中で、それらの対策計画を今後まとめて策定していくということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 適正管理では市民から苦情などが寄せられた管理不全な空き家等に対して詳細な現地調査や所有者等の調査を行った後、その所有者に対して一定の改善が施されるまでどのような改善要請を行っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁とちょっと重複してしまいましたが、現地確認を行いまして、管理者と連絡が

とれる場合は直接説明をしまして指導を行っており、連絡がとれない管理者へは文書送付による指導を行っております。適切な管理を行ってもらえるよう何度も行っておりますが、なかなか対応していただけないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 適正管理もこれも本当に大事なことですけれども、同時に活用も大事だと思うんです。その前提となる空き家をなるべく出さないような仕組みづくりというんですか、何かこの発生抑制策を考えているんですか、本市としては。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在、発生抑制策はございませんが、今後は空き家等の問題は多岐にわたるとともに専門的な知識も必要なことから、市単独では対応できない内容を含むため協力していただける団体等と連携を図りながら対策を構築してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） その発生抑制策ですか、それは外の市町村でちょっと聞いた話なんですけれども、その今言っていた空き家を抱える問題とか危険性ですか、そういうことを管理することで生じるメリット等をわかりやすくまとめた啓発チラシを作成して、市外にお住まいの方に、また、それから本市で住宅等を所有している方に固定資産税納税通知書を活用した空き家対策等に関する周知啓発をやっているんですけれども、本市でもどうですか、そういうことをやってみたらいかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

発生抑制策としまして議員ご提案の周知啓発を含めまして、空き家等対策協議会で協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 少しでも所有者に解体を促そうというのと大体補助ですか、解体補助云々なんて出している市町村があると思うんですけれども、大体家屋1件につき30万円から50万円程度解体補助制度を設ける自治体もあるんですけれども、本市はどういうことを考えているんですか、その件に対しては。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在は空き家等の解体に補助することは考えてございません。今後これについても空き家等対策協議会で協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 当然ですよ、原資は公費ですから。

本市では条例はつくっておりますけれども、その空き家解体の所有者負担ということはきちんと明記してあるのかな、条例の中に。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

那珂市空き家等の適正管理に関する条例の第9条に、代執行を行った場合その費用を当該所有者等から徴収することができるとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると、こういうことを放っておけば、行政は解体してもらえらるというふうに、一般にモラルハザードですか、やっぱりそういうことが起こってしまうので、そういうことはやっぱりきちんとするような考えなんですか。再度確認したいんですけども。

再度確認したい。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

那珂市の空き家の適正管理に関する条例をもとに指導勧告、先ほどお話ししました最終的には代執行になった場合も適正な指導をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 今言っていた代執行で解体する物件はあるんですか、那珂市には。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

調査判断から申しますと、空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条で、特定空き家であると定義する、そのまま放置して倒壊など著しく保安上危険となる状態または著しく正常以外となる状態と判断できるものは現在のところないと認識してございます。また、最終的な決定は那珂市空き家等対策協議会を設置しまして、その調査、協議のもとに市が判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 強制撤去できると定めたこの空き家対策特別措置法というのは、これは3年前にできたと思うんですけども、県内の自治体でも代執行で解体するケースが始めているんですよ。ですから、いずれそのような那珂市も場面に出くわすのではないかと

などという場面があると思うんですよね。やっぱり心してそれをきちんと今のうちから調査研究しておかないと、いざというときに大変なことになると思うんですけれども、そのような勉強は大丈夫ですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） そういった事案に備えまして職員間においても勉強会などを開くなどして、あとはやはり何度も繰り返しになります。空き家等対策協議会の中で協議していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 話を今度変えまして、今度は空き家バンクです。これは今年の1月に運用をされましたけれども、その登録件数はゼロ件と午前中遠藤議員のあれで聞きましたので、聞きはしないんですけれども、登録が伸び悩む要因というのは何かと、それは聞きましたか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

制度の周知につきましては、広報紙やホームページを活用して定期的を実施しているところでございます。しかし、主な要因の一つとして空き家バンクの制度、理解が十分に浸透していないことが考えられます。また、空き家バンクへの登録については物件の所有者次第という一面があり、空き家の活用について消極的な方も少なくないのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家バンクというのは外の市町村もたくさんやっていると思うんだよね。どうなんですか、この市町村で空き家バンクに参画している市町村ってどのくらいあるんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

茨城県が取りまとめた資料によりますと、平成30年4月時点で25市町村が空き家バンク制度を実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると、那珂市としては何か特化した、独自性を持ったとか、そういうことを考えながらやらなきゃいけないのか、なかなか難しいですけれども、そういうこともやっぱりどうなんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

当市も含め、自治体が行っている空き家バンクについてはマッチングというオーソドックスなものとなっております。空き家バンクは物件所有者の方に登録していただくことによって運用が始まる事業ですので、登録後に那珂市の物件を選んでいただけるように、市が一体となって那珂市の魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家バンクというのは空き家となっている物件の所有者が登録して、物件を借りたい、または購入したいという利用者が利用者登録をして、その仲介として市が仲介受付の相談窓口となる、双方のパイプ的なサービスと認識しております。今後の利活用について、流通を希望している所有者は問題ないんですが、しかし反対に売却も賃貸もしたくないという所有者の空き家物件の管理については、本市は今後どのような考えを持っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

特定空き家等への認定条件の説明と周辺の住環境への影響が出ないように適正に管理していただくことの周知を徹底してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 那珂市空き家バンクの中には市街化に所在する空き家または市街化調整区域における区域指定内に所在する空き家の売却または賃貸です、区域指定内の空き家は賃貸での登録はできないというふうになっているんですけれども、この希望する所有者が申し込みを受けた空き家に関する情報を公開して、空き家の利用を希望するものに対して情報する仕組みだと思えるんですけれども、平成29年4月ですか、区域指定が導入されました。この区域指定は市が指定した区域であれば、建築が可能であるという趣旨でしたね。この区域だけの空き家だけが空き家バンクに登録できて、区域外の線引きに外れた空き家を登録できないという、これについて何か問題あるのかなと私は感じました。

また、この空き家を減らすということを考えれば、賃貸も売買も一つの目的を達成するためにはいいのかなと思えるんですけれども、いかがですか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

議員ご承知のとおり、市街化調整区域については都市計画法により市街化を抑制する区域でございます。その中でも区域指定は既存集落の維持、保全を図ることを目的として指定したエリアで、空き家を購入した後、市街化区域と同様に建てかえが可能であることから対象エリアとして加え、制度の運用を開始したところでございます。

議員のおっしゃるように空き家を減らすという意味では、市街化調整区域全域を対象とするというお考えもあると存じますが、区域指定を除く市街化調整区域においては建てかえができないなどの問題が生じることもあるため、まずは現状の制度で進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） よくわかりますんですけども、何かちょっと矛盾を感じるんです。やっぱり、市街化調整区域は市街化を抑制するための制度ですよね。その中に区域指定をつくって導入して、そうすると区域内と区域外のエリアが分かれていって、先ほど言った線引きね。線引きの面でその、そこで登録ができない、売買も賃貸もできない、何もできないということで、何か不公平感が出てしまうという問題点があるんじゃないかなという私のあれなんですけれども、建設部長、もしわかれば。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

区域指定のエリアに関しましては、いわゆる属人性、出身要件は一切問わないということで、市街化区域と同じようにどなたでも建てかえができるということで、まず最初に空き家バンクのほうの登録をしたと。我々はあくまでそれを助言する立場でありますので、その外の調整区域に関しまして、一切できないかというわけではなくて、場合によっては条件が全て満たせば売買もできますし、第三者、要するに出身要件を満たさない方でもそこを使うことはできるようになっております。ただ、登録ということになりますと、それなりの市のほうのリスクがあるので、空き家バンクに関しましては、あくまでもスタートの段階では市街化区域と区域指定のエリアに絞り込んだということを聞いております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家バンク制度も区域指定制度も最近始まった制度ですので、これから成り行きを見守ってやっていくという形をとらなきゃいけないのかな。要するに柔軟性を持ってある程度やっていくということをもっていって、先ほど言った厳密に線引き云々ということも、やはり14地区かな、区域指定したんですけれども、やはりどうしてもそういう今地価も安いし、いろんな面で市街化区域よりも調整区域のその区域指定制度にあやかっただけのほうに転入してしまう。要するに買ってしまうというような傾向は強くなっていると思うんですけども、やはり今言っていた人口はふやさなきゃいけない。ただ、調整区域もにぎやかさを取り戻さなければいけない。結構、矛盾を感じるよね、やっていることや出すことね。でも、どこの市町村もそういうふうな形でやっているのだから仕方ないと思うんですけども、そういう矛盾をいろいろ超えながら、やりながら、考えながら試行錯誤、制度をつくっていくと、完成させていくと、そういう考えなのかな。誰でもいいんですけど

も。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） 同じ話になってしまうんですが、私どもはあくまで空き家バンクそのものというよりも調整区域、市街化区域、都市計画法の許認可を扱っている立場の話をさせていただきますと、先ほど今回のご質問というのはあくまで空き家バンクのお話ということですので、一般の空き家に関しましてはその都度その都度、一軒一軒問い合わせをさせていただければ丁寧にお答えしたいと思いますので、ぜひ、そういうご相談がありましたら、市のほうの建築課のほうにおいでいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 心強い答弁ありがとうございました。

本市の移住、定住を促進することで地域の活力を維持していくことを目的とした、いい那珂暮らしの住みよさ体験として移住をお考えの方はお試し居住をご利用くださいと、本市への移住の検討の機会を提供しておりますが、今までの利用者数を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

いい那珂暮らしお試し居住事業につきましては、この8月1日から運用を開始したところでございまして、まだ現在今のところ利用実績はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 私ちょっとネットで見て、8月からスタートしたということで、お試し新築でちょっと民泊みたいなことをやっているなと思って見ていたんですけども、中古住宅の流動化を含めて、定住促進を担う施策としてはどうかと思うんですけども、住宅販売会社の展示場じゃあるまいし、どうしてこんなことをやっているのかなと思って、そう思ったんですけども、これはいつまでやるとか、利用者がなければこの事業を取りやめると。まだ始めたばかりですから、これも。ですから、これもやってみないと。何でこんなことを始めたんですか、ちょっとそれを。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 最近地方創生、地方創生と言われる中で、例えば東京なんかでも地方への移住希望者を集めるようなそういったイベント、セミナーみたいなものが定期的に行われています。我々那珂市でもそこにブースを出すなど出展していろいろ相談を受けておりますが、その中でやはり移住希望者の中から、やっぱりお問い合わせがあるのがそういった試みに泊ってみることに、その生活してみることに、そういう施設とかございますかというふうなお尋ねが複数ございました。そういった声をもとに今回の事業化したものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうするとそれは、県内とか県外とかと、那珂市だけじゃなく、そういうことだからお試してみたいんだからという要望が来たと。まさか、新築云々というような話は向こうはしてこないでしょうけれども。それは気配りというか、そんたくでやったんでしょうけれども、そうすると今言っていた那珂市でも中古物件というんですか、たくさんありますよね。立派な庭つきの、200、300坪のね。そういうところに住んでみたい、お試したいというそういう要望はないんですか。やはり、都心、首都圏から来る方はそういうことを要望しているのかなと思うんですけれども、ああいう、ごめんなさい、展示場みたいな新築物件だったらどこでもありますものね、展示場に行って泊まればいい話で。だから、どういうあれかなと思って。そのちょっとわからないんです、意味が。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 移住希望者のニーズというのもさまざまだと思います。今議員がおっしゃったのはいわゆる里山暮らした的な、昔からの例えば農家住宅みたいなどころにお試しで住んでみたいというようなところ、逆に言うとそういうようなところでのお試し居住というのは、もっと田舎といたしますか、そういうようなところでも多分、多数やられているだろうと。翻って、我々那珂市の強みは何かと申し上げると、それは繰り返しますけれども、住みよさでございます。住みよさというようなことをわかっていただく、例えばここで仕事しながらちゃんとした子育てをしながら、ゆったりとした生活が体験できるという意味では、今回新築の物件を菅谷市内で選定いたしました、そういったお客さんの層というものも一定以上いるだろうというようなことを我々はもくろんでいる。あとは、那珂市のよさというものを一番体感しやすいというような物件の選び方を今回させていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 国はガイドラインだけ決めて、後は地方自治におおしております。市はみずから調査し、法の策定、そして支障なく運用しなければなりません。これは特定空き家の問題だけではなく、空き家の活用の問題も含んでおります。今後も行政だけでは進められず、地域の皆様、とりわけ自治体の皆様の協力を仰がなければならぬ案件もふえてくると思います。地域の住民の皆様が安心・安全な生活を送るためには自治会組織との協力は必要不可欠です。これを個人の問題というよりは地域の問題になりつつあります。状況によっては住民自治組織の皆様や、場合によってはもうちょっと大きな地域コミュニティ単位での取り組みが必要であると思います。ここで大事なのは行政主導ということではなく、この問題こそは地域住民の方と一緒に、いわゆる協働、協力のもとに働くという形で解決していくべき問題だと思います。

そこで、地域住民との協働ということについての考えをお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

空き家等対策では一番地域を知っている自治会の協力がなくてはできないと考えております。実際、27年度に実施しました空き家等の調査も自治会の協力によりまして空き家等の把握ができてございます。これからも意見を聞きながら空き家等対策の協力と連携をとってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 空き家の利活を考えた場合、地域活性化にももちろん大きくつながっていくと思われませんが、その反面、市がどこまで実際にどうかかわっていくのか、空き家問題については、例えばなかなか所有者と連絡がとれない場合とか、実際に管理への促進を促してもなかなか応えてくれないとか、いろいろなスムーズに進まない現状や課題もいろいろあると思います。空き家対策条例をつかったからといって、形だけにならないようにしっかりとこの本市の考えとして空き家対策計画をPRしたり啓発したりとか、現在でも行っているでしょうが、市外への方への利用を周知する強化や民間管理業者へのサービスを委託するなどを含めて、現状の那珂市内の空き家を市としては実際今後どのようにしていきたいのか、はっきりとした方向性を市長にお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 空き家の対策については、一番空き家を出さないということが一番いいことだと思うんです。ただ、少子高齢化の状況で、やはり親が地元において片親、そしてその息子さんは東京においてマンションを買っちゃったと。ところが、親が亡くなって空き家になってしまったと。このときに売ってもらう、それから貸してくれるということがあれば空き家は解消できるんですけれども、なかなか自分が生まれた家なので愛着があって手放せないというのが、やっぱり先ほどの空き家バンクに登録がなかったということの要因の一つではないかというふうに思っています。

したがって、そういった相続者に対して的確な、売ってください、買っていただき、それから適正に管理していただきということをお願いすると。それから相続者がいない、いわゆる相続人がいない場合があります。この場合は本当に困っちゃうんです。それが何代も未相続の状態になると、いわゆる特定空き家になってしまう。ぼろぼろになってしまうということなので、その辺もよく考えなくちゃいけないなというふうに思っています。

したがって、今後は安心して快適な住みよいまちづくりのために那珂市空き家等の適正管理に関する条例をもとに、空き家対策を総合的に実施するための那珂市空き家対策計画の策定と住民のための総合的窓口の設置を早急に進めて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうですね、早急に空き家対策計画ですか、総合窓口の設置ですよ

ね。やはりきちんとした市民から相談できる、見えることですか、それをしていかないと、やはり今言っていた市長が言ったとおり、空き家は減ることはなくふえることが前提ですので、これは世の中の情勢であって、どうしても日本人というのは建物ですか、住宅に関しては新築志向なんです。なかなか中古住宅ですか、そういう古民家というある程度趣味が、そういう方がいらっしゃるんですけれども、ごくわずかであって、一般の今の若い方は、やはり坪50坪内で、やはり車もカーポート2台入れて、新築で2階建てで土地建物合せて2,000万円以下でローン35年とかと、大体構想が決まっているんです。そうするとどこがあれかという、那珂市もそうかもしれないけれども、やはり便利である程度利便性がよくて、今言った職場も近くと、だんだんそういう面でぜいたくになってきたというか、おかしな話ですけれども、我々には転入・転出はとめられないんです。

ですから、より魅力的なまちづくりをしていかないと向こうから寄ってこないということ、それが大きな課題だと思うんですけれども、どうですか市長、市長選も近いことだし、何かちょっと言っておいたほうがいいんじゃないですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） やはり、市民にとってもそうですけれども、外から見て魅力があるなというふうなまちづくり、それにはやっぱり市民の命を守る政治、これを徹底する。安心・安全な社会環境を構築するというのが、やっぱり第一だと思います。安心・安全なくして、やっぱり住んでいただくという気にはならないと思いますので、それに鋭意取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 次に、人口減少対策についていってまいりたいと思います。

茨城県統計課によると昨年1年間の社会動態、転入・転出に伴う人口移動に県内全体で転入が11万9,330人、転出11万7,287人で2,043人プラスとなり2年連続で転入超過となりました。市町村別の社会動態を見ると増加が1位がつくば市の2,681人、2番目がつくばみらい市が545人、神栖市が529人の順です。これは公共交通の利便性と新しい住宅が要因で、プラス企業立地があるだろうと思われまます。減少は1番が日立市が1,127人で、2番目が稲敷市が332人、3番目が北茨城市が299人の順でした。日立市はご存知のとおり企業の町で、企業の効率化で工場等の統廃合によって人の異動というのが大きな要因になっているのだと思われまます。人口減少による地方の町、生活影響はさまざまです。既に多くの地域で起きているものがあれば、また顕在化するに至っていないものもあります。

そこで、本市の人口動態の現状を近隣市町村との比較等を踏まえながらお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

まず、本市の人口動態の最近の傾向でございますが、ここ3年ぐらいの数字を見ますと、

いずれも人口動態としては減少でございます。平成27年が124人、平成28年が220人、平成29年が201人、参考までにご紹介しますと直近の29年の201人の減少ですが、その中で自然減が237、社会増減でいうと36の増というようなことでの201人でございます。近隣市町村でございますが、概略だけ申し上げますと、過去3カ年の傾向を見ますと常陸太田市が約800人ずつぐらい減少している。常陸大宮市が約600人程度ずつ減少しているというような状況。ひたちなか市についてはふえる年もあれば減る年もあるということでおおむね100人から200人程度での動き、水戸市については毎年少なからずは増加しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 人口減少は地方財政にも大きな影響があるだろうと思います。具体的には人口減少とそれに伴う経済産業活動によって地方自治体の税収は減少すると思われませんが、市財政には直接的にどのような影響があると思われませんか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答え申し上げます。

人口減少が市の財政に及ぼす直接的な影響についてというご質問でございますが、歳入につきましては議員がおっしゃるとおり市税の減収が想定されます。特に所得や人口動態の影響を受けやすい個人住民税につきましては、生産年齢層の人口減少により税収が減となることが大いに予想されるところでございます。また、その一方で高齢化の進展に伴いまして医療や介護の需要の増大によります社会保障費の増加、さらに少子化対策経費も増加していくことは今後必至でございまして、長期的に市の財政負担はますますふえていくものというふうに考えております。

以上のことから、人口減少によりまして市の財政状況はさらに厳しくなっていくものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 地方財政はますますそういう中で厳しさを増してくるんだろうと予想はしておりましたが、こうした状況が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが廃止されるといった場合が生じてくるんだろうと考えられます。結果として行政サービスの水準が低下することになってくるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今総務部長もお答えしましたように総人口及び生産年齢が減少してくる、またその事業所数も減少に伴って税収が減ってきます。また、その高齢化の進展、これが進むことによって社会保障費なんかはどんどん増大してくる。これによって、例えば道路や公共施設などのイ

インフラの維持管理、更新、こういったことへの行政サービスの水準の維持、高齢に係る費用負担というのが相対的に大きくなっていく、こういうような影響を懸念しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 地方公共交通にも影響があるだろうと思います。児童・生徒や生産年齢人口の減少が進めば通勤、通学者が減少し、事業者による採算ベースでの輸送サービス、この提供が困難になってくるんだらうと思います。地方の鉄道や路線バスにおいては不採算路線からの撤退、それから運行回数を減少する、そういうことが予想されます。地方では高齢化の進行に伴って自家用車を運転できない高齢者等の移動手段、公共交通の重要性というのは非常に増大してくるのだと思います。

そこで、地域公共交通の衰退が地域の生活に与える影響はどのようなものか、また、対策があれば伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えします。

本市の地域公共交通を取り巻く環境においては、少子高齢化の進展、自動車交通の普及に伴う利用者の減少等によりバス路線の減便や廃止等が進み、高齢者や障害者、学生などいわゆる交通弱者の移動手段の確保が大きな課題となっているところでございます。また、日常生活の移動手段の確保のみならず、定住促進や町のにぎわい創出の観点からも公共交通の果たす役割は大きく、誰もが利用できる公共交通を維持しながら将来に向けて快適に暮らせるまちづくりを進めていくことが大変重要だと認識しているところでございます。

これらのことを踏まえ、那珂市ではこれまでもJRや路線バスを補完する目的でデマンド交通「ひまわりタクシー」、コミュニティバス「ひまわりバス」を運行してまいりました。

また、本年から高齢者等運転免許自主返納支援事業を始めたところであり、さらにはデマンド交通の「ひまわりタクシー」については制度内容の拡充及び水戸市内への域外運行についても来年度開始予定としているところでございます。

今後も本市が持つ住みよさの一つとして、交通手段の利便性が評価されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 人口減少がもたらす影響を考えると今後の市政運営、施策の展開というのは人口減少対策にあるといっても過言ではないと思いますので、本市の人口減少対策の取り組みについて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 人口減少による税収の減少や行政サービスへの影響が予想される中、人口減少の抑制や地域の活性化に向けて平成27年度に那珂市まち・ひと・しごと創生総

合戦略を策定したところでございます。現在は那珂市に住んでよかったと感じてもらえるよう市民と一緒に町の魅力を高め、さらなる住みよさの向上を目指し、安定した雇用の創出戦略、那珂市への人口還流戦略、結婚・出産・子育て応援戦略、時代に合った地域の創造戦略という4つの戦略に掲げた19の具体的な施策を展開しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 次に自然増減についてですが、自然増減とはご存知のとおり出生率と死亡数の差でございます。少子高齢化が著しい中で劇的な改善がなかなか難しいものの、改善に向けた施策というのは必要だろうと思います。改善のポイントは合計特殊出生率ではないでしょうか。出生率がふえてほしくとも、やはり出産適齢期の女性の総数が、減少が当面続くだろうと思います。1人当たりの率の改善が将来的に自然増の改善につながるだろうと考えます。

そこで、本市の合計特殊出生率の状況や要因はどのように分析しているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

まず、本市の合計特殊出生率でございますが、確認が可能な直近3カ年のデータをまずご紹介しますと、平成25年が1.29、26年が1.56、27年が1.37という数値になってございます。参考までに国・県の出生率をお示ししますと、県が25年が1.42、26年が1.43、27年が1.46、国が順番に1.43、1.42、1.46という形で推移してございます。

先ほどの県と国の数字に比べると市のデータは、ちょっと母数が少ないこともありましてばらつきが生じているような感じになりますが、傾向としては国・県と同様な推移をしているというふうに私どもは見てございます。

分析についてもお尋ねいただきましたが、我々はその先ほどの議員の質問の中にもございましたが、若い女性の問題というのが非常に大きゅうございます。合計特殊出生率の算定に当たって、例えばまだ、お子さんを産んでいない若い女性が市外に転出してしまうと、この数値の算定上、結果的に数値が上がってしまうというようなことが起きてきます。ですから、我々がこの数字を評価する際には、決して数字が上がったからといって喜ぶのではなくて、その中で実際に生まれている子供が多くなっているのか、それとも単純に産んでいない女性の方が転出したことによって見かけ上上がっているのか、その辺を見きわめることが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 少子化が進む要因は1番に未婚化・晩婚化、2番目に子育てや教育の経済負担、3番目に収入が低いという状況です。また、少子化対策として必要な取り組みとしては、1番目に若い世代の経済的安定化、2番目に子育て世帯の経済的負担の軽減、3

番目に仕事と家庭生活の両支援と言われております。転出先の自治体を選んだ理由として通勤・通学に便利が圧倒的に多く、次に家賃が適正、大きい商業施設が充実していると続いております。ちなみに、子育て施策が充実しているは余り多くはありませんでした。要するに、通勤・通学先の交通の利便性が第一主義です。家賃が適正かというのは、やはり経済的なことを考えると新しくてきれいで、買い物が便利なところというのが人気があるようです。

このような状況を踏まえると、雇用機会の確保による世代への経済的安定を図ることが重要なことと考えます。5年後、10年後のビジョンを持って雇用の安定化なども必要なのかなと思います。

そこで、人口減少対策と今後の施策展開について市長にお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 時間も余りないので端的に申します。

少子高齢化というのは、やっぱり先進国の宿命でして、なかなかこれをとめることはできないということなんですけれども、人口減少対策に全力をかけて働いてまいりますので、そういう短い答えでご了承いただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 日本の宿命ですよ。もう1億3,000万人を切っちゃって、1位が中国の13億7,900万人かな、次がどこだったっけかな、インドだ、13億2,400万人。これは拮抗しているから、これから逆にインドが世界第一の、3番目がアメリカの3億、4番目、5番目がインドネシアとかバングラディシュとか、どっちかという低開発国ですか、産めよふやせと、やはり日本も成熟した社会になってしまったので、これは逃れられない現状だと思うんですよ。これから、我々は5年、10年後のビジョンというのは、先ほど市長が言ったとおり、やはりそれを見据えてやっていかないと、やはり今までの行け行けどんどの施策というのはなかなか難しいということだと思うんですけども、そういうわけで、終わりに近いので終了させていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告4番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（君嶋寿男君） 通告5番、富山 豪議員。

質問事項 1. 国道118号拡幅について。2. 投票率の向上について。3. 詐欺・悪質商法の被害防止について。4. 情報伝達方法のSNSのあり方について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山 豪議員。

〔2番 富山 豪君 登壇〕

○2番（富山 豪君） 議席番号2番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まずは、国道118号の拡幅について伺います。

那珂市には3本の国道が通っております。皆さんご存知のとおり、1つ目は大動脈であります国道6号です。2つ目は常陸太田方面に向かいます国道349号です。そして、3つ目は現在拡幅工事が進められております常陸大宮・太子方面へ向かいます国道118号です。どの路線も市民の皆様の生活に欠かすことのできない大切な道路です。例えば、福島に向かう際、常磐自動車道以外ではこのいずれかの国道を使うことになります。しかし、日立市内の国道6号のように慢性的な渋滞が発生していると、どうしても国道を避けなければなりません。それでは、国道としての機能が十分ではないと思われれます。

では、那珂市内の国道はどうでしょうか。まず、向山地内を通過している国道6号ですが、那珂市部分の総延長は短いものの4車線になっております。また、国道349号は中台から額田までの延長がありますが、本年8月23日拡幅に伴います開通式が行われ、4車線で水戸・常陸太田間がつながりました。最後に私の地元を通っております国道118号ですが、つい先日の8月28日に常陸大宮市と那珂市を結ぶ下大賀高架橋が完成となり、現道に接続する形で供用開始となりました。

しかし、残念ながら下大賀から西木倉までの国道118号で整備が完了している箇所はありません。行楽シーズンは首都圏からの観光のお客様が那珂インターチェンジから太子方面へ向かいます。また、八重桜まつりの時期には静地内の交通量もふえ、混雑します。国道118号の拡幅は茨城県が事業主体ですが、沿線住民にとっては未整備の箇所が早期に完成することを願っていますので、そのようなときこそ市の支援があれば心強いと思いますが、那珂市として国道118号の整備促進に向けてどのようにかかわってきているのかを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

国道118号の整備につきましては、那珂市にとって最重要幹線であると考えておりますので、海野市長が会長であります国道118号改修期成会を通して毎年関係市町村と連携し、国及び県に対し整備要望活動を行っております。また、平成29年度より茨城県土木部長に対し、那珂市の単独要望活動も始めたところでございます。さらに茨城県県議会の土木企業委員会

における市町村要望などでも整備促進を図る活動を行ってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 要望活動を行っているとのことで理解はいたしますが、このような活動はすぐに結果が出るというものではないと感じております。住民の方々の要望や整備に対する熱い思いをしっかりと伝え、地権者や沿線の方などの協力を得ることで初めて実を結ぶものだと思います。まだまだ時間や費用のかかります事業ではございますが、これからも整備促進のため継続的な活動をどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど下大賀高架橋が完成した話をしました。地元でも開通を大変楽しみにしていたところでございます。私としましても一日でも早い事業完了を望んでおります。いよいよ本格的に那珂市内の拡幅工事が始まり、4車線化が現実的なものになってきておりますが、今回の下大賀高架橋が完成したことで事業はどこまで進んだのか、現在の進捗状況を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

担当しております常陸大宮土木事務所に確認したところ、国道118号那珂・大宮バイパス、那珂・大宮バイパスといいますのは、那珂市においては飯田地内から、常陸大宮市の下村田は坂を上って旧道との分岐までのところを那珂・大宮バイパスと通称で呼んでおります。この計画区間8.3キロメートルのうち、既に常陸大宮市側の1.6キロメートルは4車線で完成しており、先日完成しました下大賀高架橋の区間、700メートルの完成により供用開始された延長は2.3キロとなっております。また、下大賀から静跨線橋を超え、静入り口交差点までの区間、これは平成24年度から埋蔵文化財調査を進めております。その調査が終了したところから工事は着手しております。さらに静入り口交差点南側から平野台入り口交差点までの約1.5キロメートルにつきましては昨年度用地測量が完成していると伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） まだ那珂市分としては前半戦のような状況ですが、さらに事業を進むことを期待しております。

下大賀高架橋が完成したことは、先ほど申したとおり大変うれしいことではありますが、どんな道路でも一部が完成しただけでは意味がございません。一つの路線としてつながることで初めて効果があらわれます。現在、国道118号は水戸市から那珂市西木倉までと常陸大宮市内のバイパスが4車線化され、那珂市内だけが2車線のままとっております。この先、国道118号線が一つの路線としてつながるためにどのような計画で進めていくのか、今後の計画とスケジュールについて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

先日開通しました暫定2車線の区間、供用開始しました700メートルの区間を含め、静入り口交差点までの1.6キロメートル区間は用地取得がほぼ完了していることから、残る埋蔵文化財の調査を進めていくということと、それと今年度は新玉川橋の歩道設置工事、それから水郡線静跨線橋の残りの工事をJRとともに進めていくという予定でございます。

また、用地測量が完了しました静入り口交差点から平野台入り口交差点までについては用地取得に努めていくと伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 用地の買収や工事など事業完了はまだまだ先が長いと感じました。JR静跨線橋は東日本大震災の際、被害を受け通行どめとなり通行車両は迂回するなど大変不便な思いをいたしました。近い将来再び大きな地震が発生する心配がありますが、新しい跨線橋をはじめ、震災時でも支障なく通行できる災害に強い国道118号の整備を強くお願いいたします。

ここまで、国道118号の拡幅工事について伺いました。

次に、沿道の土地利用について伺います。

私はよく家族で常陸大宮市に買い物に行きます。車で通る常陸大宮市内中心部の国道118号は片側2車線のバイパスが完成し、交通量もふえ、市内外の方も奥久慈方面へ向かう県外ナンバーの行楽の方の通行が多く見られます。また、沿線には電気店やスーパーの大型店舗の外コンビニなどが立ち並び、歩道もしっかりと整備され、国道118号を利用し安心して買い物をすることができます。お隣の市ではありますが、4車線化に伴った土地利用がうまく伴った結果だと感じております。

道路は、環境を大きく変えます。国道118号のような主要幹線道路が整備されることにより、人や土地の動きが活発となり、地域の活性化にもつながります。将来的に国道118号の4車線化の整備が完成したことにより、沿道の土地利用が図られると思いますが、現在の土地利用、規制状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

今回拡幅予定の国道118号沿道では、都市計画法の規制といたしまして平野台入り口の交差点にあるスーパーやホームセンター付近を市街化区域としております。それ以外については市街化調整区域となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 現在、瓜連地内の旧道は以前のような活気はございません。また、高速バスの乗り入れも小規模にとどまっております。瓜連地区の活性化と利便性の向上が急務であるのは間違いありません。沿道の土地は市街化区域と市街化調整区域となっているよう

ですが、今後常陸大宮市のように沿道を利用した店舗などが建ってくれればと思うのですが、今回拡幅工事に伴い、市としましては周辺の土地利用について、どのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

平野台入り口交差点付近の市街化区域につきましては、平成20年に瓜連駅南口への都市計画道路の開通時に、国道118号の拡幅も見越した上で、主に住宅のみが建築可能であった第一種低層住居専用地域から一定規模の店舗等が建築可能な第二種住居地域に用途地域を変更しているところでございます。当該市街化区域にはまだ未利用地があることから、引き続き都市的土地利用の誘導を図っていきたいと考えております。

また、市街化調整区域につきましては、コンビニエンスストアや飲食店など日常生活に必要な店舗等があれば許可ができる可能性がありますので、現在の都市計画法の制度の中で規制誘導を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 市街化区域については、既に土地利用の規制緩和を行ったことにより店舗等も建ち、昔に比べるとにぎわいを見せていることから、非常によかったと思いますが、先ほど申しましたとおり、主要幹線道路が整備されることにより、人や土地の動きも活発となり、地域の活性化につながります。市街化調整区域についてもある程度は土地の利用の規制を緩和してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

市街化区域の中にはまだ未利用地があるとともに、国道118号沿線につきましては都市計画法の規制の外にも保全すべき優良農地である農用地区域であったり、埋蔵文化財の包蔵地が広範囲に存在しているなど、他法令での規制も含め総合的に考えますと、新たな市街地の誘導は非常に困難な状況にあると考えております。したがって、現在の土地利用制度の範囲の中での規制誘導を図らざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 確かに、下大賀地区で大規模な埋蔵文化財の発掘調査を行っていたところでもあり、都市計画以外にも農地関係の法律など、さまざまな規制等により急激に建物などが建つような土地利用は難しいと思われませんが、国道118号が拡幅されることは、瓜連地区の市民の皆様も期待しているところでもありますので、早期の整備をお願いしつつ、瓜連地区の地域振興にもつながる施策についてもお考えいただきたいと強くお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

次の質問でございますが、本市におかれまして今年の11月には茨城県議会議員選挙、来年初旬には那珂市長選挙と那珂市議会議員補欠選挙と大変身近な選挙が予定されております。少しでも市民の皆様方の前向きな投票行動につながればとの思いから、題目を投票率の向上とさせていただきます。全体的な総括で結構です。平成17年1月の市制施行後の各選挙の投票率はどのようになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊荘一君） お答えいたします。

平成17年1月以降選挙は24回ございました。その選挙の中で一番投票率の高い選挙が21年8月30日執行の茨城県の知事選挙でございます、68.62%となっております。一方一番低い投票率につきましては、平成25年9月8日執行の茨城県知事選挙でございます、投票率が34.37%ということでございます。全体的な投票率の傾向といたしましては年々減少して少なくなっているというような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 本市に限ったことではないでしょうが、年々減少していく投票率、大変残念なことだと思います。

そのような中でございますが、期日前投票がふえてきていると伺いました。期日前投票の状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊荘一君） お答えいたします。

期日前投票は平成15年施行の改正の公職選挙法で創設された制度でございます。昨今のライフスタイルの移行、多様化等に伴いまして投票日の日曜に出勤するケースもございまして、投票人員に対する期日前投票者の割合は年々増加傾向にあります。

最近の状況で申しますと、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙で、これは台風の接近の影響もありまして、日曜日に台風が来るということで、その期日前に投票される方が多かったようでございますけれども、このときは全体の投票率の中で期日前が51.3%の投票の割合となっております。これが一番最高の期日前の投票の状況でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 投票率が減少していく中で、期日前投票の伸びは大変ありがたいことで、この辺に投票率向上の鍵があるような気がいたします。投票率の向上にはいわゆる行政で行います選挙の啓発活動も大変重要になってくるわけですが、これまでに投票率向上や選挙啓発を目的として実施してきた対策はどのようなものがあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、選挙啓発についてでございますけれども、定期的にやっておりますのが、毎月

「広報なか」に掲載しております選挙いろいろQ&Aというのを掲載しております、その中では選挙制度についてなどの疑問や知識について解説をしながら、皆さんに選挙に対する意識啓発をしております。また、啓発のほうではひまわりフェスティバル、あるいは成人式などで若者に対してその選挙啓発のパンフレットの配布などを実施しております。

それから、投票率の向上についてでございますが、さまざまな選挙がございますが、その選挙の期日が決定すれば、「広報なか」やお知らせ版へ掲載いたします。また、市内のスーパーやコンビニ、飲食店などへも選挙啓発のポスターをお願いして掲示をさせていただいております。それから市内各世帯へチラシを配布いたしましたり、市役所または瓜連支所のほうに懸垂幕あるいは横断幕を設置しまして、喚起を呼びかけているところでございます。それから、選挙の間近です、投票日の間近になった場合には広報車を出しまして、市内全域にアナウンスを行ったり、あるいは防災行政無線を使いまして、期日前の投票や当日投票を呼びかけることを実施しているような取り組みを実施しております。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） さまざまな取り組みを実施されているということで大変うれしく思うとともに、なかなか伸びない投票率に本当にどうしてなんだろうという思いが込み上げてまいります。

そんな中、若い世代に政治に参加していただこうと、2016年6月19日に公職選挙の選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる制度改正が行われました。当時は投票率の向上にもつながるのではと期待されました法改正でありましたが、本市におかれます18歳から20歳までの若い世代の投票状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、18歳に引き下げられましてから那珂市で3回選挙を行っております。そのときの18歳から20歳までの投票率でございますが、まず最初、平成28年7月の参議院選が最初の18歳以上の方の選挙となりました。このときの18歳の方の投票率については46.07%、19歳の方が34.69%、20歳の方が28.26%です。このときの選挙の全体の投票率が51.59%、それから平成29年8月27日に茨城県知事選挙が実施されました。このときの18歳の方の投票率が48.19%、19歳の方の投票率が33.9%、20歳の方が32.15%でございます。このときの全体の投票率が52.49%、それから3回目、平成29年10月22日衆議院選挙でございます。このときの18歳の投票率が42.13%、19歳の投票率が24.16%、20歳の方が26.50%、このときの全体の投票率が52.7%ということで、18歳から20歳まで若い方については比較的、18歳については新たにできたということで投票率が上がっておりますが、19歳、20歳の方については従来より低いような投票率の結果というふうになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 18歳の投票率が比較的高く、19歳、20歳と下がってくるということですが、若者の政治離れが進んでいることもそうでしょうが、大学などへ進学等で実家を離れるいわゆる現住所と住民票のずれなども考えられます。そこで、若い世代の投票率を上げるためにどのような対策を行っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、若い世代ということで、選挙の投票の年齢が18歳に引き下げられたときに、まず国のほうでは高校生を対象にしまして授業の中で補助教材等を作成して、それで指導を行っております。教材の内容なんですけれども、タイトルが「私たちが開く日本の未来」ということで、サブタイトルとして「有権者として求められる力を身につけるために」というものでございます。

この冊子の内容につきましては、まず有権者になるということはどういうことかということとを説明しております。それから、選挙制度について。選挙というのは告示から投票、開票、当選人決定までどういう流れであるかという部分、それから政治の仕組みということで、議員というのはどういう活動をしているのか、または役割。あとは日本のほうでは政党政治ということで、国政では政党がいろいろありますので、その政党などについての紹介、あとは年代別の投票率と政策ということで、近年の投票率、特に若い世代の投票率が下がっていますというようなデータを入れながら説明をしている。それから、憲法改正の国民投票についての解説もございます。さらに実践ということで学校で、皆さん教室で、学生が皆さんで民主的な話し合い、また模擬投票、請願の出し方とか模擬議会などを実施するような内容の教材となっております。

これらにつきましては、全国的にもやはり若い世代の投票率が低迷しているというのが、やはり懸案されておまして、若者の投票率を上げるために有権者としての意識を持ち、政治に興味を持つことが重要な対策でありますというような教えをしているというものでございます。

一方、市のほうの選挙管理委員会、市としては新たな、18歳に下がったこともありまして、高校に赴きまして実際の記載台、また投票箱を使いまして模擬選挙ですね、実際の投票用紙に近いものを使いまして模擬選挙を実施して意識の啓発などに努めております。それから、昨年度から選挙の期日前投票のときなんですけれども、受付の業務に高校生のアルバイトを使いまして、それでそこに参加することによって選挙に対する意識啓発などにも努めているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 選挙を知って、仕組みを理解してもらおう上で先ほどの答弁にございました高校での模擬投票の実施や高校生の期日前投票所の受付業務などは、大変有効的な取り

組みだと思えます。今後若い世代の投票率を上げるには、高校生とは言わず、もっと早い小学生、中学生での主権者教育が大事と言えます。他市町村では行っております子供たちによる模擬議会や、高校生による議会傍聴などさまざまな取り組みを、議会と執行部の皆様方と一緒に考えて、進めていかなければならないと感じております。前の質問と重なっている部分があるかもしれませんが、まとめの意味を込めまして、今後全体の投票率を上げるためにどのような取り組みをしていくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊荘一君） お答えいたします。

今後投票率を上げていくためにでございますけれども、今議員がおっしゃいましたような模擬議会であるとか、そういう選挙に関連したイベントや行事等も実施することも一つの啓発の手段であるかと思えます。それよりも、やはりまず市民の皆様が、一人一人が政治や行政にもっと関心や興味を持ってもらい、有権者として政治や選挙のほうに参加するというような意識を持つことが、まずは大事だと考えております。

やはりそのためには、先ほども答弁しましたように政治や選挙に対して興味や関心を高め、理解を求めてもらうような選挙の啓発であるとか、そういう部分について地道ではありますが実施しながら市民の意識啓発を、意識改革等を促していくことが大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 答弁のとおり関心を高め、意識を深める意識改革は大変に重要なことだと理解いたします。それと同時に投票しやすい環境をつくることも大変に重要であります。わざわざ投票に行くのではなく、買い物ついでに投票できる集客力のある商業施設や通勤・通学に使う駅など利便性の高い施設や場所を投票所にすることはできないのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務課長。

○総務課長（渡邊荘一君） お答えいたします。

今の議員がおっしゃるような投票者や有権者が投票しやすいような環境をつくるということも重要であるというふうに考えております。例えば、外の自治体等でございますとショッピングセンターなどや駅など自然と人が集まり、人が流れるような場所に投票所を、期日前投票が多いです。こういう部分をつくったりすることが実施されております。

やはり、人がいっぱい集まるような、流れるような場所にそういう投票所を設置することができれば、人目にもとまりますし、さまざまな人の投票率の向上につながるというふうに思われます。今言ったように、現在外の自治体において、期日前投票なんですけれども、大型スーパーまたは大学のキャンパス等に期日前投票所を設置したりしている例がございます。当市においても期日前投票を実施するにあたり、商業施設等にお伺いいたしましたけれども、やはりスペースの確保やセキュリティー、経費の面、多くの課題がネックとなっております。

まして、なかなか実施に踏み切れないというのが現状でございます。いずれにしても今後も有権者の利便性の向上につながるような部分については研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 市民の皆様にとっては間違いなく市役所よりもショッピングセンターのほうが身近でございます。また、政治離れが指摘される若い世代の方々の利用も期待されます。どうぞ、近隣に限らずいろいろな取り組みをされております外の自治体を参考にしつつ、今後も投票率向上に向けましてさまざまな研究と取り組みをしていただきたいとお願い申し上げます、この項の質問を終わりにします。

次の質問は、市民の皆様を詐欺や消費者トラブルから守るという観点から、詐欺・悪質商標被害の防止とさせていただきます。

銀行など金融機関はもちろんのところ、警察や行政、マスメディアに至るまで振り込め詐欺に注意、電話でお金は詐欺などポスターやのぼり、ステッカーなどでさまざまな手法を駆使しまして注意喚起を促しておりますが、なかなかなくなるニセ電話詐欺、たくさんの被害を新聞報道などで目にいたします。先月の報道ですが、お隣のひたちなか市で72歳の女性の方が息子などをかたる男に現金600万円をだまし取られるという事件がありました。また、本市におきましてニセ電話詐欺を水際で食いとめたとして筑波銀行那珂支店の行員の方が那珂警察署長より感謝状をいただいたニュースを目にいたしました。被害に遭いそうになった方は80歳の女性の方で、行員さんの機転で難を逃れ、本当によかったと思います。

ニセ電話詐欺に限らず、詐欺は他人事ではなく身近な犯罪です。そこで、本市で把握しております詐欺の種類と被害の現状を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

ニセ電話詐欺の最近の傾向としましては、あらかじめ被害者宅へ親族を装って電話をかけて犯行に及ぶオレオレ詐欺、不特定多数の人に対し架空の事実を口実とした料金を請求する文書、メールを送付して現金を振り込ませる架空請求詐欺、融資する旨のメールなどを送りつけ、融資を申し込んできた人に対して保証金等を名目に現金をだまし取る融資保証金詐欺、有価証券、外国通貨または架空の有価証券について電話やメールなどにより虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと思わせて現金をだまし取る金融商品取引詐欺が挙げられます。

今年度は、消費生活センターに消費料金の最終通告書と書かれたはがきが届いたとの相談が多数寄せられました。相談者には電話をかけないで無視するように伝えるとともに、防災行政無線や市のお知らせ版で啓発したことで被害に遭ったという報告は受けてございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 早急な行政対応で被害がなかったということは大変すばらしいこと
でございます。

ニセ電話詐欺などの被害に遭われる方の年齢は、親心につけ込む犯行の手口から考えま
すと、高齢の方のイメージがありますが、本市におかれまして被害に遭われた方、遭われそ
うになった方の年齢層はどれくらいなのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

消費料金の最終通告書と書かれたはがきが届いた方は60代、70代の方が多く、全て女性
の方でしたが、被害に遭ったという相談はありませんでした。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 被害がなかったのは本当に何よりですが、やはり高齢の方々が狙われ
る傾向にあるようです。そこで、被害に遭われた方もしくは遭われそうになった方が相談で
きます、いわゆる相談窓口はどこか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

ニセ電話詐欺のうちオレオレ詐欺は那珂警察署が相談窓口となります。架空請求詐欺など
は消費者生活センターで相談を受け付けていますが、那珂警察署、生活安全課と情報を共有
し、連携を図っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 那珂警察署と消費生活センターと情報を共有しながら相談を受けてい
ただきます窓口が設置されているということなので、一応安心いたしました。

次に、悪質商法対策について伺います。

高齢者、主婦、社会的経験の少ない若者など、いわゆる社会的弱者を食いものとする悪質
商法は依然として後を絶たず、その手口は一層悪質巧妙化する傾向にあります。本市としま
して、悪質商法対策、どのようになされているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

悪徳商法とは一般消費者を対象に組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違
法または不当な手段、方法が組み込まれたものでございます。未公開株、海外事業への出資、
絶対にもうかるなど実体のない投資話を持ちかけ、出資金として多額のお金をだまし取る利
殖商法、景品受け取りなどと称しまして指定された場所に消費者を出向させ、その場で周到
な勧誘を行って契約をさせますアポイントメント商法、無料で家屋を点検するなど称して

家庭を訪問し「シロアリがいる。このままでは家が倒れる」など事実と反する情報を伝え、シロアリ駆除、家屋補強工事などの契約をさせます点検商法がございます。消費生活センターに相談があった場合にはクーリングオフ制度の活用や弁護士への相談の照会をしておりますが、事件性がある場合には那珂警察署のほうに行くよう話してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ぜひともそのように警察、弁護士、あらゆる方々の連携で被害の撲滅に当たっていただきたいと思っております。

今後の対策ですが、被害を未然に防ぐためにはさらなる対策強化が必要だと考えますが、今後どのようにしていかれるのか、まとめといたしまして重ねて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

今後につきましても悪徳商法による被害、訪問販売、通信販売等における事業者とのトラブルについては、消費者に寄り添って解決に当たっていくとともに、被害に遭わないために出前講座や市のホームページ、広報紙等による啓発については継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ぜひとも強化いたしまして継続のほど、よろしく願いいたします。

福岡県の太宰府市では詐欺対策機器で効果を得ているようです。電話で自動応答し録音もできる機器に、機器によってこちら側が電話に出る前に「振り込め詐欺モードになっています」や「通話を録音します」とアナウンスが流れるのです。また、犯行使用電話番号をデータベース化して着信を拒否を自動で行い、ランプで警告する機器を目黒区や千葉市など多くの自治体で導入し、偽電話詐欺の防止強化を図っています。犯罪者は防犯意識の高い人を嫌がりますので、このような対策機器の使用で電話を切ってしまう可能性が高いようです。このような防犯用機器を配布できれば、詐欺や悪質商法などから市民の皆様方を守ることができると考えます。ぜひ、このような詐欺対策機器を試験的にでも結構ですので、導入していただくことをお願いいたし、私から提案させていただきまして、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問は、情報伝達のあり方についてとさせていただきます。

市民の皆様方が市民生活を便利に快適に送るため欠かすことのできないものの一つに行政からの情報があると思っております。本市の魅力を外内外にPRすることから健診、お祭りや各種イベント、防災に至るまでさまざまな行政からの情報は市民の皆様一人一人に深くかかわる大変重要なことでもあります。そこで、現在本市において情報はどのような手法で市民の皆様にお知らせしているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

市民の皆様に対します情報提供の手法としましては、まず紙媒体といたしまして「広報なか」、そしてそのお知らせ版、ポスター、チラシ、また市民便利帳などの情報誌の配布を行っているところでございます。さらには県庁記者クラブへの情報提供に基づいて新聞等のマスメディアを通しての情報発信なども行っているところでございます。

また、インターネットを媒体としたものといたしましては市のホームページ、情報メール一斉配信サービス、いわゆるメールマガジンでございます。その外、SNSのやり方、手法としてフェイスブックやツイッター、最近ですとインスタグラムなどでも情報提供を今、始めているところでございます。その外のやり方としては、防災無線、休日当番医をお知らせするテレフォンガイド、FMぱるるんによるラジオ放送などでの情報提供も行っているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） さまざまな媒体を活用なされて直接広報、間接広報と含め、精力的に情報発信をなされているのだと感じました。そんな中、スマートフォンの普及を受け、素早く効率的に行政サービスを提供するための情報インフラとしてのSNSの活用が加速してきているとも言えます。本市もフェイスブックをはじめ、たくさんのSNSを精力的に取り組みなされているところですが、現在那珂市のフェイスブック等のSNS登録者数、いわゆるフォロワー数はどれくらいか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

市のSNS、公式SNSのフォロワー数でございます。きょうは9月3日現在での数字をお答えしたいと思います。

まず、多い順にツイッターが2,334人の方、フェイスブックが市の公式が1,052人、いい那珂暮らし応援団のアカウントに対するそのフォロワー数が233人となっております。その2つを合せてフェイスブックとしては1,285人となっております。その外、インスタグラムが233人となっております。なお、メールマガジンの登録者数は514人となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 登録者をふやすために努力されているのだと思いますが、ちょっと少ないかなとも感じました。新しく住民登録なされる方には「SNSやっております。ぜひ、登録よろしくお願ひします」などあってもいいのかなとも思います。ぜひ、これからもたくさんの方に登録していただけますよう努力していただければと思います。

過日の西日本豪雨では、行政からの屋外放送が短時間の記録的豪雨によるすさまじいどしゃ降りの雨音により、屋外音声聞こえなかったために必要な情報が市民に届かず、その結

果避難がおくれたり、または避難ができなかったために多くの方が被災なされたと聞いております。これでは、住民のとうとい命を守るために必要な情報を伝達するための手段としての問題があると考えます。

そこで、現在那珂市で災害時における市民への情報提供はどのようにしているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

災害時または災害が起こるおそれがある場合の情報伝達につきましては、当市では防災行政無線の屋外スピーカー及び各戸に配布してございます戸別受信機での放送の外、登録制メディア、エリアメールにて情報伝達を行ってございます。そのため、仮に屋外での放送が聞き取れなくても自宅内の戸別受信機からの放送や、市民が所有してございます携帯電話やスマートフォンに届くメールなど、複数の伝達手段により災害情報が確認できるため、避難のおくれなどによる被害を最小限に抑えることができる情報伝達方法だと考えてございます。

また、今年度から再整備を行います防災行政無線のデジタル化にあわせて、より多くの市民へさまざまな情報伝達を確実に伝達できるよう防災アプリを導入いたしまして、情報伝達方法のさらなる充実を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 情報伝達方法のさらなる充実、期待したいと思います。

ここで具体的な事例を伺います。

最近異常気象のせいか台風が例年以上の頻度で発生しております。先日も那珂市への直撃は逃れたものの、茨城県沖をかすめる台風がありました。今後も台風が多く発生し、進路によっては那珂市も大きな被害に遭う可能性も考えられます。

そこで、先日の台風13号の際の防災情報の発信状況について、どのような手段と内容で行ったのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

まず、台風の接近に伴う注意喚起を防災行政無線で8月8日の14時50分に放送をいたしました。その後、自主的な避難者を想定し、避難所開設情報も防災行政無線、ホームページ、ツイッター、フェイスブックで同日の16時に発信してございます。さらに茨城県防災情報ネットワークシステムによりNHKデータ放送で配信がされてございます。市民への再確認を促すため、避難所開設情報を同日の、やはり18時50分に再度防災行政無線にて放送をいたしました。避難者総数は15名でございました。翌日には大雨警報は解除となり、避難者全てが自宅に戻られたため、12時30分に避難所閉鎖情報を防災行政無線、メールマガジンで発信をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 防災無線、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メルマガ、使える全ての情報伝達ツールを使って、職員の方々が一生懸命注意喚起、避難情報と伝えておられたということで、大変ご苦労さまでございました。

その中にLINEを加えてみてはどうか、私からの提案でございます。

今、この議場におられる方もほとんどの方がスマートフォンをお使いなのではと思います。そしてまた、ほとんどの方がこのLINEのアプリを使用されているのかと思います。SNSと呼ばれるものは、本市で利用しておりますフェイスブックやツイッターなどたくさんのもがございます。私の個人的見解であります、情報やコミュニティを広げるということに特化しているのがフェイスブックやツイッターであり、情報を受け取ることに特化しているのがLINEだと思っております。利用される方々はよくご存じかと思いますが、プッシュ通知を開封してメッセージを読む、ただこれだけでございます。圧倒的に簡単です。また、ユーザーの数の面でも、詳しい数はわかりませんが、国内において外のSNSより圧倒的に多いと聞いております。ぜひとも、本市もLINEの活用をしてみてもどうかと伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

LINEの活用についてお尋ねをいただきました。今、議員のご質問の中にもありましてとおりのSNS、数あるところですが、その中でもやはり、LINEは圧倒的な国内利用者数を誇っておりまして、我々が把握しているところで申しますと、7,300万人が国内で利用されているということでございます。こういったツール、我々としても当然情報発信に当たっては当然利活用を進めなければならないところではございますが、実はこれまでLINEの活用に二の足を踏んできたところには理由がございまして、我々地方公共団体がLINEを活用するに当たってアカウント取得が無料ではなくて有料だったということがございました。

ただ、今般それがどうも無料で地方公共団体もLINEのアカウントが取得して情報発信ができるようになったというふうになっております。近隣では水戸市やひたちなか市、こういったところが先んじてLINEの活用をされておりますが、そういった水戸市やひたちなか市などにもそのLINEの活用当たりの課題や有効性等々もよく事情を聞きながら、前向きにLINEの活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 前向きな検討ということで、大変ありがたううれしく思います。

お隣の水戸市ではいろいろなお祭りやイベントの案内、広報みとのダウンロードや防災情

報など、さまざまな内容の情報をLINEを使って市民の皆様にお伝えしております。一番すばらしいと感じたのは台風情報です。さきの台風13号が接近した際には、予想進路に関東が含まれた4日前より注意喚起を行い、そして避難所開設、避難所の場所などの情報をきめ細やかに合計7回、4日間の間に情報発信しておりました。

先ほども申したとおり、LINEのよさは情報の受け取りやすさだと思います。緊急時こそこの受け取りやすさが一番大事と言えます。どうぞ、先進的に取り組まれております他自治体の研究をなされまして、導入のほど検討をよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告5番、富山 豪議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余一般質問は明日9月7日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時55分

平成30年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月7日）

平成30年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年9月7日(金曜日)

日程第1 一般質問

日程第2 議案等の質疑

報告第10号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第11号 平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第12号 平成29年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第13号 平成29年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第49号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第52号 那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例

議案第53号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

議案第55号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

議案第56号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)

議案第58号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結について

議案第59号 公有財産の条件付贈与(無償譲渡)について

議案第60号 市道路線の変更について

議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成29年度那珂市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 請願・陳情委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	大和田 和 男 君	2 番	富 山 豪 君
3 番	花 島 進 君	4 番	君 嶋 寿 男 君
5 番	筒 井 かよ子 君	6 番	寺 門 厚 君
7 番	小 宅 清 史 君	8 番	綿 引 孝 光 君
9 番	木 野 広 宣 君	10 番	古 川 洋 一 君
11 番	萩 谷 俊 行 君	12 番	勝 村 晃 夫 君
13 番	中 崎 政 長 君	14 番	笹 島 猛 君
15 番	助 川 則 夫 君	16 番	遠 藤 実 君
17 番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 田 俊 昭 君	市 民 生 活 部 長	小 橋 洋 司 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	玉 川 秀 利 君	上 下 水 道 部 長	中 庭 康 史 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	飛 田 裕 二 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 荘 一 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	小 泉 隼 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 筒井かよ子君

○議長（君嶋寿男君） 通告6番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 子宮頸がんワクチンについて。2. 児童虐待について。3. 認知症について。4. 市内の防犯について。5. 市長の今後の市政運営について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔5番 筒井かよ子君 登壇〕

○5番（筒井かよ子君） 議席番号5番、筒井かよ子でございます。

昨日の未明、北海道で起きました大変大きな地震、報道で見ますところ被害も大変大きくなっております。7年前の東日本大震災をふと思い出して恐ろしくなりました。一刻も早い救出と復興を心からお祈りいたしております。

では、通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、子宮頸がんワクチンについて質問いたします。

この参考資料を、議長のお許しをいただきまして皆さんのところに配付しております。こ

れを参考になさって質問を聞いていただければと思います。

女性特有のがんであります子宮がん、その中でもワクチン接種により予防が可能であるとされる子宮頸がんについて質問いたします。

この子宮頸がんに苦しむ人をなくそうという観点からワクチン接種が注目されましたが、その後、副作用の問題がさまざまに取り上げられ話題となりました。

そこでお聞きいたします。この子宮頸がんワクチン接種が開始されたのはいつから、またどのような理由でしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

子宮頸がんはワクチン接種により予防できる唯一のがんであると言われております。日本においては、平成21年10月にワクチンが認可されまして、12月より接種ができるようになっております。このような状況から、平成22年度より任意接種として子宮頸がん予防ワクチンの接種が開始されまして、平成25年4月からは予防接種法の改正により定期接種となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） このワクチン接種には対象年齢があります。その意味についてお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ワクチンの接種対象となる方につきましては、予防接種法施行令及び定期接種実施要領に基づきまして、中学1年生から高校1年生としております。

子宮頸がんは、発がん性ヒトパピローマウイルスの感染が原因で引き起こされる病気と言われております。このウイルスにつきましては性行為によって感染するため、ワクチン接種の効果等を考慮しまして、性行為の経験のない年代を対象とすることが適当であるという考えから、中学1年生から高校1年生という対象年齢となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） わかりました。

ところで茨城県における各市町村のこの接種状況と、それにより副作用についてお聞きいたします。お願いします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成25年6月に厚生労働省よりヒトパピローマウイルスワクチン定期接種の積極的勧奨を一時差し控え、通知が発せられた以降、茨城県内各市町村においてワクチンの接種について

の積極的勧奨を行っておりません。

茨城県内の各市町村における状況につきましては、市町村ごとの詳細な数値は公表されておきませんが、子宮頸がんワクチン接種が定期接種となった平成25年度以降の数字になりますが、茨城県が公表しております茨城県保健福祉統計年報によりますと、茨城県内における接種した方の数につきましては、平成25年度が7,057人、平成26年度が321人、平成27年度が132人となっております。

また、副作用ということでございますが、副作用には注射部位の痛みや腫れ、かゆみ、出血、関節痛、まれには失神というような副作用があると言われております。この副作用の状況につきましては、茨城県内における健康被害の相談件数につきましては、平成22年のワクチン接種開始からこれまで合計11件となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 副作用の件数が11件ということは結構な数値かと思われます。この副作用がやはり問題になると思われますが、では那珂市における対象者数と実際に接種した人数及び副作用の実態についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市における各年度の対象となる方の数と接種した方の数につきましては、それぞれ延べ人数ということになりますが、任意接種時の平成23年度における数字につきましては、対象者2,629人に対しまして接種者1,967人となっております。これに対しまして定期接種であります、積極的な接種勧奨を行わなくなった翌年度の数字になりますが、平成26年度は対象者1,135人に対し接種者21人、平成27年度が1,293人に対して14人、平成28年度が1,480人に対して7人、平成29年度が1,441人に対し1人となっております。

なお、ワクチン接種後の副作用の実態につきましては、本市については健康被害や異常症状を発した報告はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今のお話で、那珂市では副作用の報告がなかったというのは大変よかったですと思います。ただ、平成26年以降急激に接種人数が少なくなっているのは、この副作用という問題があるというのを見てとれます。では、このワクチン接種について今後の進め方についてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、子宮頸がんワクチン接種につきましては定期接種ということになっておきますが、積極的な接種勧奨が控えられておきます。国の厚生科学審議会におきま

して積極的勧奨再開の是非に関して審議が継続されておりますが、現時点での積極的な接種勧奨の差し控えは適当とされております。

ここ数年の間に、ワクチンに関する国内の学会等におきましてワクチンの接種を推奨するという見解が出されている状況にもあるところではございますが、現時点におきまして、市としましては国と同様の対応をとってまいりたいというふうに思っております。

なお、現在、市ではワクチン接種についての積極的勧奨を行っておりませんが、保護者から希望があればワクチン接種ができる体制は整えております。

この子宮頸がんワクチン接種の積極的な勧奨を控えておくことで、子宮頸がんの罹患を心配する声も聞かれております。この子宮頸がんはワクチン接種だけで防ぐことはできないと思っております。

このようなことから、ワクチンの接種に関係なく、二十歳以降の若い年代からがん検診を定期的に受診していただき、健康状態を確認することががんの早期発見にもつながってまいりと思っておりますので、若い世代のがん検診の受診勧奨についても積極的に行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今、二十歳以降の若い世代からがん検診を定期的に受診しというお話がありました。私はとうに過ぎておりますが、自分も含めて子宮がん検診の重要性を広く市民に訴えていっていただきたいと思っております。そして、早期発見により助かる命を守っていきたくと思ひまして、この項の質問を終わります。

続きまして、質問事項2、児童虐待について質問いたします。

県内の児童相談所が2017年度に対応した児童虐待件数は2,256件となり、5年連続で過去最多を更新しているそうです。虐待を受けると子供の脳は萎縮してしまうと言われ、その後の成長に大きく影響してしまいます。

昨今、ニュース報道にて虐待の実態が明らかにされるたびに胸が痛みます。記憶にも新しい5歳の女の子が両親から虐待を受け、「もうしません、ゆるしてください」と平仮名の文字を残し命を落としました。他人の目の届かない家庭内でのことゆえ、子供にとっては何をされても親しかいない、他に助けを求めることなど考えられず、逃げてゆくことなどできないのです。虐待を受けるために生まれてきたと思えるような命が悲しいです。そんな悲しいことが一人でも救われるようにと思ひ、質問いたします。

虐待と言ってもさまざまな形があると思ひますが、どのような状態なら虐待とみなしますか。お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

児童虐待につきまして大きく4つに分類されております。1つ目が殴る、蹴る、たたく、

投げ落とすなどの身体的虐待、2つ目が子供への性的行為、性的行為を見せるなどの性的虐待、3つ目が家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなどのネグレクト、4つ目が言葉によるおどかし、無視、兄弟間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力を振るう、いわゆるDVと言われているものですが、これらの心理的虐待となっております。

以上4つ大きく分けております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 虐待にも身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、それから心理的虐待と大きく分けてこのようにあるということです。そのようなことが実際に行われているのかと思うと言葉がありません。

この中のたたくなどは、私も我が子が小さいころ、言うことを聞かないときなどにお尻ペンペンとしたことがあります。これは、そのときはなにげなく自分でしておりましたが、虐待に当たるということを今回知りまして、今さらながら、40歳を過ぎている子供たちですが謝りたい気持ちでいっぱいです。

市内の虐待把握について、虐待の件数、またどのようなところから通報があるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成29年度の数字になりますが、平成29年度は41件の虐待相談がありました。内訳としましては、身体的虐待が9件、心理的虐待が25件、ネグレクトが7件となっております。

また、虐待の受け付け経路別につきましては、41件中、親族や知人からによるものが15件、市関係機関によるものが15件、児童相談所からが9件、警察署からが2件というふうになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） さまざまなところから通報が寄せられるとは思いますが、その通報があったときの対処とその後の対応はどのように行っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市に通報があったときの対応ということでございますが、まず、対象者宅に訪問し安否を確認することを最優先としております。訪問時に虐待の事実を確認した場合には、児童相談所、教育委員会、警察等の関係機関と連携を図り、被虐待者の保護等の必要な支援、虐待を行った者への指導等を行っております。

また、継続的な支援が必要となるケースがありますが、そのような場合には関係機関が集

まってケースについて話し合う要保護児童対策地域協議会実務者会議等におきまして、その必要性に応じて開催し、情報の共有、それぞれの機関の役割を確認し、今後の支援の方向性などを検討しながら、よりよい支援に結びつけるようにしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） それぞれいろいろ綿密な連携をとって支援に当たられているのわかりました。

さらに、この虐待を未然に防ぐために親への教育というのも必要かと思います。親への情操教育はどのように行っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成29年度は未就学児のお子さんがある保護者を対象に、子供の褒め方講座を地域子育て支援センターで行いました。また、小学生以下のお子さんがある保護者を対象に「怒鳴らない子育て」プログラムをこども課家庭児童相談室において実施しております。また、健康推進課やこども発達相談センターにおいても、随時、子育てについて相談を行っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） これらのさまざまな講座を開設しておりますが、講座の内容と、それに対する参加者は何人ぐらいいらっしゃるかをお尋ねいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず初めに、地域子育て支援センターで実施しました子供の褒め方講座につきましては、全5回のプログラムで参加者は5名、延べ20名、こども課家庭児童相談室で実施しました。「怒鳴らない子育て」プログラムにつきましては、全7回のプログラムで参加者は5名、延べ29名となっております。

それぞれの講座の内容は、少人数で行うプログラムということになっております。ロールプレイングを交えながら、より実践的に、上手な子供の褒め方、困った行動をしたときの心を落ちつけた叱り方、感情に任せたまま怒ることじゃなく、心を落ちつけた叱り方というようなことをみんなで学んでまいりました。どちらも楽しく子育てができるよう支援する内容となっております。

また、少人数の講座ということですので、参加者が子育ての悩みを打ち明けやすい雰囲気になっており、他の参加者と悩みを共通できたことがよかったという声が参加者から寄せられております。

市としても、今後もこのような講座を継続して実施し、子育ての不安解消、児童虐待の防止に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 子供の褒め方やどならない子育てなど、大変重要な要素であると思います。これらを通して、親も子も安心した生活が送れるよう、そして子育てのしやすい那珂市になっていただきたいと願ってやみません。

以上でこの項の質問を終わりにいたします。

続きまして、質問事項3、認知症について質問いたします。

新聞報道によりますと、全国で2017年に認知症か、その疑いが原因で行方不明になったとして警察に届け出があったのは1万5,863人、警察庁のまとめでわかったそうです。統計をとり始めた2012年と比べて1.65倍にふえ、昨年中に所在確認できなかったのは227人だったそうです。

認知症での徘徊で家に戻れなくなる、探しても探しても見つからない、そして何年もたってしまう、そのような不明者も年々ふえている現実があるそうです。

那珂市でも防災無線などで時々放送があります。「こんな服を着て、1メートル何センチくらいのおばあさんが行方不明です」あるいは「このようなおじいさんが行方不明です」とかいうような防災無線が時々あります。どうしたのかなと思って聞いていたりいたしますが、那珂市における認知症による徘徊不明者の届け出数と発見者数はどのくらいになるかお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂警察署管内の行方不明者数につきましては、警察署として情報公開をしていないというようなことから、把握はできておりません。

なお、那珂市の防災行政無線により行方不明情報が放送されていると、今議員もおっしゃっていましたが、その放送件数につきましては、平成27年度が6件、平成28年度が2件、平成29年度が6件となっております。全て65歳以上の高齢者の方となっております。また、いずれも発見されているというような状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） いずれも発見されているということで、とても安心いたしました。

さらに、これら認知症の予防と対策はどのような策を講じておりますか、お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

認知症の対策につきましては、まず、認知症について市民の理解を深めていただくことが重要だと考えております。そのために、平成28年度に市内全世帯に対しまして認知症ケアパ

スを配布しております。また、徘徊行動の見られる認知症高齢者を介護している家族を支援するため、GPSによる位置探査機器の貸与や地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座などの事業を実施しているところでございます。

加えまして、市では平成30年4月から認知症初期集中支援チーム、通称オレンジチームとっておりますが、そちらを設置しております。このオレンジチームにつきましては、認知症疾患医療センターであります栗田病院の医師等専門職、各地域包括支援センター職員により編成されており、認知症の人や認知症の疑いがある人を訪問しまして、受診支援や本人、家族への助言等、自立に向けた活動に関係機関と連携して取り組んでおります。

なお、このオレンジチームの対応している件数でございますが、平成30年8月までに17件というふうになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） このオレンジチーム、平成30年4月から開始されて8月までに17件ということは、大変件数的に成果が上がっているかと思えます。認知症による徘徊の対策として、那珂市ではGPSを無料で貸し出す策をとっていますが、これは本人がこれを持たなければ意味がありません。他県になりますが、群馬県高崎市では靴底に埋め込んで使う方法を採用したところ、救出率が大幅にアップしたという事例があります。確かに持つことよりも靴に埋め込んでおくのはよい方法かと思ひ、参考にされてはいかがかと思ひます。

では、ここで認知症検査等による免許証自主返納者への対処はどのようにしておりますか、お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂市におきましては今年の1月からでございますが、高齢者等運転免許返納自主返納支援実証事業を開始したところでございます。本事業におきましては、議員ご指摘の運転免許更新時に行う認知症検査結果による免許返納に限らず、年齢に関係なく運転に自信がなくなって免許を返納した方を支援の対象としているところでございます。

支援内容といたしましては、市内の地域公共交通であるひまわりバス及びひまわりタクシーの共通利用割引券1万円分、これを申請に基づき交付することとしているところでございます。これにより交通事故の抑制を図るとともに、免許返納者の通院や買い物など日常生活に必要な移動手段を少しでも維持、確保できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今、那珂市での取り組みをお伺いいたしましたが、では参考までに近隣自治体ではどのような対策をとっているのか、わかる範囲で教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今年の6月1日現在での数字になりますが、運転免許自主返納した高齢者等に対する優遇制度、これを実施している県内の市町村数は38自治体に上っているような状況でございます。各市町村における取り組み内容、支援内容はさまざまでございます。支援内容といたしましては、那珂市のように各市町村におけるコミュニティバスやデマンドタクシーの利用券交付を行っているものもあれば、路線バス、一般タクシーの乗車費用の一部助成、登録店舗で使用できる共通金券の交付、もしくは啓発物品の配布などさまざまなものが行われているようなところでございます。

さらに、対象者でございますが、多くの市町村については65歳以上の高齢者など年齢制限を設けているところが大多数でございます。さらに中には、介護認定や高齢者のみの世帯限定などの条件設定をしているというような市町村も見受けられる状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今お答えいただきましたように、那珂市では年齢制限が設けられていない、その外の条件も特別外の自治体のように設けられていないということもわかりました。私もいつこのような状況になるかもわかりません。今後も多々検討していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

では次に、質問事項4、市内の防犯について質問いたします。

市内の防犯灯の管理は各自治会が担っていますが、市内にある防犯灯の個数はどのぐらいあるのか教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

防犯灯の設置状況でございますが、平成30年4月1日現在で、地区別に申し上げますと、神崎地区が232灯、額田地区が252灯、菅谷地区が1,218灯、五台地区が381灯、戸多地区が91灯、芳野地区が128灯、木崎地区が101灯、瓜連地区が800灯で、合せて3,203灯になってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 全部で3,203灯あるということですが、そのうちLEDに交換されているのは何%くらいになりますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内の防犯灯数3,203灯のうちLED化が完了しているものは、平成30年4月1日現在で1,165灯となっております、全体の約36.4%となっております。未整備の約2,000灯につきましては、自治会のLED化の要望を受けまして、今年度から5カ年予算額を増額して

整備のための補助を行っていき、LED化を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） LED交換によりランニングコストやその他にもメリットがあるかと思えます。そこで、この防犯灯にかかる経費について質問いたします。

防犯灯にかかる経費は一部市の補助を受け、各自治会で支払っています。補助よりのオーバー分は各自治会会費の中から支払われているのが現状です。しかしながら、自治会に入会していない方も多くおり、ここで自治体の中での不公平感が生じています。道路を照らしている防犯灯の恩恵を自治会費を支払わない人に与えるのはおかしいといった極端な意見も時々耳にします。

そこで、市民の間の不公平感をなくすには、いっそ防犯灯にかかる経費を市が全額負担すればよいのではないかと考えます。むちゃなお願いかもしれませんが、市民の安全・安心を守る防犯の面からもぜひ、町も心も明るくして住みよい那珂市にしていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内の防犯灯の設置につきましては、自治会が必要と判断する場所へ設置をしていることから、不公平感はないと考えてございます。

費用面でございますが、那珂市防犯灯設置費補助金交付要綱に基づきまして設置費補助金を交付してございます。また、管理費の一部、1灯当たり1,800円の助成も行っているところでございます。今後も、夜間の犯罪及び事故を未然に防止する目的から、地域を一番把握しております自治会に設置場所の選定と維持管理をお願いしていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 自治会の安定のためにも、ぜひ全額を市でという方向に持っていかれるよう、強く要望いたします。

次に、事件、事故の際に証拠として大変有効となります防犯カメラですが、市内の防犯カメラの設置状況について教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内の防犯カメラの設置状況でございますが、平成30年4月1日現在で、市内の駅、駐輪場、市役所、ふれあいセンター、各小中学校等の50カ所、208台を設置してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今のご答弁で、公的な場所にはおおむね設置されているようですが、

今後、子供たちの通学路で不審者情報が頻繁にある場所や危険箇所ぜひ設置してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在の防犯カメラ設置につきましては、那珂警察署と協議をしながら地域の安全確保及び防犯の観点からＪＲ駅を中心とした通りの多い場所へ防犯カメラの設置を平成29年度から行っております。

今後も設置場所につきましては、不審者等の情報を交え、那珂警察署と協議をしながら設置場所を決めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） よろしく願いいたします。

次に、防犯とは少し意味が違いますが、踏切の緊急停止ボタンについて質問いたします。

通学路上にある踏切で突然の事故などに対応する緊急停止ボタンの設置について伺います。

一つを例に挙げますと、五台小学校への通学路には水郡線の踏切があります。そこには緊急停止ボタンがありません。見通しが悪いのです。さらに、この場所は陸橋の下にありまして、線路もカーブしており見通しが悪いところです。子供の靴が線路に挟まったり、自転車の車輪が抜けなくなったり、もしものときに対応できるためにも何とか考慮していただきたいとお願いいたします。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

踏切の非常停止ボタンについて、私どものほうでＪＲ東日本水戸支社に確認しましたところ、遮断機のみで非常停止ボタンの設置が済んでいない場所については、計画的にＪＲ東日本において設置を進めていく意向であるという回答でございました。

市といたしましては、危険と判断できる場所があった場合には、随時ＪＲ東日本に対して要望していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 通学路上にある踏切については、極力の要望をしていただくようお願いいたします。

では、最後の質問になります。

市長の今後の市政運営について質問いたします。

市長の2期目の在任期間も残すところ5カ月となりました。これまでも同僚議員が市長の公約実行についての質問をされておりましたが、そのたび、ふんふんと聞いておりました。きょうは逆に、市長がこれはやったぞと訴えたい成果は何かをお聞きいたします。どうぞ。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市長に就任してからの取り組みや成果についてお尋ねをいただいたわけでございますけれども、ご質問いただきましてありがとうございます。

私の市長就任直後には東日本大震災が発生し、市民生活の根本である安全・安心が脅かされる事態に陥りました。このときの経験から、私は、地方自治体の最重要課題は市民の命や健康、それから財産を守ることだと再認識をしまして、この体制を整えるため、横手市をはじめとする複数の市町村、さまざまな分野の民間企業や団体との災害時の応援協定などを積極的に取り組んでまいりました。

また、市民の生の声を市政に反映させるため、ふれあい座談会や市長への手紙を始めるとともに、市民課窓口の日曜開庁やコンビニにおける納税や住民票交付など、市民サービスの向上にも努めてまいりました。

少子化対策や子育て支援については、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を実現するため、ふれあいパーティーの開催、不妊治療費の上乗せ助成、マル福の拡充、保育園の新設に取り組むとともに、教育の面でも市立幼稚園の統合や小中一貫教育の実施など、那珂市の未来を担う子供たちのための施策の充実を行ってきたところでございます。

産業振興の面では、特産品ブランド認証制度を開始するとともに、マッチングフェアの開催や茨城マルシェなど東京における特産品のPRなどにも積極的に取り組んできたところでございます。

また、企業誘致にも積極的に取り組み、核融合研究所（那珂研究所）の隣にありますところに10万キロのガス発電所、それから植物工場の立地にもつながりました。

にぎわいづくりの面では、静峰ふるさと公園における大型遊具やノルディックウォーキングコースの整備、那珂川河川敷における多目的グラウンド等の整備を図るかわまちづくり事業を進めるとともに、長年の懸案でありました瓜連駅周辺の市有地には特別養護老人ホームや診療所が立地する運びとなりました。

最後になりますが、東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転につきましては、日本原子力発電と周辺6市村との間で新協定を締結し、立地自治体以外にも実質的な事前了解権が付与されました。これは那珂市のみならず周辺市村と一丸となって粘り強く交渉を続けてきた成果であるというふうに考えております。

外にもさまざまな取り組み、成果もございますが、命を守る政治を第一に私が取り組んでまいりました成果の一端でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 市長のこれまでの輝かしい実績をお話いただきまして、まことにありがとうございます。

では、今後の那珂市の展望についてお聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市の展望につきまして簡単に申し上げます。

本市におきましては、地域資源を活用し自立した地域づくりを進めていく必要があります。まちづくりの基盤となる地域コミュニティを充実、強化するとともに、住みよさの向上を図るため、防災、防犯、福祉、教育などの各分野において市民との協働のまちづくりをさらに推進してまいります。

そして、喫緊の課題である少子化対策については、妊婦、出産から子育てまで切れ目のない支援を行い、地域で子育てを支える体制の強化をする必要があります。

さらには、若い世代の移住・定住を促し、活力あるまちづくりをするため、まず那珂市の認知度を上げる必要があります。いい那珂暮らしに集約された市の魅力を積極的に発信するなど、シティプロモーションを推進してまいります。

また、仕事の創出につながる施策の展開も必要です。基幹産業である農業の振興を図るとともに、優良企業の誘致や商業、サービス業の活性化に取り組まなければなりません。これらを進めることにより、将来にわたって持続可能な地域が実現できると考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 将来の展望を述べていただきましたが、残り5カ月でこれらを実現するのは少々無理かと思えます。

そこで、次期市長選への覚悟をお聞きしますが、来年1月の市長選については、既に立候補を表明していらっしゃる方がおりますし、これからも何人出馬される方がいるかもわかりません。そこで、現役市長としてどのように臨まれるのかをお聞きいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市長選への態度表明とのご質問でございますけれども、現在、任期途中でありますので、まずは残任期間中を全力で市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。態度表明につきましては、私を強力に支えてくださっている方々と相談しながら、適切な時期に判断をしていきたいと思えます。ちゃんとした答えが出せなくて申しわけありません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） さようございますか。まだ支えてくださっている方とはこの時点に来て、まだ相談をされていないということでしょうか。適切な時期にとのお答えでしたが、その時期はいつですか。今でしょう。こんな条件の整っている状況はもうありません。傍聴の方もいらっしゃいますし、市民の方々がみんな注目しております。

再度お聞きします。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 通常、今まで2回選挙やりましたけれども、大体11月前後に表明しておりますので、そのあたりまでに、いろんなこれからやる公約とか、そういったものも煮詰めなければなりません。やはり対立候補の方もおりますんで、争点を明確にしてそれでやっていきたいと思っておりますんで、もうちょっとお待ちいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今、市長のお話で、明確に争点を決めたり、公約を決めたりしてから発表するということですが、それを作成するということは、もう既に気持ちは90%ぐらいそっちへ向いているということですよ、多分。

再度お聞きします。これを最後にお聞きします。いかがでしょうか、市長。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） ご想像にお任せしたいんですけれども、いずれにしましても残任期間、一生懸命やっていきたいと思っております。それから、ご支援いただいた方にもよく説明をしながら表明をしていきたいというふうに考えておりますので、きょうのところはご勘弁いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） やはりそうですか。きっと傍聴の方も、議員の方も納得できないと思うんです。これは納得いく答えを引き出せないのは聞く私の責任なんです。聞き方が悪いんです。ですから、これは皆さんに聞き方を申しわけなかったと謝るしかありません。

市長のお考えはそういうこととわかりました。なんとももやもやしておりますが、承知いたしました。

最後になりますが、私が以前質問いたしました曲がり屋のカヤぶき屋根の修復工事、これがきれいにでき上がりました、上から見ますととてもきれいな曲がり屋になりました。今年の月見の会が9月に行われますが、この新装なった大屋根に満月がこうこうと映えるすばらしい月見の会になるのではないかと期待しております。大変楽しみにしております。

私の質問は以上で終了いたします。ありがとうございます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告6番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（君嶋寿男君） 通告7番、小宅清史議員。

質問事項 1. 商工の拠点施設を考える。2. 自治会制度について考える。3. 流入人口の取り込みを考える。4. 老後を考える。5. 茨城テレビ局構想を考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 9月7日。議席番号7番、通告番号7番、小宅清史でございます。

まずもって、先日の中国地方の豪雨災害、それから大阪の台風被害、そして昨日の北海道地震と災害が続きまして、被災された方にお見舞い申し上げますとともに、命を落とされた方のご冥福をお祈りさせていただきたいというふうに思います。

さて、今回も通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、那珂市の商工の拠点について考えるでございます。

那珂市では、皆さんもご存じのとおりたくさん種類の農作物がとれます。そして商工会会員、商工観光課も努力して新商品などの開発にもいそしんでおります。しかし、それを売るための出口が乏しいというところが一つ悩ましいことでございます。出口をつくるというのは、要は販路を拡大するというところでございまして、人のたくさんいる東京に売りに行くか、もしくは、今銚田市などが取り組んでおりますが、海外に農作物を売りに行くか、もしくは直売所、とんがりはっとですとかJA、ふれあいファーム芳野などございますけれども、こういったところに卸す、この売上げを上げる。もしくは道の駅、これは常陸太田、常陸大宮などに大きなものができました、こういったものがありますけれども、これを拡大していくためにはどうしていくかということから、まず考えていきたいというふうに思います。

その常陸大宮、常陸太田のほうに大きな道の駅ができて、今さら那珂市も道の駅ではないだろうというような意見も多く聞かれます。そこで、以前も一般質問で述べさせていただきましたが、那珂市の大きな資産、大きなアドバンテージはインターチェンジがあるということでございます。この那珂インターチェンジを利用しない手はないのではないかというふうに思うわけでございます。

常磐道の1日の利用者数、通行台数21万4,000台、年間にすると7,811万台ということでございます。ネクスコ東日本管内では、東北自動車道に次ぐ利用者数の方が利用されているということになります。

昨年9月の平成29年度第3回定例会の私の一般質問のときに企画部長が、那珂インター周辺開発は我々市にとっても長年の課題であり、一日でも早く実現したいというふうに考えているということございました。那珂インターに販売拠点をつくる、いわゆるサービスエリ

アなり、道の駅とサービスエリアを合体したようなものをつくるということには非常にメリットがあるというふうに考えております。

まず、地元と競合しない、地元の業者と競合しないということですね。新たな顧客を獲得できるということでございます。それから、那珂市の知名度アップにつながる、これも大きなメリットでございます。そしてさらに、那珂市の生産物が売れるということでもありますから、当然経済効果が見込まれるということでございます。ですので、ここを何としても実現できないかというふうに考えていきたいというふうに思うんです。

ですが、ご存じのとおり、調整区域でございます。まず引っかかってくるのは都市計画法かというふうに考えられるんですが、那珂インター周辺整備を行うにあたって、都市計画法で言う大規模集客施設というものに該当した場合、これ許可がおりるのかどうか、まずお聞きしたいんですけども。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

今議員がおっしゃられたとおり、那珂インター周辺は市街化調整区域になります。現行の開発許可の基準で判断しますと、大規模集客施設は許可の対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 正面からいくと当然許可はおりないということですが、じゃどのようにすれば開発の可能性が開けるかということをお聞きしたいんですが。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

大規模集客施設の立地につきましては、市の総合計画及び都市計画マスタープランのほうの整合性が確保される、これが大前提になるんですが、その上で土地区画整理事業による市街化区域への見直し、または調整区域における地区計画の都市計画決定が考えられます。

しかしながら、現在の市街化区域内には未利用地がまだまだあることから、新たな市街地の拡大というのは困難な状況にあります。それとともに、那珂市においては3市3町1村で構成されている広域都市計画区域であります水戸・勝田都市計画区域に属していることから、県を含めた広域調整が必要になると考えられております。

また、当該地区を含めた周辺の道路や、特に排水施設など、市街地整備の根幹となる都市基盤が整っているかどうかなど十分な検証が必要になるなど、いずれの手段においても多くの課題があると考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市街地の未利用地が多くあるためにというのが都市計画法、必ずここがひっかかってくるわけですが、前提としまして市街地と競合しないということで

ございます。いわゆる江戸時代の出島のような存在があつていいんじゃないかなと。

そこで、具体的には、那珂市の産品野菜を売る、野菜の収穫体験ができる観光農場をつくる、その野菜を使ったバーベキューが手ぶらでできる、那珂市の産品加工品をつくる、加工場をつくるということですね。その加工場は見学できる、さらに休憩ができて、那珂市にはございませんが、宿泊施設がそこにあるといったものがあれば、非常に那珂市の経済も変わってくるのではないかというふうに思っているわけでございます。

昨年的一般質問のとき、やはり企画部長が民間の業者、登場人物がいないことには始まらないというような答弁であったと思うんですが、改めてお聞きしますが、もし開発にかかる民間業者があらわれた場合、市としてどのような施策をとることができるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂インター周辺地区につきましては、県北地域の玄関口でもあり、那珂市を含む県北地域の活性化にとって大変重要な地区であると認識しているところでございます。

また、今年3月に策定いたしました第2次那珂市総合計画の土地利用構想におきましても、広域交通網の結節点として周辺都市または県内外の都市との連携強化もしくは交流促進を図るための重要な交通基盤であることを位置づけているところでございます。

市といたしましては、那珂インター周辺を開発するにあたっては、進出意欲を持つ民間事業者等の登場が欠かせないというふうに考えておりますが、先ほどの建設部長の答弁にもありましたとおり、当該地区は市街化調整区域であります。地区計画や土地区画整理事業などの開発の手段が考えられますが、いずれの手段においても多くの課題があるのは、先ほどの答弁を聞いても明らかでございます。

しかしながら、いずれの手段、可能性も排除することなく開発の可能性を調査研究し、民間事業者と協働できる部分は協働し、有効な土地利用が図れるよう我々市としても頑張ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） やはりその都市計画法、いわゆる法律ですので、これを例外でやるわけですから、やはりやるなら特区申請をするしかないというふうに思うんですね。これも昨年の答弁ですが、具体的にこういうことをやりたいんだと言ったときには、特区という手段もエントリーすることもやぶさかじゃないというような答えをいただいております。

しかし、もう一つ開発に係るインフラ整備等の問題の費用の問題というのはあるかと思えます。上下水道の整備、それから道路、パードライン、118号の整備、それから高速道路からじかに車で出入りするようにできるといって、これは国と県と密接に粘り強い交渉が必要になるかと思えます。そして燃料の供給という問題があるかと思えます。

燃料におきましては、高速道路沿線にガスパイプラインが走っております。これ活用することは果たして可能でしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂市内を通るガスパイプラインにつきましては、日立市の久慈川河口から栃木県真岡市を結ぶ茨城栃木幹線、これの一部として東京ガス株式会社が整備したものでございます。

昨年8月に創業した向山工業専用地域西地区のガス発電事業所については、このガスを活用していることはご承知のことと思いますが、飯田地内には東京ガスパイプライン株式会社の管理事業所がございまして、こちらでパイプラインの管理業務もしくは災害緊急時のガス大気放散塔の外、ガスの取り出しが可能となる施設となっていると伺っております。これらを活用して民間事業者が開発を行う場合などには、東京ガス株式会社と協議の上、このインフラを活用することが可能だと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これも一つのアドバンテージだと思うんですね。せっかくあるわけですから、これが使えれば非常にパイプラインが通った意味も那珂市にとってはあるというふうなことになるかと思えます。これも長いスパンで考えていくしかないと思えますが、ライフワークとして、那珂市発展のためにこういう事業、この取り組みをずっと続けていきたい。実現に向けて活動していきたいというふうに私は考えております。

市内の生産性を上げるために出口という話から入ったんですけれども、インター周辺開発以外の手段というのもあるかと思えます。それは、市外や海外に販路をつくるというようなものがあります。市として何か今そういう方策は検討されていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

販路拡大の支援策というご質問でございますが、今年度から市内の中小企業者が新たな販路開拓や拡大を目指し、見本市や展示会などへ出店する際に、その経費の一部を助成する制度を始めたところでございます。対象となる経費といたしましては、出展料や会場の設営費、運搬費などの経費の2分の1、上限は5万円となっております。

また、市では特産品ブランド認証品や市内の農産物につきまして、市内外のさまざまなフェアやイベント、それから茨城マルシェなどにおきまして積極的なPR活動を展開しているところでございます。

一例を申し上げますと、昨年度から市内スーパーのご協力のもと、特産品のコーナーを設けていただきましたり、台東区の協力を得まして、浅草の商店街におきまして1週間のロングランで干し芋など特産品の販売PRを行ってきたところでございます。

さらには、農産物や米ゲルを使用しました独自商品につきましても、マッチングフェアの

開催や金融機関等主催のビジネスフェアの商談会におきまして、直接生産者とスーパー飲食店などの実需者が商談できるような支援を行ってまいりました。

また、外にも、昨年度から水戸市の飲食店の協力を得まして、全て市内の野菜というサラダバーというものを設置していただき、実際好評をいただいたところでございます。

まずはこのような活動を地道に、継続的に行っていきまして、市内から県内、そして県内から県外へ少しずつではございますが、徐々に認知度を高めていきたいと。そして、さらなる販路拡大、開拓につなげていきたいというふうに考えてございます。

そして、将来的になってしまうんですが、議員のおっしゃるように、海外も視野に入れた施策が展開できればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 出店料や会場設営費の補助というのがあるということでございましたが、茨城産業体験創造基金事業というのもあります。地域資源販路拡大の支援事業ですね。見本市、展示会への出店等、新製品の販売、新サービスの提供や新市場参入を目的とした販路拡大のための取り組みを支援しますと、県の事業ですけれども。こちら最大100万円、助成金は3分の2以内というふうになっております。こういったものも紹介したりしながら、県とリンクしながら、さらなる販路拡大をしていただきたいというふうに思います。

大井川知事肝いりの営業戦略部というのが創設されました。海外へどんどん売り込みをしていってほしいというような話もございますので、ぜひその潮流に乗って、那珂市のもの非常にいいものがたくさんありますので、そういったものが市外、全国に、そして海外にというふうに行くことを期待してやみません。

そして同時に、海外からのお客さんをお呼び込むというところでインバウンド対策というのもぜひやっていただきたいというふうに考えております。那珂市に外国人観光客が来るというのは非常に珍しいというふうな感じがしますが、茨城空港があります、茨城空港は海外の定期便が飛んでおります。そして2020年には東京オリンピックもございます。やはり外国人はこれからますますふえていきますので、那珂市で取り込まないという手はないんだと思うんですね。取り込むために何か必要かというのと、やはり今海外電子マネーというのが当たり前になりつつあります。この電子マネーを普及させる、充実させるということによって、外国人に気軽に来てもらえるようにするというのも商業観光の一つの施策だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

商品購入の支払いをクレジットカードや電子マネーなど現金外の手段で行うキャッシュレス決済、これは議員ご指摘のとおり海外で急速に進展しておりまして、決済システムの導入を促進することは外国人観光客の利便性の向上、消費の誘発という観点からも有効な手段だ

と考えております。

しかしながら、キャッシュレス決済、電子マネーの普及、促進には課題もございまして、店舗での端末の設置費用や手数料などのコストがかかる外、現場スタッフの教育など、こういった負担も生じてくるところでございます。

また、国内では、各コンビニチェーン、鉄道会社などの独自の電子マネー、これらが普及してございますが、インバウンド対策としてどのような促進施策をとるべきか、まだまだ研究の余地が多いのではないかというふうに考えてございます。これらのことから、現時点においては、電子マネーシステムの導入を市が主体となって推進することについては考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 電子マネーが若干私たちの認識と違ひまして、いわゆるJRのスイカですとか、クレジットカードとは全く別物なんですね。これ決済会社に一たんお金をプールさせて、商品と引き換えに決済されるというシステムでございまして、中国ではアリババペイ、ウィーチャットペイ、この2つが大体9割を占めているというふうに聞いております。

何が有利かといいますと、預けているお金にちゃんと利息がつくというところが、いわゆる普通のクレジットと大きく違うところと、あとクレジットカードの場合後払いになるんですけれども、いわゆるお金を預けておきますので口座みたいな役割が一つそこにあるということでもあります。

決済するにあたってお店側が用意するのはスマホかタブレットが1台あればできます。あとアプリですね、アプリをダウンロードして契約さえすれば、手数料はもちろん取られますけれども、それで決済をするシステムを導入することができるということでございますので、お店側の負担はそれほどではないと思います。つまり、市のほうは何をしなきゃいけないかといいますと、その啓発と使い方と呼び込みと、それが市の役目かなというふうに思います。

これも、やはりこれから2020年に向けて全国でどんどん普及していくと思いますので、そこにおくれないように、那珂市がぜひ先駆けてやっていただきたいというふうに思っているんですが、これも民間との協力がなければできないことですので、ぜひ率先して進めていきたいというふうに思います。

1番の商工拠点施設について考えるは、以上でございます。

続きまして、自治会制度について考えるに入っていきたいと思ひます。

自治会制度につきましては、私が議員になってからずっといろいろ言い続けてきました。年に何回も自治会制度についてという一般質問をやらせていただいておりますが、なぜそこまでやるかといいますと、何よりも自治会活動を支えてくれている会長さんをはじめ役員の皆様、そして地域の結びつきの強化のため、そして将来の自治会制度の維持のために言っておきたいということで、毎回させていただいております。ですので今回は、今までの議論は蒸

し返さず、結論として申し上げたいというふうに思います。

今、自治会は、かねてから言われていますように、加入率の低下、役員のなり手不足、予算不足など、自治会の問題解決のためには究極的には予算がないと難しいのではないかとこのように思うわけです。ですので、自治会の予算の拡充というところを訴えたいのですが、きょう配らせていただきました資料1でございます。

地区名があって、まちづくり委員会の交付額があって、右側が自治会世帯数と交付金額になります。大体1軒当たり4,000円ちょっとぐらいの割り当てになるのかなと思うんですが、世帯数が同じでも金額が違ったりするので、ちょっと正確な算定方法は私はわからないんですけども、まあまあ大体そのぐらいでおさまっているようでございます。

ですが、先ほど筒井議員の防犯灯の話もありましたけれども、加入率が低いけれども、防犯灯は必要だというような切実な思いもあるわけですね。先ほどの電気料は市のほうでというところもちょっとはぐらかされた印象があったんですけども、ここは、やはり自治会で維持していくというのはこれ仕方ないことかなと思うんです。なぜならば、設置している数が違いますので、自治会によってですね。それを全部平にしちゃうというわけにはいかないのだろうというのは理解できます。

ですが、この自治会そのものを維持していくためには、やはり予算がもうちょっと必要だというふうに思うんです。ですので、率直に、これ自治会への交付金を上げるということができないかということをご質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

自治会加入率の低下を含めた諸問題で自治会がご苦労されていることは理解をしていますが、これらの問題解決には特効薬がないのが現状であり、市といたしましても大変苦慮しているところでございます。

究極の措置として予算の拡充をということでございますが、加入率低下を含む諸問題は、予算を拡充することで解決できるものではないと考えてございます。

交付金につきましても、限られた予算の中から交付していることをご理解いただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） やはり毎回気になるんですが、菅谷の加入率が下がってくると、若い世帯が自治会から離れてしまう、入らないというようなことが大きな原因かなというふうに思います。

なぜ入らないかというところでございますが、まず、共働き世帯が今多いというのが一つの理由かと思えます。それから、いろんな役が回ってくるということで、業務負担を回避したいという考えがあるかと思えます。あとはもう一つ、これはあくまでイメージ的な問題で

すが、自治会という言葉が煩わしいと感じる若者がいるのじゃないかというふうに思うんですね。ですので、この自治会という名称を変えて、その自治会ごとに各愛称をつけていくというようなことも考えていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

自治会活動については、特に若い世代では仕事や生活に追われる中で、自分に直接関係ないことにはかかわりたくないと思われている方が多いのも現実でございます。

自治会の中には、独自にキャッチフレーズやスローガンを掲げ自治会活動を展開しているところもございます。議員のご提案の自治会名の外に愛称を設けることにつきましても、各自治会の考え方によるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 自治会で勝手につけていいということかなとは思いますが、ただ、市のほうというか、こういうのは一斉に号令をかけないと、例えば今配らせていただいた資料、自治会名ずらっと並んでいますけれども、例えば本米崎自治会だけうさぎさん自治会とかというのはやっぱりやりづらいと思うんですね。これ全部、みんな愛称をつけるように一斉になれば恥ずかしくはないですけれども、1個だけというのはなかなか難しいと思うので、やはり小中一貫校のときの学園名と同じように、何かその自治会に合ったような愛称を各自で考えてもらえれば、もうちょっと愛着も湧いてくるのではないかなというふうに思います。

それから、自治会の役員の方の仕事の負担というのもよくお聞きします。これは、やはり役所からの委任事務というのが非常に負担が多いのではないかなというふうに思うわけです。これを減らすことはできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市民と市が協働でまちづくりを進めている中で、自治会は重要な役割を担っており、住民に近い存在であることから、市からさまざまな事項についてご協力をお願いしているのが現状でございます。市といたしましても、自治会に協力を依頼すべき事項かどうかをよく精査しまして、ご協力いただく必要がある事項につきましても、できるだけ負担がかからないような方法で行えるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 今、SNSですとかツイッターですとか、そういったものの情報発信を市のほうでも行っておりますし、個々でも行っております。これが市からその情報発信が進めば進むほど、やはり若者の自治会離れというのは加速していくと思うんですね。なぜ

ならば、必要な情報はそこからとれるというふうになっていってしまうと思うんです。

そしてさらに、双方向の情報交換システムなどで、例えば道路がここが破損していますよとかというのは、直接、市民と役所とやりとりできるようになると、自治会の存在自体がますます減っていってしまうというようなことになってしまいます。であれば、自治会はやはりそういう事務的な話ではなく、自治会長は地域の代弁者という位置づけ、前は議員が地域の代弁者だと言われましたが、議員はあくまで市民の代弁者でございますので、その位置づけをはっきりして、委任事務は減らしていったって、やはり地域の声を市に届けるというようなことをとっていく形が望ましいのではないかなというふうに私は思います。

自治会に関しまして私の言いたいことをきょうは究極の話としてお話しさせていただきました。どうぞこれから、自治会活動が各自治会でさらに活発になりますように祈願いたしまして、私のこの質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、流入人口の取り込みを考えるでございます。

今から4年前、衝撃的な言葉が新聞やテレビで踊りました。「消滅可能性都市」という言葉であります。少子化や人口流出に歯どめがかからず存続できなくなる自治体のことであります。これは、とりわけ2010年から2040年までの間に、20歳から39歳の女性が人口の5割以下に減少すると推測される自治体のことだそうです。

これが発表されてから、各自治体いろいろな施策を出しながら努力をしているというところであります。ですので、もちろん出生率を上げるというのは一番いいんですけども、外からの流入人口を獲得するというのも非常な大きなテーマであるかと思えます。

昔は、衣食住といいますと着るもの・食べるもの・住むところでございますが、今は医職住といいますと医者・職業・住むところだそうです。でございますので、まず働き口をつくるということが大事なかと思えます。

企業誘致、もう数年ずっと皆さん言い続けてくれておるかと思うんですが、西部工業団地の未利用地は先進技術工業に限定されておりますので、仮に企業が来たとしても、機械化、AI化になっていくと雇用の増大が余り見込めないのではないかというふうに考えます。であれば、先ほど市長も向山にというお話がありましたが、エコやバイオなどのそういう那珂市に合った産業を誘致するほうにシフトしたほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂西部工業団地につきましては、高度産業技術集積地域として位置づけられていることから、既存企業との共存共栄を視野に入れながら茨城県の関係各課と連絡体制を密にとり企業誘致を進めている、こういうような状況でございます。

議員のご指摘は、この高度産業技術集積地域にとられることなく、幅広く企業を誘致できないかということだと思われまます。これまでこの考え方を基本とし誘致活動を行ってきた

ところですが、近年におきましては、この工業団地を開発した県におきましても先端技術産業、これに固執することなく誘致活動を進めていると、かように伺っております。

市といたしましては、県と連携しながら幅広く情報を収集し、できる限り早く企業立地が実現できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） あのパソコンで有名な富士通が今、会津若松市の半導体工場を再利用して野菜の大規模植物工場事業を展開するそうでございます。エコ、バイオ、こういったものの工業というのはこれから非常にいいのではないかなというふうに思うわけでございます。やはり半導体事業は一昔前に海外に負けてしまって、どこも今そういう先端技術は苦勞しているというふうに聞きます。高度産業技術であります、それでいてエコだと、バイオだというのが非常に那珂市に、イメージ的にも合っていると私は思います。ですので、こういったものがぜひ誘致できるように展開していただきたいというふうに思います。

それから、住のほうですね。今、那珂市には分譲されて40年近くたつ団地がいくつかあります。この老朽化団地の債権というのも一つのテーマかというふうに思います。

今、団地は高齢化率が高くなってきている。これは日本全国どこも問題になっていることでもありますけれども、団地の最大の問題は、同じ敷地に子供の家を建てるというには敷地が狭いという問題がございます。そこで、福島県白河市ですが、子育ての環境の充実や高齢者支援、そして住環境の向上と定住促進を図るために三世代同居・近居支援補助金というのを交付しております。

この補助金は、住宅取得補助金と増改築リフォーム補助金の2種類がありまして、いわき市ですとか所沢市も同じような補助金を整備しております。この老朽化した団地の再生には、三世代同居というのは非常に有効な手段と考えます。この三世代同居・近居推進補助金というものを当市も検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

三世代同居もしくは近居による子育て支援や高齢者の生活支援を目的として、転入により同一市町村内に同居や近居を始めるご家族に対して住宅取得や増改築、リフォーム等の費用の一部を助成する自治体も、今議員からご紹介いただきましたように複数あるようでございます。

那珂市におきましても、子育て世代の定住促進を目的に子育て世帯等住宅取得助成事業を平成28年度より開始したところでございます。この制度は住宅取得に係る費用の一部を助成するものでございますが、転入者に加え、市内での転居者も対象としている。これに加えて、さらには三世代同居に係る増築等の費用についても助成対象とする特例措置を設けることにより、転入や転居による3世代の同居や住宅取得を伴う近居に対しても助成対象となる幅広

い制度となってございます。

これまでの申請内容からも、3世代での同居のために住宅を新たに取得したケースや親世帯の近くに新たに住宅を取得したケースも見受けられることから、当面は、この子育て世帯と住宅取得助成事業のさらなる周知を図ることによって3世代の同居や近居の促進を図ってまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 白河市の例でございますが、同居、新築の場合60万円ずつです。近居の場合は50万円でございますが、ここからがおもしろくて、加算というのがありまして、若年世帯はプラス10万円、中心市街地に建てたらさらにプラス10万円、市内の業者が施工したらプラス10万円というような特典があるようでございます。ここまで充実していると、ああ、なるほどとちょっと思ってしまったんですけども、非常に住宅団地を再生するには、2世帯住宅、3世代住宅というのが有効な手段の一つだというふうに考えますので、そういったものはもっと活用しやすいように、そういう施策を図っていただきたいというふうに思います。

そして、あとは結婚による流入ですね、やはりこちらにお嫁に来てもらう、結婚して那珂市に住んでもらうというのは一つ大事なことでございます。市長の行政報告にもありましたように、いいなかパーティーというのが那珂市は行われております。商工会青年部が主体となってやっておりますが、私も商工会青年部ですので企画運営に参加させていただいております。非常に効果も上がっているというふうに思っているわけですが、恒久的な結婚の機会を創出するためには、継続的な結婚相談というのも同時に必要なのではないかなというふうに思います。

これ市がやるというよりは、やはり民間の業者がございまして、そこに民間の業者を利用するための助成をするというほうがいいのではないかなというふうに思うんですね。結婚したいという意思があるのに、出会いが少なくてなかなか結婚できない、だから結婚相談所に登録したいんだというような方に一部費用を援助してはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

民間の結婚相談所につきましては、いわゆる婚活という言葉が一般的になって以降、非常に隆盛を誇っているというのは皆さんご存知のところかと思っております。ただし、民間の結婚相談所といっても非常にさまざまございまして、昔ながらの個人が営む結婚相談所から大手企業が運営するものまでさまざまです。

また、費用についてもさまざまございまして、登録料についても数万円程度で済むところから、例えば医師や弁護士等を専門に紹介するような相談所につきましては100万円単位

の登録料が必要だというようなどころもあるようでございます。

さらには、登録しても一向にお見合いが実現しない、法外な費用を請求されたなど一部には悪質とも言える相談所があるのも事実のようでございます。こういった民間の結婚相談所の現状を踏まえますと、市が積極的に費用を補助しても、その効果について疑問符をつけざるを得ないというふうに考えてございます。

そのため、市といたしましては、低廉な費用で参加、利用が可能である、先ほど議員からもご紹介いただきました市が開催を支援しているふれあいパーティー、市も負担金を拠出している茨城出会いサポートセンター、市のシルバー人材センターにおける結婚相談などのご利用をお勧めしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 医者や弁護士専門の結婚相談を補助する必要はないと思うんですけども、茨城出会いサポートセンターはどのような活動というか、結婚相談をしてくれるところなんですか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 茨城出会いサポートセンターですが、平成18年に設立されて、今年で12年目を迎えたところでございます。登録料は基本的に1万円でございます。その中で、その登録した男女がそれぞれお互いのプロフィールを閲覧、その時点では匿名でございますが写真や、その方のいろいろ職業とか家族構成等々を参照しながら、好みのお相手を選んでいただいて、お見合いに対して相手がオーケーしていただければお見合いをセッティングするというようなものでございます。

この12年間の中で実績としましては、成婚数は、先月8月末の現在で1,981組に至っております。これは全国さまざまな都道府県でいろいろこういった出会いの支援を行っておりますが、茨城出会いサポートセンターはその中でも先駆けでございます。成婚件数についても非常に飛び抜けているというような状況でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） すごいですね、それだけ実績があるんですしたら、あとはそれをどうやって那珂市に引っ張り込むかと、那珂市に住んでもらうかというところが重要になってくるかなというふうに、今聞いていて感じました。

那珂市で子供を産み育ててもらおうという体制が何よりも大事でございますので、そのきっかけがまず出会いであります。その出会いが若者にとって幸多きものになりますように祈念いたします。

ここの流入人口の取り込みについては終わりにしたいと思います。

続きまして、老後を考えるということでございます。

流入人口とはまた違うんですけども、那珂市で生まれ育って東京などで働いて、でもや

やはり那珂市が実家なので戻ってきたりというような方々もいらっしゃるというふう聞いております。退職後に戻って来る方もいらっしゃいますし、早期退職で戻ってこられる方もいらっしゃるでしょう。そこに親御さんが住んでいれば、また子供たちも那珂市には帰ってくるということでございますので、そこで交流人口はふえるということになります。

中には、それまで空き家をしているという方々がいらっしゃるわけですね。将来は戻ってきてそこに住もうという気はあるんですけども、なかなか戻ってこれないでいると、空き家は閉め切ってしまうとどんどんどんどん朽ちていってしまいます。いざというときに利用することができないということになってしまうわけです。

資料2をごらんいただきますと、空き家の自治会調査結果、平成27年に自治会にお願いして那珂市に877戸の空き家があるということがわかったわけでございますが、その中の一番状態が悪いと言われるDを現地調査したものが下の表でございます。これもやはりA、B、C、Dとあって、Dにいくほど状態が悪いというものだそうでございます。やはりA、B、Cとなるべく空き家の駆逐レベルを上げないようにしていくというのも、空き家防止の施策の一つだというふうに私は思います。

ですので、この空き家を適正に管理していただくサービスというものを行ってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

空き家を適正に管理をしていただきますことは、現在所有者、管理者にお願いをしております。しかし、除草等の相談があった場合には、シルバー人材センターでは土地所有者等からの依頼を受けて空き家の除草作業を請け負うという事業を行っておりますので、これらを紹介するなどしてございます。

空き家自体の管理については、やはり個人の所有物でございますので、自己の管理対応をしていただくことが望まれます。そのようなことから、市としましては空き家管理サービスを実施することは考えてございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 除草も大事なんですけれども、やはり空気を入れなければ家というのはどんどんだめになってしまうんですね。ですので、やはり危険空き家をつくらないという工夫、これは必要だと思います。

ですが、やはり戸をあけに行き行って閉める、なかなかこういう商売ってないですね。じゃボランティアに頼むかという、こういうボランティアを誰が果たしてやってくれるのかということになるわけでございます。市内にこれだけ多くの空き家があるという現実があるわけでございますので、こういったものを市が中心になってボランティアの方々に頼んで、大変な草刈りとか、そういったものは有料でいいんだと思うんです。ただ、戸をあけに行き行って閉

めるというような、こういう簡単なサービスでございますが、こういったものは、ボランティアでも行政でもなかなかないのかなと思うので、こういったものは市が窓口になってボランティアを組むみたいなの、共同チームみたいなのができないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

空き家対策を総合的・計画的に行うために空き家等対策協議会の中で空き家等対策計画策定作業を行ってまいります。そういった中で先進事例等も参考にしながら対応を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 外の自治体でやっているという話は聞いたことないので、多分、先進事例は余りないのかなというふうに思います。パイオニアとしてそういう制度をつくって、那珂市は空き家がなんか適正に管理されているよというような話になるといいなというふうに思うわけでございます。

以上でございます。

続きまして、茨城のテレビ局構想を考えるというところでございます。

ご存じのように、茨城県47都道府県で唯一テレビ局がありません。外の県は山合いだったりですとか山間部などには電波が入らないということで、テレビ局がどうしても必要だというような状況があったりする県もあるようですが、茨城県は幸いにして平地が多いものでございまして、テレビ局がなくても首都圏の電波が入るということで、茨城県には結局テレビ局がないまま来てしまいました。それが理由かどうかは確かではありませんけれども、魅力度ランキングでは万年最下位ということになっております。

そこで、茨城県にもテレビ局をという声が以前より上がっては消えて、上がっては消えてということになっております。防災の面、コミュニティネットの面からしても、県内テレビ局というものがあると非常に県内の情報を取得しやすいということでございます。

茨城県議会で加藤明良議員が一般質問で栃木テレビを参考にすれば、資本金30億円、運営費20億円、そのためには県内44市町村に1,000万円程度の情報発信料を負担してもらえればというような内容の話をされております。

先日、加藤議員とお会いしましたのでお話を聞きましたら、NHK水戸放送局というのはあるんだけど、あれは県南とか県西のほうのアンテナが都心に向いているところでは受信できないんですというような話を伺いました。そうすると、やはり茨城県全体の一体感というものでいくと、やはり茨城県の放送局というものがぜひ欲しいというふうに考えるわけでございます。

やはり那珂市として気になるのは、情報発信料の負担という部分でございます。もし茨城

県のテレビ局構想について話が出て、そういう情報発信料の負担をお願いできないかというような話が那珂市に来た場合、どのように対応されるかお聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

茨城県の民放テレビについては、誰もが視聴しやすい媒体であることは認識しつつも、設備投資の資金確保、スポンサーの獲得、そして全国ほとんどの圏域民放テレビ局で採算がなり立っていない経営状況などの課題から、茨城県では開局には至っていないというふうに伺っております。

しかしながら、情報に対する県民、市民のニーズというのは非常に日ごとに高まっているようなところでございます。災害時やシティプロモーション、さらには市民の郷土愛の醸成、こういった面でも大変有効だと考えられます。県が積極的に取り組むということを決断した暁には、市としても、費用対効果やその経営の安定性、こういったことを注視しながらも前向きに検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） テレビカメラというのは、やはり茨城県で育った私たちからすると非常に珍しいものに見えてしまうんですね。ですけれども、茨城県に地場放送局があれば、テレビカメラが非常に近い存在になるというふうに感じるわけでありまして。そして、いろんな情報発信、那珂市で言いますとひまわりフェスティバルですとか、産業祭ですとか、そういったものも情報発信しやすい環境というものをつくれるというふうに思うんですね。

部長からありましたように、シティプロモーションを図るにあたっては、やはり茨城県のテレビ局というのは非常に私はあってほしいものだというふうに思っておりますので、もし県のほうでそういう動きがある場合には、ぜひ那珂市も積極的に参加していただきたいというふうに願う次第でございます。

一般質問は以上でございます。

思い起こしますと、7年前初めてここに登壇したときは、非常に周りが見えず、何をしゃべっているかよく覚えていなかったんですけれども、第一声は市民の方々への感謝と、ここに立たせていただいている感謝を述べさせていただいたように思っております。そして、ついつい子供の話などで感情的になってしまったり言葉に詰まってしまうこともありましたし、市長と感情的にやり合ってしまったこともあったかと思えます。ですが、いろいろ含めまして、この一般質問という場でいろいろな提案、発言をさせていただく機会をいただけたことは非常にありがたかったというふうに感じております。非常にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告7番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（君嶋寿男君） 通告8番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 土地改良推進事業の進捗状況について。2. 農業用水の現状について。3. 防火対策について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号、6番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、中国地方の豪雨災害、関西地区の台風による災害、それから昨日の震度7を記録しました北海道の地震災害と、想定外の災害も出ております。亡くなられた方へのご冥福と被災された方々へのお見舞いを心から申し上げまして、質問に入りたいと思います。まず最初の質問ですけれども、土地改良推進事業の進捗状況についてであります。

これは3年前、平成27年の第3回定例会で質問をしている内容でございます。内容については、国営の緊急農地再編整備事業の戸上国井団地、これ88ヘクタール、それから畑地帯総合整備事業ということで寄居地区ですね、飯田、芳野地区です、それから鴻巣地区11ヘクタールの整備状況について聞いております。

今回は、その後の進捗状況について確認をしたいと思います。

まず初めに、国営緊急農地再編整備事業戸上国井団地の整備進捗状況についてですけれども、これについては那珂市戸地区は話がまとまらなかったということで、ご破算になってしまいましたというふうに聞いておりますけれども、その理由は何でしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

議員ご質問の戸上国井団地でございますが、那珂市の戸と、それから水戸市の上国井地区を一団といたしまして推進してきたわけでございます。こちらにつきましては、平成26年12月に地元の仮同意説明会を実施しました。そして、その2カ月後が取りまとめの期限とな

っておりまして、期間が2カ月という短いことということで那珂市側では同意は得られず、上国井側のみ事業化されております。

あと、同意が得られなかった主な理由といたしましては、そもそもその地域におきまして話し合う場（組織）等がなかったということが挙げられております。このようなことから、農地の保全活動に対して支援されます多面的機能支払交付金制度の周知を地元の方に図ってきたというところでございます。

その後、戸地区におきましては平成28年度から保全活動を開始していただきまして、地域におきましても話し合う場はふえているということから、また整備に向けての話し合いもされるのではないかとというふうに期待はしてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 理由を述べていただきましたけれども、一方では、同じ整備事業の話、水戸市の地区ですけれども、こちらは同意がとれ事業化がされたということで、理由はなぜなのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

上国井地区につきましては下流域でもありまして、もともと水の供給不足が課題だったということが一つ挙げられます。また、那珂市側にはなかった先ほどの組織でございますが、水戸市側のほうでは既に組織があったということで、同意に向けての話し合う場がそもそもあったということが理由であるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今回答いただきましたけれども、一方では話がまとまり、一方では失敗ということで、理由としては、今ありましたように地域において話し合う場、組織があったと。これは水戸市地区の話ですけれども、一方、那珂市地区にはそういうものがなくてできませんでしたということでございます。期間については当然短い期間ということもありますけれども、こういう話って短期でも、長期でも、やっぱり整備事業をまとめるのに一番必要なことって、未同意者の説得ではなかろうかというふうに思います。

執行部においても情熱を持って最大の努力をして交渉されたんだとは思いますが、戸地区のまとまらなかった理由というのはそれ以外にもあるんじゃないかなと、私は思っています。というのは、改良後、同じようにコシヒカリをつくっていただけでいいのかと、そこにはやっぱり那珂市の良質でおいしいブランド米の生産を提案するなど、そしてもう一つ大きなのは、ほとんどの農業者の方が5年後、10年後はもう農業できないよという方ばかり、結構多かったです。そういう方が、誰かつくってくれる人はいないのということに対して、どうも提案ができていなかったのではないかと。やはりこういった土地所

有である農業者を納得のいく規定が示されなかったのが原因じゃないかなというふうに、私は考えております。

その後が問題なんですけれども、そのままこの55ヘクタールという広大な耕地を、収益性を下げるばかりでそのままにしておいていいのかという問題が残ります。その辺についても、今の回答でその辺はきっちりフォローしていただいているということで、次の事業期間を捉えるべく、早速28年度から農地保全活動の多面的機能支払交付金制度を活用して話し合いの場を設けると。話し合いをふやしているということでございました。これは大変次につながる活動でございますので、ぜひとも活動の継続とサポートをしっかりとお願いしたいと思えます。

やはり那珂市のためになる国や県の整備事業については、何が何でもとると、そういう強い意思のもと確実に取り込む、これをやっていただきたい。強く要望しておきます。

それから、提案ですが、県の輸出産業強化事業でもあり、本市でも輸出前生産販売の取り組みが始まっておると聞いています。これは戸多地区、中谷原地区メインですけれども、良質米の安定生産ができる那珂市輸出用ブランド米の生産基地として活用してはいかがでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

輸出用ブランド米の生産基地というご提案でございますが、平成29年3月22日、那珂市、それから水戸市、常陸太田市の米づくり農家の有志の方々が米国への米輸出に向けまして県北、県央地域輸出生産者協議会というものを設立してございます。この協議会の会長には那珂市の農家さんがなっていていただいておりますので、那珂市におきまして輸出用ブランド米の生産基地が確立できますよう、生産者との情報共有を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 水や土壌、肥料、水温、食味等、ブランド米生産条件等の整備もあわせて活用できるよう検討をお願いしたいと思います。

次に、畑地帯総合整備事業寄居地区・鴻巣地区の整備進捗状況について伺います。いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 寄居地区・辻鴻巣地区の畑総整備につきましては、現在、事業採択に向けまして座談会、説明会を行いながら、平成28年6月現在、各地区とも90%の調査同意を取得してございます。県営事業による調査地区として現在事業の推進を図っているところでございます。

また、事業の推進にあたりましては、当然、地元の協力が必要不可欠となってまいります。

ので、辻鴻巣地区、それから寄居地区、平成28年9月にそれぞれ事業推進協議会を設立したところでございます。現在におきましては、定期的に協議会を開催しまして事業仮同意に向けての勉強会や整備内容について話し合いを行いながら、本年度の仮同意取得を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

では、現状の課題は何か。どのように解決していくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

先ほど議員の中にもありました、どのような事業推進のときでもそうでございますが、調査同意時におきまして事業へのご理解がいただけない方というのが両地区ともおります。どの事業におきましても、この未同意者への対策が課題になってくるというふうに認識してございます。

先ほどご説明した事業推進協議会におきまして丁寧な説明を行い、事業に対する理解を深めていって、事業同意に向けて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 未同意者への対策が課題ということなので、これは戸多地区の例もありますので、農政課の皆さんには大変でも、わかりやすく、納得のいく丁寧な説明をよろしくお願いしたいと思います。

次に、では、この整備事業の完了時期はいつごろになるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

スケジュールで申しますと、平成32年度の事業審査というのを目指しております。平成33年度には事業採択、34年度から工事着工というふうな見込みになってございます。完了年度につきましては、工事規模にもよりますが、事業着工から3年ほどかかるのじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 工事着工して事業完了ということになりますと、今30年ですからあと7年かかるということですよ。長丁場になりますけれども、しっかりと推進のほうをお願いしたいと思います。

次に、仮同意を得るための重要な要素に農家の負担というものがありますけれども、整備費用の農家負担の軽減策というのはありますか。また、どういうふうになっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

農地を担い手に集積することで、またその集積率に応じた農家の負担額の軽減がございます。仮同意取得の際には、この農家負担の軽減額を提示しながら、丁寧に説明をして事業のご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） さらに、少しでも農家負担の軽減になるよう努力をいただきたいというふうに思います。

次に、畑かんの工事が完了するとその次に来るのは、何をつくって販売をしていくかと、つくる作物の話になるわけですがけれども、前回の質問で聞きましたこと言いますと、その当時、提案できていますかということで聞きましたけれども、まだできていませんということで、調査しながら進めていきますよということでした。地元の方からは、2年以上たっても何の提案もありませんということで、そういう声をお聞きしております。

2年以上たっても栽培作物の提案ができていないということはどういうことなのか。いつになれば選定提案ができるのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

先進地の事例、それから実際耕作されている方を招きまして講演会を実施したりしましたが、実際に農家さんの声を聞きますと、水の必要性を感じないとか、どんな作物がつかれるのかわからない、水を使うとどんな効果があるのかわからないというような声をいただいております。そういったことで、効率的な水利用を図るため、芳野地区で福祉施設を運営されているなるみ園さんに畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業によるモデルほ場の設置について、昨年度より話し合いをさせていただいております。

この事業ですが、実証期間は5年となりまして、今年度において県北農林事務所におきましてその予算の確保をしております、計画予定地内の土地所有者への説明を実施しているという状況でございます。

福祉施設との連携でもあり、農福連携としても着目されるものではございますが、栽培管理技術の検証分析や研修会等を開催しながら、生産性の向上や所得向上を見込める栽培作物の研究をモデル的に行っていただきまして、高収益な営農が地域において確立されるよう提案していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 答弁いただきましたけれども、やはり地元といいますか、農業者の方は、畑かんがい施設って飛躍的にその条件がよくなりまして、じゃ実際にどうやってつくっ

ていくんだらうというところが、やっぱりいろんなところを見て回ったり、講演会を聞いた
りしてもわからないという声が大部分だというふうに思います。

今のお話で、実際に畑かんがい設備工事、その工事からほ場の完成まで、栽培作物の決定
と作付、生育観察、収穫、販売までの効率、一連の流れが現場で確認できると。そういった
畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業、そのモデル事業ということでなるみ園さんが手を
挙げられてやっていくということになったということですので、これは大変いい取
り組みだというふうに思います。

特に農業と福祉事業連携の着目事例ということにもなりますので、今後、全面的にフォロ
ーをしていていただきたいなというふうに思います。

それで、この取り組みから得られる高収益の営農スタイル、それをはじめとしまして栽培
作物のさまざま情報を地元の農業者の方に提案をしていていただきたいと思います。工事
完了まで7年ありますので、しっかりその間、徹底して説明のほうをお願いしたいと思うん
ですけれども、こういった栽培作物の提案含め、今後の話というのを中間報告として、先ほ
ど畑かんの協議会があるということで聞いていますけれども、その協議会を通して、その協
議会のメンバーも含めて、その対象地区全員の方へ説明しておくべきだと思いますけれど
も、この辺の説明っでもうされているんですか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） まだその辺の説明はしてございません。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 先ほどの戸地区のほ場の改良の事業の話もありましたけれども、最終
に決まってからではなくて、逐次、その進捗状況というのは、皆さんもう2年待っても何も
出ないということも言っていますので、ぜひとも途中でも結構ですので、わかっている範囲
で、こうなるよという話をしていただきたいんですけれども、それ近々やっていただけませ
んですかね。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 協議会で諮れるように検討してまいりたいと思います。実施した
いと思います。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、栽培作物が決まりまして、じゃ収穫されたものをどこへ売っていくかということで、
前回の質問のときも、どこへ売っていくんですか、提案できていますかと。これも検討もし
ていないと。販売はJAさんにお任せだということで言われまして、極めて消極的な回答で
した。やっぱりこれじゃいけないですよ。その後、一生懸命考えられたとは思いますが、
けれども、同様の質問です、栽培作物が決定すれば、どこへ販売していくのか販路開拓は最重
要事項でございます。販売施策を含め、土地改良後の安定営農システムと支援体制について

どうしていくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

畑総整備におきましては、水の供給、それからかんがい排水施設、農道整備により耕作性の利便性が大幅に向上しまして安定的な作物の生産が可能になるというふうに考えております。こういったことから、担い手と呼ばれる大規模の生産者におきましては、販売先として農協であったり、市場などが挙げられると思います。

また一方、小規模農家さんにおきましては、ふれあいファームやとんがりはっとといった直売所が主な販売先になるのかなというふうに思っております。

また、昨年4月に設立されましたフェルミエ那珂のような中規模の農家につきましては、マッチングフェアを開催したり、さまざまなイベントに参加いたしまして、金融機関との勉強会を実施したりと、自信のある農産物をみずからPRしまして、飲食店など直接実需者との取引を見出している方もいらっしゃいます。

いずれにいたしましても、さまざまな営農形態が想定されますが、販売確保に向けまして行政といたしましても農家さんに寄り添った支援をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） さまざまな営農形態に応じて販売、製品加工に向け鋭意努力するということだと思うんですけども、大規模もありますし、当然、中規模、小規模の農家さんそれぞれの3段階になると思います。大規模さんについては、それぞれ独自で市場だったり、ダイレクトで販売先を確保される場合もありますけれども、中規模については、今回この新しい取り組みということでフェルミエ那珂さんですね、設立、稼働させているというところは、前回の回答にしたら大分積極的になってきたなというふうに評価できると思います。

フェルミエ那珂さんの取引先については、当然、飲食店あるいは個人の消費者というのがありますけれども、やはり多種多様な食材の提供が求められていると思います。しかも、それぞれ納品品質のハードルも高くというふうに言えると思います。おいしい食材の提供と経営の安定については、これやはり相当な情報なり、いろんな支援の体制かつ実際の活動も必要だと思いますので、今後のフォローをしっかりとお願いしたいと思います。

そして、フェルミエ那珂の実際の活動事例から、利益が確保できる経営手法、それから支援体制を構築していったって、営農者に合った経営手法や支援体制の展開を図っていただきたいということを強く要望しまして、この項の質問を終わります。

次に、農業用水の現状についてであります。

農業用水についてですけれども、今年は例年になく異常な猛暑の連続で、米や野菜の生育には優しくない環境ではなかったかなというふうに思います。那珂川も渇水状態があり、海

水の入り込みが千歳橋を超え、下国井近く県水の取水口まで迫ったということがありました。水道水を節約をしようということも防災無線でも報道がありました。もう少し想定といいますか、被害が広がるというふうに考えますと、少し上流に下江戸農業用水の揚水機上の取水口があります。ここまで海水が来ちゃいますと、もう当然水がストップされるということなんで、そうなると大変危険だなと。稲作に大変な被害が出ちゃうなということも考えてしまいました。

一方では、農業用水の温度上昇の影響もあるのかもしれませんが、藻や泥など異常発生もあり、農業用水の取水口を塞ぐなどの被害が出ております。今年のこの異常気象については、米のできが大変気になるところでございます。

本市では、那珂市ブランド認証品を設定し、本市特産品の品質や味を保証し、内外にPRしています。この米については、とりわけ那珂市産の米というと城里町あるいは常陸太田の米はうまいよという方が結構消費者の人がおまして、那珂市産もそこそこいい勝負しているというふうに私は思っているんです。実際に米作農家の方々もそれぞれおいしい米づくりに独自の工夫もされて生産に励んでおられると思います。生産者の方は、うちの米はピカ一だよということで多くそういう声が聞かれます。

しかしながら、米づくりの担い手も、高齢化による後継者不足が深刻化して、このままではこの米づくりは立ち行かなくなるのではないかなという危惧もしております。やはり他地区に負けない那珂市のブランド米を設定して、那珂市はおいしい米の産地であるとPRして、農業は基幹産業とは言うけれども、やっぱりこういうこともやって基幹産業たるゆえんも広げていきたいなというふうに思います。

そういう中で、づくり手がいなくなってしまうというのが非常に悩みの種だということになるんですけれども、今よりこういったブランド米をつくって、おいしい米をつくるよということであれば、後継者の方もやる気になるだろうし、また新しく入ってきてつくられる方もふえるでしょうし、大規模の方も、じゃうちで借りてつくってあげるよというふうになると思いますので、おいしい米づくりにこだわっていただきたいということで、じゃ、おいしい米づくりって条件はたくさんあると思いますね。当然、土壌も大事ですし、それから肥料、それから水、それから食味等々、いろいろあると思います。私は、これからこだわるのはやっぱり水にこだわる必要があるのかなというふうに考えておりますので、今回はこの農業用水について考えるということで、現状についてお聞きしてまいります。

最初に、農業用水の現状ということで、那珂市内広いので芳野地区、特に飯田地区に限定して話をしてみたいと思います。

芳野地区の農業用水については那珂川の水を使っていますけれども、どのような経路で供給されているのか。またその機能について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

芳野地区の農業用水につきましては、下江戸の揚水機場より取水しまして、幹線用水路を経て観音前ため池、それから文洞ため池に供給をされます。そこから各水田を潤した水は排水路を経まして大洞ため池へ集まります。最終的には大井川、早戸川を経て那珂川へ戻るといいう経路になってございます。

ため池の機能でございますが、本来の農業に資することはもとより、水鳥や水生生物の生息の場ともなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今説明がありましたけれども、この飯田の大洞ため池というところがありまして、これは戸崎地区に観音前、洞前というため池があります。ここへ那珂川の水が入って、それから戸崎の田んぼを潤して大洞ため池に入ってくるというのと、戸崎の農業集落排水、浄化槽の処理水も入ってきます。もう一つ、那珂川からダイレクトに用水が入ってきているということで、3種の水がまじって農業用水として使われているということになっています。

しかし、素朴な疑問で、以前から気になっていたんですけれども、中谷原地区、戸地区ですね、那珂川からダイレクトにかんすい、用水路を経由して田んぼを潤しています。しかし、何でその農業集落排水処理水が大洞ため池へ排出されているかということなんですけれども、これは何でなんですか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

農業集落排水の処理施設からの処理水の放流につきましては、戸崎地区農業集落排水処理施設に限らず、集落からの生活雑排水を浄化して農業用排水路の水質保全を図り、農地に還元するものであることから、農業用排水路を経由しまして河川に流れていくこととなります。議員のご質問の大洞ため池の排水路につきましては、処理施設が自然流下の末端に位置しているということから合流しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 農業用水も含め水はやっぱり大切に、貴重な資源であります。循環利用しているというのはわかっていたんですけれども、この循環利用している経路の途中にたまたま大洞ため池があったと、処理施設の下流にあったということですよ。わかりました。

1反歩の田んぼで米ができるまで使う水の量って150トンにもなるというふうに言われています。この農業用水はもちろん無料ではなく有料なので、コストとして考えると妥当なのかどうかについて見てみる必要があると思います。水利費はどれぐらいかかっているのか。近隣自治体と比べ高いのか安いのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

水利費に関するご質問でございますが、那珂川土地改良区で旧那珂中部土地改良区の域内につきましては10アール当たり1万円、旧小場江堰土地改良区におきましては10アール7,400円、岩崎江堰土地改良区の域内は9,500円となっております。近隣と比較いたしますと若干高いんですが、那珂市の場合は地形が台地でありまして平坦であるため、送水するために多くの揚水機上やポンプ施設が必要となってまいります。そういったことから電気代が高くなりまして経費が上がり、それが水利費にはね返るといった形になってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 地形的な事情はよくわかりますけれども、やはり近隣と比べて高いということなので、これ耕作しなくても水利費は支払わなくてはならないという点もありますので、払う側からすれば少しでも安くなるよう、ぜひとも検討をしていただきたいということで。

そこで、地形上は、いくつも揚水機上で機械的にくみ上げて落差を利用して排水をしているということなので、この落差を利用した小水力発電、これなんかを活用してコストダウンを図るということはできないのでしょうか。これ農政課じゃなくて、那珂川統合土地改良区さんに提案していただけるよう要望しておきます。

冒頭、よりおいしい米をつくるためにということで、水にこだわる必要があるんじゃないかというふうに申しましたけれども、じゃ、その水稲栽培、稲作用の用水ってどういう水なのか、その基準はどのようなものがあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

昭和45年に農林省公害研究会がまとめました水稲の正常な生育のために望ましい農業用水の指標というものがございしますが、これには法的な拘束力はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今、言われました農水省の農業用水用の基準ということで、一応許可をいただきまして資料をお配りしていますので、資料1、そこに書いてございます。ここには水素イオン濃度から9種類の基準項目と基準値が書いてあります。その右隣に農業用水の汚濁程度の濃度ということで載せております。これについても、この汚濁濃度の1までが水稲栽培には許容範囲の水質だよということで、それぞれ窒素やリンの濃度について書かれておるので、参考にさせていただきたいと思います。

ということで、これ大洞ため池から農業用水の水質検査や分析というのは行っていますか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

農業用水といたしましては検査は実施してございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） それでは、那珂市内で過去にどこかで調べたことというのはあるんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

大洞ため池ではございませんが、農閑期にため池で魚の死骸が発生したという事案がありまして、水質検査を実施したという経緯は過去にございます。その際には、特に水質については問題はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 異常時というときの検査ということですよ。

今年、大洞ため池の下流の用水路の方が水質検査依頼を出したということで聞いております。ちょうどよい機会ですので、一度、大洞ため池の農業用水の取り出し口の水質検査をしていただけるとありがたいんですが、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

水質検査の実施につきましては、今後、那珂川統合土地改良区さんとも協議をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひとも前向きに協議のほうをいただきたいというふうに思います。

では、那珂川からの農業用水取水口であるそちらの水質検査というのは行っているんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

那珂川の水質につきましては、国は検査を実施していますが、市では行ってございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 検査はしていないと、農政課ではね。これ那珂川統合さんに聞きましたら、那珂川統合改良区さんでもやっていないということでした。あるのは、その那珂川は国交省が観測地点でやっている水質検査だけということでございました。

じゃ、外にデータはないのかということで確認しましたところ、下水道課に大洞ため池のその用水取り出し口、そこを測定しているデータがございましたので、これは非公開という

ことでしたので見させていただきました。これを見た限りでは、私素人なんであれですけども、この大洞ため池下の用水の水質データから言えることは、ペーハー値が、これは今年の5月から7月のデータでしたけれども、毎月7.5以上と、高いときは8.0ありました。やはりちょっとアルカリ度が高いということですね。それから、窒素の量とリンの量というのは、これ大洞ため池のところのデータはなかったんですけども、ため池の中に流れ込む水の水質で見ると大変高いということが言えて、栄養度の高い肥えた水があるということになります。

3つ目は、水温がちょうどデータがありましたんで、これを見てみました。30度超えが2回ありました。平均でも29.6度、これは昨年より2度以上高くなっています。ということで、推測の域ですけども、水温が高いのは温暖化の影響ではないかというふうに思われます。気象条件から見まして、米の売れ行き、それから生産地は、新潟ではなく、今はもう北海道に移っちゃっているよという話も聞きます。

本市においても、これからはやっぱり栽培品種の改良も検討する必要があるんじゃないかなという気がしますので、今後、研究するよう要望したいと思います。

また、今回質問しましたおいしい米づくりのための水ということで、水質について確認しましたけれども、一度はやっぱりどこかで水質検査はしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひとも実施していただけるよう再度要請をしておきます。

それからもう一点、今年、用水路に藻やノロの多発、発生して、各水田への取水口を塞いじゃったりということがありました。これについては、大洞ため池から栄養の高い水が供給されているのではないかなということと、対応策はありませんかということで伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えを申し上げます。

まず、藻の対策でございますが、農閑期にため池の水を抜きまして水を入れかえるという方法が一番なのかなというふうに考えてございます。

また、供給される農業用水により稲作に支障を感じている方がいるのであれば、個別に土壤診断をしまして、成分のバランスが適正なのか見てもらうというのも一つの方法であると思いますので、一度農政課のほうにご相談いただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） それは、ぜひとも相談はさせていただきたいと思います。

シーズン中でも、程度がひどければため池の水の入れかえということも実施できるよということで、改良区の方もおっしゃっておいりましたので、ぜひそういう場合は申し入れをしていただきたいなというふうに思います。

それともう一点、大洞ため池は例年、菱が発生をしておりまして、一昨年まで冬季に水を抜いて凍結による駆除を2シーズン続けてきました。これも種が水田へ流出されると大変な

ことになりますので、実際は昨年だったかな、田んぼへ入っちゃったよということで、そういう話もありましたけれども、幸いなことに中身が空だったので助かったという話がありました。今後、各水田への流入被害が予測されます。対策はありませんか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 菱につきましてのご質問でございますが、本年の3月、大洞ため池の下だめに菱流出用防止用スクリーンを設置しまして対策を講じたところでございます。今後、そちらのほうの経過観察に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 菱流出用防止スクリーンを設置されたということなので、効果は二、三シーズン確認しないとわからないと思いますので、ぜひ確認をしていただきたいなというふうに思います。

それから、外に根絶の方法があればといいますか、外の方法も調査研究いただければなというふうに思います。

今回はおいしい米づくりということで水についてお聞きしました。ほんの入り口だけの話なんで、今後、このおいしい米づくりの条件については、土壌ですとか肥料、水温、品種、乾燥度合、食味等々、この辺についても今後聞いていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この項については終わります。

次に、防災対策についてでございます。

9月1日は防災の日でございました。改めて3.11の東日本大震災の記憶を呼び起こして防災、まずは我が命を守る、次に家族、家を守る。この自主防災が大事であるということ、次に隣近所及び地域の互助、そして行政の公助による住民の生命・財産を守ることが肝要であるということで再確認をしたわけですが、やはりこうやって再確認すると、水や食料の備蓄とか、家族との連絡方法なども、もう一つちょっと完全にできていないなというところがありましたので、もう一度点検をして備えたいというふうに思いました。

災害は、いつ、どこで起きるかわかりません。また、いつ、どこで被災するかもわかりません。そういった中で、今一番私が気になっていたのは学校における防災状況であります。昨年も、小学校では学校防災計画により避難訓練等々の実施ということで確認はさせていただいていますが、小学校も中学校も避難所に指定されていますよね。ということで、この避難所ってどういう役割や機能があるのか、また避難計画はあるのか、避難訓練を実施しているのかどうかお聞きしてまいります。

今年度、市内全戸に那珂市の防災マップが配布されております。これ中を見ますと、それぞれ地区別に載っていますんですが、避難所、避難場所、避難所兼避難場所、拠点避難所、福祉避難所と5種類避難所にまつわるものがありまして、じゃ災害時、どういう災害のとき

に誰がどこへ避難するかというのが説明がありません。あるのは、災害時に防災無線等で避難所をお知らせしますと。これは各ページに書かれています。

ということで、この辺も、じゃすぐ行動が起こせるように、わかりやすく図示をしていたらなというふうに思うんですけども、本市における避難場所と避難所、拠点避難場所、福祉避難場所について、それぞれの役割、機能について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

まず、避難場所につきましては、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所を指してございます。地域の公民館や広場、小・中学校の運動場等を指定してございます。

避難所につきましては、災害によって避難生活を余儀なくされた場合に一定期間避難生活を行う施設を指してございます。中央公民館やふれあいセンター、小・中学校の体育館などの屋内施設を指定してございます。

次に、拠点避難所につきましては、避難所のうち、市が災害による避難者のために最初に開設する避難所で、発電機や投光器、毛布などの資機材や非常用の食料及び飲料水を保管する防災倉庫や生活用水として利用できる防災井戸が併設されている施設となっております。

また次に、福祉避難所につきましては、災害時に避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） では、避難所としての小・中学校の役割と体制についてお聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

小・中学校につきましては、運動場が一時的に避難する避難場所、体育館が一定期間滞在する避難所と2つの機能がございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） それでは、住民が避難所として小・中学校への避難をする場合は、どのような災害を想定しているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

想定しています災害は、地震、浸水被害、延焼火災等で、大規模な災害を想定してございます。

まず拠点避難所を開設しまして、避難者の収容が賄い切れない場合、随時小・中学校の避難所を開設していく計画となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） それでは、その具体例でお聞きします。

木崎地区で水害で浸水して、避難が予想される場合、避難場所となっております門部台農村集落センター、こちらへ避難すればいいのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

久慈川による河川の氾濫で木崎地区が浸水した場合、門部台農村集落センターは一時避難所となりますので、その後、ふれあいセンターよしのに移動していただくことになります。当然、直接ふれあいセンターへの避難もできるようにはなってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

住民の方は安全な場所、近くへという思いがあると思いますけれども、木崎地区の方はらぼ一へ行ったほうが近いという方もいますよね。そういう方はどういうふうにされるんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 指定は芳野になっていますが、らぼ一が近いという方であれば、らぼ一に避難していただいても、それは自由となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

次に、学校関係についてお聞きします。

学校防災計画は作成されているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校において作成されております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 作成されているということでございますが、作成された計画を確認されていますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

作成された当初のものは確認しております。各学校におきましては、この計画の外に防災計画の内容に加え、さまざまな事柄に対応できるよう危機管理マニュアルを各学校ごとに作

成しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 更新等、変化があれば、やはりそれは内容を確認しておいていただきたいというふうに思います。

次に、毎年2回以上の避難訓練というのは実施されていますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校におきましては、学期ごとに1回ずつ、年に3回は実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 昨年は北朝鮮のミサイル攻撃問題もありましたけれども、こちらも被害を想定して実施をされたというお話も伺っております。やはり実際に訓練してみても見えてくる改善事項もありますので、ぜひとも継続をお願いしたいと思います。

この訓練を行う際に、来客者など外部の方も避難訓練に参加するような形での訓練というのは実施されているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校での避難訓練は、地震や火災などの災害が発生した場合、すばやく身の安全を確保し、そして安全な場所に避難するなど基本となる行動を児童・生徒一人一人が身につけることを大きな目的としておりますので、現在のところ、来客者などの想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 災害はいつなるとき発生するかわかりません。極端な話、保護者授業参観日などに災害が発生した場合を想定して、地域との防災訓練と同時に開催することなども検討して、今後やっていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど小学校の避難所体制でお聞きしましたがけれども、小・中学校には食料等の備蓄はないということでもございましたけれども、災害時には帰宅できず、校内保護の児童・生徒等の発生も予想されます。必要な食料や飲料水、毛布等、最小限の備蓄が必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在、小・中学校には食料及び毛布等の備蓄及び整備は行っておりませんが、災害等で帰宅できないなどの報告及び食料、資機材等の要請があれば市災害対策本部より必要な食料や

毛布等を速やかに運ぶことになってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

次に、小・中学校職員の危機管理体制についてどうなっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学校の危機管理の対象としましては、子供への犯罪行為、地震などの自然災害、食中毒を含む感染症、授業や課外活動における事故、通学中の交通事故などさまざまございます。各学校におきましては、それらさまざまな課題に対応するため、各学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成しております。有事の場合、職員はこのマニュアルをもとに的確に判断し、円滑に対応することとしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 危機管理マニュアルあり、そのとおりに対応いただいていると思いますが、先般、ある小学校で教師の方が校内で急死されたことがありました。校内のわかりにくい場所で倒れられ、発見までに2時間ほど費やしてしまったというふうにも聞いております。働き過ぎの先生方ですので、いつどうなるかわからないという不安があります。いざというときに、特に校内で職務遂行中、離席時、こういった場合は必ず行く先を表示する。30分しても戻らない場合は必ず本人を捜すなど、生徒を含めお互いに助け合う決め事が必要ではないかなというふうに思います。ぜひとも決めておいていただきたいなというふうに思います。

こういったことも、ぜひ危機管理マニュアルに追加いただいて、実践されるよう要望をしておきます。

次に、避難所の運営における教育委員会や学校、自主防災組織、自治会ですね、防災課等の役割の明確化はされているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

避難所運営マニュアルによりまして、それぞれの役割を明確化してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

マニュアルはできているということなので、これ関係者にはもう周知されているんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 周知はしてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 役割行動がきちんととれるように、今度は訓練もぜひとも実施していただきたいというふうに思います。

避難所としての小・中学校での防災訓練、これは実施すべきと考えますけれども、予定があるかどうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

避難所としての小・中学校の学校避難所運営支援マニュアルの作成が完了しておりません。引き続き教育部局と協議を重ね、マニュアルを作成した上で、今後の防災訓練実施の際に避難所運営訓練を含め行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 学校避難所運営支援マニュアル、これ作成完了していないということですが、災害はいつ起こるかわかりません。完成しているところまで、あるいは骨子のみで、実際にモデル校を選出して訓練をやりながらの作成完了を目指すという方法もあるかと思っておりますので、早急なる作成完了と訓練実施を強く要望しておきます。

次に、防災訓練では、食事については備蓄食を配布して終りという進め方は大変多いんですけども、やはり自分で調理し、食べ、片づけるところまで実際に体験することで、改めて、防災対策は自分では何をすべきか考えてもらうことが大切であります。ついては、防災給食デーと銘打って防災備蓄食等を食べてもらってはいかがでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

児童・生徒にも非常用の食料の調理体験、試食を行ってもらうなど防災教育の一環として取り入れられるよう教育部局と協議調整を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ実施していただきたいと思っております。

防災対策、自分で自分の身を守ることが第一であります。次に共助、隣近所、地区、公助とありますけれども、防災計画、避難計画、防災マップ、危機管理マニュアルなど、それぞれ誰が、何をどのように活動すればよいという防災知識をしっかりと理解することも非常に大事なことであります。

そして何より防災訓練、避難訓練や避難所対応訓練など、さまざまな実施訓練をやってみることが重要であります。これは最も防災に役立つことではないかというふうに思います。

ぜひとも皆さんの地域でも、少なくとも年1回防災訓練を実施されるよう切にお願いいたしますして、私の一般質問を終わります。

- 議長（君嶋寿男君） 以上で通告8番、寺門 厚議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を14時10分にします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

- 議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

- 議長（君嶋寿男君） 通告9番、古川洋一議員。

質問事項 1. 教育環境について。2. 粗大ゴミの収集について。3. 市政運営について。
古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

- 10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として市民の声をお届けしたいと思えます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
最初は、教育環境についてお伺いいたします。

エアコンの整備につきましては、前回、前々回も取り上げましたが、緊急事態ということで再度質問をさせていただきます。

今年の夏は、関東甲信地方は6月29日に梅雨明けをいたしました。記録が残る1951年以降、観測史上初めてとなる6月中の梅雨明けとなり、昨年より7日、平年より22日も早かったということでもあります。その後は、皆様もご承知のとおり猛暑、酷暑が続きました。熱中症で何人が亡くなられたという報道は毎日、学校においても校外授業から戻った児童が亡くなるなど、この状況は「暑い」の一言で済まされるものではなく、災害と言っても過言ではないと思えます。

那珂市内においても、1学期末に行われた公開授業に学校を訪れた保護者の方々から、子供たちはこんなに暑い中で生活しているのか、授業に集中できないのではないかといった心配のお声が多数ございました。

我々の世代の幼少時代は木造校舎も多く、暑くて耐えられないような夏だったかという記憶は、私には正直余りございません。また家庭においても、窓をあければ風が通るといった家も多かったように思います。

しかし、年々進む温暖化、密集した住宅地、校舎も鉄筋コンクリートづくりへと、エアコンなしでは考えられない時代となりました。それを子供たちに対して「想定外」という言葉や、暑いのは年間のうちで一時的なものという認識は通用いたしません。さらには、今どきいないとは思いますが、根性論で片づけるような大人がいるとすれば、それは犯罪であり、人災と言われても仕方がございません。ということで、小・中学校へのエアコン設置は急務だというふうに考えます。

そこで、まず、本市の小・中学校におけるエアコン整備の状況についてお伺いする予定でございましたが、昨日、教育部長から、「現時点では特別支援の教室のみ設置済み」とのご答弁がございました。それは全体の4.6%ということなんですね。その4.6%という数字、新聞報道もあり、保護者はもちろん、多くの市民が知るところとなりました。当然外の自治体と比較され、那珂市は何をやっているの、どういう考えなのと、私も多くの方からご批判に近いお言葉をちょうだいいたしました。

これまで教育厚生常任委員会から要望書も提出しておりますし、議員各位からの一般質問でも要望されてきたところでございますが、これまでのご答弁では、設置済みのエアコンの老朽化の更新が優先で、普通教室は大規模改修に合わせて準備、整備していくということでありました。そのような計画では何年かかるかわからないし、子供たちには今必要なんだというようなことも申し上げてまいりました。改めて、普通教室を直ちに整備すべきかと思いますが、いかがでしょうかという質問も予定しておりましたが、これも昨日、教育部長から、普通教室のエアコン整備を最優先課題とする旨の前向きなご答弁がありましたので、ありがたいと思います。

では、政府も学校へのエアコン設置について支援措置する旨の表明をされましたが、その後、正式な財政支援の通達等はございましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

7月末の官房長官会見でエアコンの設置支援の表明や文部科学省では来年度の概算要求において、空調設備を含めた施設整備費に今年度の3.5倍を盛り込むということなどが報道されておりますが、現段階では国からの財政援助については、具体的な情報は入ってきてはおりません。今後、動向を注視してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 国からはまだ具体的な情報がない、そういう中での先ほどの最優先で取り組むというご答弁でありますから、財政支援の有無に関係なく取り組むというふうに

理解をいたしますが、では、整備にあたってはどのくらいの期間を想定していらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現時点で、実際はこれからの策定となりますが、小・中学校を単年度で整備するのは難しいと考えております。現段階では、設計後、小学校1年、中学校1年程度で整備できればというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 3カ年計画で整備したいということであります。

国の確実な財政支援が見込めない中、市の財政事情を考えれば、その計画はいたし方ないのかなというふうに思いますが、来年夏までには全ての小・中学校に設置していただきたいというのが要望であり、本音であります。

ちなみに、県立高校においても全ての普通教室にエアコンを設置する方針を固めたようではありますが、電気代については、これまでPTA会費または後援会費として保護者負担でやってきた学校もあることから、公正を期して、今後も保護者負担をお願いするとのことであります。

本市では、エアコン整備の県立高校のように電気代について保護者負担を求めるようなことを考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今お話しありましたように、県立高校においては電気代は保護者が負担するということがエアコン設置開始したという経緯がありますので、今後もその流れで行くようになるということですが、本市の場合、設置した場合の電気料の保護者負担というのは一切考えておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。それは大変ありがたいことであります。

教育部長からは前向きなご答弁をいただきましたけれども、最後に、子供たちへの思いを含めて、市長からもお考えを伺う予定でしたが、これについても昨日、国の財政支援も期待するところではあるが、来年度から設置工事に入れるようスピード感を持って取り組むといったご答弁がございました。

ただ、一つだけ意見として申し上げておきますと、国の財政支援に期待するところもあるということですが、国の財政支援がまだ正式に見込めない中で、他の自治体では、この9月定例会で補正予算を組み、早速、来年夏の稼働を目指して動き出したところも数多くござい

ます。今までの新聞報道で、北茨城市、常陸大宮市、そしてきょうの新聞ですが、日立市、こちらのほうも来年夏の稼働に向けて直ちに設計を組み、来年度には工事を発注したいというような記事も多く出ております。この辺が本市と他の首長さんの子供たちに対する思いの違いなのかなと私は感じてしまうんですけども、昨日、教育部長は整備着手の時期は明言されませんでしたけれども、市長は、来年度から設置工事に入れるようスピード感を持って取り組みたいのご答弁ですから、今年度中に設計し、来年度早々には設置工事が開始できることに期待をしたいと思えます。

もう一つだけお伺いしますが、これまで私は、部署ごとに予算枠があるのはいかなものかと、その年度、年度の事情に合わせてプラス・マイナスがあつてしかるべきということを訴えてまいりました。今後、小・中学校のエアコンを最優先で整備するにあたっては、教育予算の枠は別にして考えるということなのか、それともエアコンを整備するかわりにその分外の教育予算を減らせということになるのでしょうか。市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 外の当初決まっていたものを、その枠を削るということは考えておりません。だから、空調整備に特化してやるということですね。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

通常の教育予算の配分内ではなく、特別に別枠で措置するというようなこととご理解をさせていただきました。市全体の最優先課題だということだというふうに思います。

教育予算枠で考えさせるとすれば、それは市長としては簡単ですよ。この分つけてやるからこの分減らせというのは簡単であります。でも、教育には後回しでいいなんていう事業はないと私は常々思っています。別枠ということですから、トイレの洋式化等々の整備も計画どおりに進められるということで、安心をしているところであります。

市長、本当に物すごく私はうれしいです。ただ、うれしいんですが、教育予算の枠内であろうが、別枠であろうが、市の予算であることに違いはございません。今の試算では5億程度の予算が必要になるんじゃないかというふうに思われますが、国の財政支援にも、これは私ももちろん期待をしておりますし、特別に措置するという今後の市長の手腕に期待し、見守っていきたいというふうに思っております。

話は変わりますが、今回の質問事項、教育環境の一つとして教育部長にお願いがございます。昨日も質問がございました学校のブロック塀についてですが、この件は、私も過日、教育委員会に直接確認をさせていただきました。学校のブロック塀の点検を行い、その結果に基づきすぐに対応していただいたことに今感謝を申し上げたいというふうに思います。

昨日、通学路における危険箇所を市民に周知してほしいというご要望がございましたが、学校のブロック塀の点検結果と対応についても、保護者ばかりでなく、一般の方々も大変心

配をされております。本日、茨城新聞の記事で早速取り上げていただきましたが、それによしとせず、教育委員会としてもきちんと、「広報なか」や市ホームページ等でお知らせいただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問事項に移ります。

粗大ゴミの収集についてお伺いしてまいります。

高齢者宅等からの収集についてですが、そもそも粗大ゴミの収集、回収については市の事業であり、それを各自治会にお願いをしている。回収した粗大ゴミの運搬については市がトラックを手配しているというのが私の認識なのですが、その認識で間違いはないか、基本的なところをまずお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

間違いございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

うちの自治会の回収場所は私の家のすぐ近くの公園なので、毎回立ち寄らせていただいて、ご苦労さまですというふうにお声がけをするんですけども、しばらく役員さんたちとお話をしながら、粗大ゴミを持ち込んでこられる方々を見ておりました感じることは、この大きくて重い荷物をよく運んでくれたなど。家から運び出すのも大変でしょうし、車に積んで、それをまた運搬してくるのも大変だなということをいつも感じるわけであります。

私の自治会の回覧の中で紹介しますと、収集できるものとして、ステレオ、オルガン、ミシン、木製家具、ソファー、スチール机、布団、マットレス等々ですね、こういったものは、例えば私であっても、なかなか一人でやるのは容易なことではありません。このような物品を体力に乏しい高齢者の方々ですとか、障害をお持ちの方々が家から運び出し運搬してくるということは、どう考えても無理なのかなというふうに思っています。

その点も含めて、ゴミ収集に関する現状、それから課題などがございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

高齢者のゴミ収集に関する現状と課題でございますが、社会の高齢化に加え、核家族化や地域のつながりが希薄化したことで、家族や近隣住民の手助けが得られない高齢世帯や、身体機能や認知機能の低下などによりゴミを出すことが困難になった高齢者にかわり、ゴミ出しを手伝い、ゴミを収集する仕組みが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） やはりそれが現実であり、課題でもあるということでもあります。

では、粗大ゴミの収集場所に持ち込んでこれない方々が粗大ゴミを処分する方法というのは、外にあるのかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

例としましてお話をさせていただきますが、まず1つ目としまして、那珂市シルバー人材センターでは家事代行サービスとして植木の剪定、除草、清掃等を行っていますが、粗大ゴミの処分についても依頼があれば実施するとの回答を得ております。費用につきましては、業務に要する時間、環境センターまでの距離、処分量によって異なりますが、有料となるとのことでございます。

また、社会福祉協議会では、社会福祉協議会で運営してございます、なかファミリーサポートセンターでは、家事や育児の支援として食事の準備や片づけ、清掃や保育所の送迎、子供の一時預かりなどを行っていますが、粗大ゴミの処分についても、例えばファンヒーター程度の大きさであれば対応できると伺ってございます。費用につきましても、シルバー人材センター同様有料となっております。

また、以前、大宮地方環境整備組合が粗大ゴミの有料個別収集の試験導入を検討した経緯がございます。常陸大宮市の集積所に排出される粗大ゴミの量が非常に多いことから、業者の不法投棄や他地域からの搬入なども懸念されるため、抑制対策としまして常陸大宮市内でモデル地区を選定して粗大ゴミ有料個別収集を検討したとのことでございます。

しかし、組合直営により実施する方法を想定して市民に対応する形で検討したため、人員不足、受け付け及び料金徴収方法など問題があり、組合での実施には多くの課題があったため、再検討ということで計画は中断したままとなっていると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） シルバー人材センターに依頼はできるが有料であると。また、社会福祉協議会でもファンヒーター程度の大きさであれば可能だが、それも有料であるということで、ちなみにそれぞれおいくらぐらいでできるのかわかりますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

まず最初に、シルバー人材センターでございますが、実施事例はないため、粗大ゴミ搬出の単価設定はまだされていないとのことでございますが、依頼する人がいましたら人件費、運搬費、処分費がかかると聞いてございます。自宅から運び出し環境センターに搬入するまで、例としまして1時間かかるとして試算しますと、おおよそ5,000円にプラス環境センターでの処分費と聞いてございます。

また、社会福祉協議会のなかファミリーサポートセンター、実費にプラス1時間当たり

600円の費用がかかると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

シルバー人材センターさんのほうでは実績はないと。でも実際にあれば、いろんなパターンによって違うでしょうけれども、5,000円プラス処分費ということで、社会福祉協議会のほうでも600円、これ安いのか高いのかわかりませんが、いずれにしてもシルバー人材センターさんのほうでその実績がないというのは、やっぱり5,000円も払ってという思いもあるのではないかなというふうに思います。

持ち出し、運搬という手間と労力はあるにせよ、粗大ゴミの収集に参加できる若い方々とか、障害をお持ちでない方と言ったらいいのか、そういった方々にとっては、逆に参加したくてもできないということでありますから、そういう方々からはお金を取っているということになってしまうわけです。それでは人に優しい那珂市とは言えないんじゃないかなというふうに思います。

それと、大宮地方環境整備組合が常陸大宮市内のモデル地区を選定して個別収集を検討したが、人員不足や受け付け、料金の徴収方法など組合での実施には多くの課題があつて断念というか、再検討ということになったということでありますが、市民に対応する形というのは、全市民を対象にしてということかと思うんですね。ということだと思いますが、今お伺いした事業の目的ということを考えれば、それもわかりますけれども、結果的に断念せざるを得なくなったということは、私から言わせれば容易に想定できたことなんじゃないかなというふうに思います。

対象とする市民の条件設定をすとか、やり方をよく検討すればできないことではないのかなと、検討の余地ありなんじゃないのかなというふうに思うわけであります

本市においても、高齢者や障害者のお宅からでも粗大ゴミが無料で回収できるような仕組みを検討していただきたいというふうに思いますが、今後どのような対応が必要とお考えかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

粗大ゴミの運搬につきましては、高齢者が苦慮していることは市としても把握してございます。収集日に処分場へ持ち込む粗大ゴミの処分費は全て、先ほど議員おっしゃるとおり市が負担しているため、個人の負担をしていることはなく処分することができることから、粗大ゴミの収集日に高齢者宅から集積所まで運搬を各まちづくり委員会を通して自治会などに共助として協力を求めていくことも一つの方策と考えております。

市内でも既に、例を挙げますと自治会が手助けをしている地区もあるようですので、対象の高齢者等を何歳以上としているのか、また、誰がどこまで運んでいるかなど基準や方法な

どについてお聞きし、先進事例や近隣市町村の取り組みなども参考にしまして、市として何ができるかを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 先進事例や近隣市町村の取り組みを参考にされ、手助けの基準や方法について、市として何ができるかを考えていくというような前向きなご答弁をいただきました。検討結果をお待ちしておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

ただ、自治会に共助として協力を求めることも一つの方策だということなのですが、どのような方法になるかにもよりますけれども、仮に市でその運搬の車両やその車両の燃料代、そういったことの経費負担が市のほうで仮にできるようになったとしても、安易に自治会に頼る、つまり丸投げだけは勘弁していただきたいということも強く申し上げておきたいと思っております。

そのための一つの提案なのですが、市の職員が自治会に加入していないというご批判もあることから、各自治会にお住まいの市職員が年1回だけボランティアで回収していただくということもできないのかなということもご提案をさせていただきたいと思っております。

それから、今回は市民生活部長からご答弁いただきましたけれども、障害者支援、高齢者支援の面から保健福祉部とも連携をさせていただいてご検討いただくことをお願いしておきます。保健福祉部長には、常任委員会等の中でもお願いをしてみたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後の質問事項、市政運営についてに移ります。

今回の市長の政治姿勢についてですが、これまでどうしても気になっていた職員採用についてと、市長のご挨拶等についてお伺いをしてみたいと思います。

まず、職員採用に関してですけれども、以前、山梨県の某市長が職員採用に関して不正を行ったという事件がございました。そのようなことがあったことから、以前、私が一般質問した際に、たまたま傍聴席に学生さんが何名かいらしておりましたので、その方々に向かって市長から、那珂市では一切不正はありませんから、安心して受験をしてくださいとお誓いをいただきました。それは私は今でも信じておりますが、今回改めて要望したいことがございますので、その前にいくつかお伺いをしてみたいと思います。

まず、職員採用の実施方法について改めてお伺いしたいと思っております。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

採用試験につきましては、各職種で試験科目の違いがございますので、代表的な事務職の例でご説明したいと思います。

試験は3次試験まで実施しておりまして、1次試験は教養試験、事務適性試験などの筆記試験と作文試験を実施しております。2次試験は集団討論と個別面接を実施しております。

その際の面接官でございますけれども、集団討論のほうは総務課の課長補佐級の3名、それから個別面談での面接官につきましては総務部長、総務課長、その他の部署の女性課長の3名が行っているというところでございます。3次試験につきましては、最終の面接ということで、こちらも個別面談を実施しております、市長、副市長、教育長、総務部長、それから総務課長の5名で面接を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では次に、採用試験の結果について受験者本人に開示しているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

試験の結果の開示につきましては、本人の希望があった場合ですけれども、1次試験の教養試験の得点についてのみ受験者本人に開示をしているということです。2次試験、3次試験の得点につきましては開示をしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では、ずばり採用試験は適正に行われておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

採用試験が適正に行われているかのご質問でございますが、1次試験の教養試験の採点につきましては、透明性を図るという観点もございしますが、外部に委託をして採点しております。2次試験、3次試験につきましては、先ほども申し上げましたとおり面接試験を実施しております、集団討論を含め複数回面接を行うことでコミュニケーション能力などに重きを置いた人物の見きわめ重視の試験となっております。いずれの試験につきましても公平公正な試験の実施に努めておりまして、適正に実施できているというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） お聞きしましたら、以前、私からご提案した適性試験も導入してくださっているというふうにお聞きしましたけれども、いずれにしても公平公正な試験の実施に努められ、適正に実施していると、できているということでもあります。当然の答えとえば当然ですけれども、少なくとも事務方は適正に粛々と処理をされているというふうに確信をいたします。

では、採用試験の結果について、請求があれば一般の方への開示はできますか、お伺いし

ます。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

採用試験の結果につきましては、当然個人情報が含まれていますことから、開示はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では、例えば議会が開示を求める、これは議員個人がということじゃないですよ、議会が開示を求める場合、どのような方法であれば開示が可能でしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

試験等に関する公文書につきましては、市の条例で開示しないことができるものというふうになっております。それらの文書を開示するためには、なんらかの強制力のある法的な手続が必要になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

先ほどのご答弁のとおり、公平公正な試験を実施しているとのことですが、法律に基づく調査、例えば、よくわかりませんが、第三者委員会とか、百条委員会ということになるのでしょうか、それ以外には開示できないとのことでもあります。特に面接試験の場合は、面接官個人の感じ方によっては、他の面接官の評価と違った評価になることは間々あることでありまして、特定の受験者を過剰評価したとしても、私はよいと思ったということで済んでしまいます。また最近では、そんなくという言葉が流行語のようになっておりますが、そんなくというのは相手の気持ちをおもんぱかってするものでありますから、不正行為と言われても証拠にはなりません。

そのようなことから、試験方法には慎重を期すべきだと思いますし、不正があったのではと言われたいためにも、その防止策としても、私は任命権者が面接を行うことは慎むべきだというふうに思っています。市長は3次試験の面接官をされているようでありますが、面接官となる必要がおりなんでしょうか。もし必要とお考えであれば、その理由もお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） まず、冒頭に採用試験に不正が行われているような発言がございましたけれども、これは全く身に覚えのないことで、言ってみれば名誉棄損に当たる部分でもあるかなというふうに私は思っております。私の代になってから100人以上職員入っています

けれども、努力して、正々堂々と試験に合格して、希望に胸を膨らませて役所に就職した職員が、今回のような心ない質問により、著しく名誉や人格を愚弄されていることは大変悲しいことであり、私としては許せないなというふうに思っています。

私には一点の曇りもないことであり、これは言いがかりとしか考えられないですね。ですから、もし私に不正があるというのであれば、司直、いわゆる警察に、あるいは検察に堂々とかこういう不正があるということを申告して、私を罰するための行為をしたほうが道は早いんじゃないかと思えます。

それでは、なぜ必要かといいますと、那珂市の行政を運営していくためには優秀な人材を確保していかなきゃなりません。そのためには信頼関係を築き、いかなる困難な状況になっても責任感と積極性、それから情熱と誇りを持って取り組むことができる人材を採用することが必要であります。5人いますけれども、私自身も面接官となって自分の目で見て総合的に点数を皆さん出していただいて、それで採用の可否を決めているというのが現状でございますので、私も仲間に入れさせてもらおうということです。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 何か不正があったかのような言いがかりということですが、私、一言もそういう言葉を使っておりませんし、そういうことを言われないようにするために、その防止策としてもというお話を今しているのであって、不正があったとかと私言いましたか、言ってませんよ。ですから、そういう言われないために、市長ご自身のためにも面接官となるのはいかなものかということをお話ししているので、別に訴えるとか訴えないとか、全くそういうことも考えておりませんので、勘違いなさらないようにお願いいたします。

どのような人材かということをお話しいただきましたけれども、市長以外の副市長以下の面接官の方もそれは十分に承知されているんじゃないですか、どういう人材が必要かということ。ですから市長がそこに面接官としていなければならない理由に私はならないというように思うんですね。間違いないですよ。副市長いかがですか、今市長がおっしゃったようなこういう人材が必要だと、それ以外にこういう人材が必要なんだということございますか。

○議長（君嶋寿男君） 副市長。

○副市長（宮本俊美君） 市長が面接官に入るのはいかがというご意見ですがけれども、当然、我々面接官としても、こういう人材が欲しいという考えを持ってそれぞれ点数をつけているわけですから、それはみんな面接官は同じ考えでやっていると思います。

ただ、今ちょっと言いました、市長が面接官に入ってはおかしいという意見でございますけれども、これはやはり市役所のトップですから、採用者ですから、やはり面接官に市長が入るのは当然なことだと私は思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

当然と思うのは、それは当然でいいですが、私は何度も言いますが、そういうあらぬ疑いでしょう、市長、そういうことでしょう。あらぬ疑いをかけられないために、私は避けたほうがよろしいんじゃないでしょうかということをおっしゃっているんです。ですから、市長が入るのは当然というふうに考えても構いませんけれども、私には必要ないんじゃないかなというふうに思えるからお話をさせていただいているわけです。

また、自分の目で判断する必要があるということをおっしゃいましたけれども、市長の目がどれほど正しくて、市長が面接すれば優秀な人材が入ってくるのかどうかわかりませんが、役所でもう何十年も勤務されている副市長だったり、教育長、総務部長、総務課長が面接官にいらっしゃるわけですから、その目を信用したらいかなんてでしょうかね、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 答弁を求められておりませんが、やっぱり入ってきてほしい人材というのが、優秀であることはもちろんです。一番は市民に奉仕する姿勢、これを多く持っている人です。市民のために働く、市民が困っているときに一肌も二肌も脱ぐ、命をかけて職務に殉ずる、こういった人材が欲しいので、私なりに、私も人生、古川議員よりは古いんです。外の現職の職員よりも古いので、ある程度いろんな人生も経験してきました。ですから、それなりに、完璧な目ではございませんけれども、優しい人と優しくない人、それから公役にこの人は向いているんじゃないかというような見きわめはある程度できますので、私も入らせてもらおう。

外の市役所だってそうですよ、みんな首長が入っていますから。入っていないのは東海ぐらいかな、最近ではわからないですけども、村上さんは入らなかったですね。

私、一応ここの市役所のトップですので、そういった人材を入れて、この市役所を市民のお役に立つところというようにしたいと思って面接官を務めています。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 確かに多くの目はあったほうがいいですよ。これは別に市長とか、部長とかそういうことだけじゃなくて、多くの目というのは確かにあったほうがいいと思うんですよ。ですから、市長がそれどうしてもやりたいんだということであれば、別に構わないですよ。ただ私は、何度も言いますが、そういう疑いをかけられないようにするには、市長みずからは避けたほうがいいんじゃないでしょうかというご提案をしているわけがありますから。

その多くの目ということであれば、市長とか副市長とかが変な目、悪い目というわけじゃないですけども、若い方々の目というのもあってもいいんじゃないですか。例えばそれが20代の方がいいのか、30代の方がいいのかわかりませんが、確かに人生経験は少な

いですがけれども、こういう方々と年が近い、例えば20代とか30代の方々と年が近いわけですよ。こういう新採の職員と一緒に仕事がしていきたいとか、そういう見方というののもあってもいいのかなという気がいたしますけれども、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 一応お答えします。

私が不正をやっているんじゃないかということで、古川議員はそうはおっしゃらなかったのかもしれないけれども、不正という言葉も出てきていますので、私の不徳のいたすところだというふうに思っています。ただ私は、今、自分の選挙4回ありましたけれども、全部自己資金でやってきましたし、一銭の借金もありません。ですから金に困っていないんです。そう豊かな生活はしておりませんが、金には困っていません。ですから、よそ様から金をもらって私服を肥やそうなんて気はこれっぽっちもありませんから。

これね、実は私、一番最初的时候、80万何万もらえるんですけれども、10%ね、これ4年間やりました。それで、2回目の当選をしたときに、実は総務のほうから、もとに戻しましょうかという話があったんです。皆さんわからないと思うんですけども、条例で一応やるんですね。これも、やっぱり一度言った10%の削減ですから、今も毎月8万円ぐらい引かれています、正常なあれからね。もし金に困っていれば、これ戻しちゃいますよ、もとに。ですから、その辺の覚悟は持ってやっていますので、どうか私の潔い生活姿勢をよく認めていただきたいです。

だから、古川議員ね、一切ありませんからそういうことは。あなた方が、皆さんがおっしゃっているようなこと、ネットなんかでもいろいろ書かれましたよ、裁判ぶって、私勝ちました。慰謝料もいただきましたよ。だから私は本当に、名誉棄損というのは、まず自分の潔癖さ、無実だということを証明しなくちゃいけないんです。私は貯金通帳から全て警察に調べられたんです。ここ50万入ったのは何だと。まあまあ聞いていないことなんで。そういうことで清廉潔白に生きています。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 潔白なら潔白でいいんですよ、別に。金に困っているとかが困っていないとか、そんなこと聞いてもないし、思ってもいないわけですよ。

わかりました。信用させていただくということですから、よろしくお願いします。

それでは次に、市長のご挨拶について、これもずうっと気になっていたことなんでお聞きします。これ、私がどうのこうのというんじゃないで、市民の声として聞いていただけたらなと思います。

まず、現在、市長は公の場での挨拶をされることが多いと思いますけれども、その挨拶文の原稿というのはどなたがつくっていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 市長の挨拶文の原稿についてお尋ねいただきました。

挨拶文の原稿につきましては2つおおむねパターンがございまして、秘書広聴課で作成する場合、あとは、例えば挨拶するイベントを所管する担当課で作成する場合と二通りございます。いずれの場合におきましても、その原案を作成した上で、その原案を市長にお渡しして、市長がそれにご自分でアレンジなり、修正を加えていただいた上で読み上げるというような形になっています。

ちなみに、その市長のアレンジというのは、その原稿の段階でという部分と、お気づきの方もいらっしゃると思いますが、実際その現場で現場の雰囲気を見ながら、出席者の状況を見ながら冒頭とか、最後の部分に市長みずからでアレンジを加えられているというようなところもございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

担当課または秘書広聴課で作成したものは、最終的に市長に渡り、それを自分の考えでもって修正しているということですね。

ということなのですが、私が何年か拝見する限り、公の場でご挨拶される際に、事務方がおつくりになったその原稿を、私だけなのかもしれませんが丸読みしているというふうに見えるんですね。市民に対しての気持ちが伝わっていないんじゃないかということだと思うんですけれども、何か丸読みされる理由はあるのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） どれぐらいの市民の方がおっしゃっているのかわかりませんが、古川議員を含めて1人なのか、100人の方がおっしゃっているのか、1,000人の方がおっしゃっているのか、ちょっとご質問のあれからわかりませんが、挨拶文といいましても、お名前やデータ資料、それから数値などは間違いなく皆様にお伝えしたいと、どうしても原稿を見ながら話すことが多くなってしまいうことです。でも、市民の皆様との気持ちの交流というのは、挨拶ばかりではなくて会話を交わすことでもできますので、そちらのほうに傾注をして市民の方に気持ちを伝えるということですね。

しかしながら、このようなご指摘を受けるということは、まだまだ努力が足りないということですので、建設的でご立派なお話や中身の濃い演説をされると高い評判の古川議員を参考にしながら、鋭意努力を続けていきたいと思っております。毎度叱咤いただきまして、本当にありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 今のご答弁の中で、お名前とかデータ、数値的なものですか、そういったものは間違えるわけにいかないということで、これは当然だと思います。ですから、例えば私を参考にと今おっしゃっていただきましたけれども、私も仮に原稿をつくっても、

その部分は必ず目を通します。ここは間違っちゃいけないですからね。でも、挨拶というのはそれだけではないと思うんですよね。先ほど企画部長から原案を担当課または秘書広聴課が作成、最終的には市長が自分の考えで修正しているということなんですが、であれば全て丸読みになるのかなというような気がしちゃうんですね。なんかただ預かってきて読んでるだけなんじゃないかなというふうに、これは疑ってしまうわけでありまして。

私を参考にとということだから私の例で言いますが、思いというのは読むものじゃないんですよね。訴えるもの、読んでいても訴えるものなんです。私はそう思っています。なぜきょうこのような質問をしたのかご説明をして終わりにしたいというふうに思います。長くなりますが、ご容赦いただきたいと思います。

私が市議になったのは、市長が市長になられたのとほぼ同時でございました。それ以来、私はさまざまな場面で市長のご挨拶、ご祝辞など何十回とお聞きしてまいりました。最初は、ああ、市長のご挨拶というのは事務方がつくった原稿を読むだけなんだと、そういうものなんだというふうに思っておりました。それがいつごろからか、市長のご挨拶には思いがないというか、感じられない。結局は何が言いたかったんだろうということを感じるようになり、最近では残念だなとさえ思っています。どうしても外の方々、例えば外の自治体の首長さん、国会議員、県議員、団体の長などのご挨拶と比較してしまうというのは正直でございます。だから、そういう意味では申しわけないとは思いますが、ただ、ご自身で、そのご一緒した方々のご挨拶を思い起こして見ていただきたいんです。自分の思いを伝えるために原稿を丸読みしている方など、私は存じ上げません。

くれぐれも勘違いなさないでいただきたいんですが、きょうこのような話をさせていただくのは、決して市長の人格を否定するつもりもありませんし、話がうまいとか下手とか、そういうことを申し上げたいわけでもありません。これまで私は幾度となく、全ては人だと、事業をするのは役所じゃなく職員なんだということをずっと言っているんですけれども、人を動かす手段として、何も言わずに黙々と黙って行動するという方法もあるんですけれども、市のトップたる市長には言葉で思いを伝えるという使命があると私は思っています。話をすることに得手、不得手は誰しもあるかと思いますが、これは私の持論ですが、話はまとまらなくても、言いたいこと、思いさえ伝わればそれでいいのかなというふうに思っています。

市長の思いが伝わらないことの一番のデメリットは、例えば市政において言えば、我々議会に対しても、なぜこの事業をやりたいのかというこちらからの問いかけに対し、公約だからというふうにおっしゃったことがございます。我々が聞きたいのは、公約にするだけの理由、その事業をやりたいという思いが聞きたいんですよ。

それから、なぜみずから説明なさないんですかというこちらからの質問に対し、聞かれれば答えますよとおっしゃったこともございます。一つ一つ重箱の隅をつつくようなつもりはございませんので、これぐらいにしておきますけれども、そういうことを聞くと、もう残念以外の何の言葉も出ないんですよ。何の思いもないのであればやる必要なんかないんじや

ないというふうになってしまうんですね。それを市長がよしとするのであれば、それが市長の政治姿勢ならば、市政運営には大きな支障を来すと思っています。

事実、市長の思いや考えがきちんと伝わらず、決してうまくいっているとは思いません。自分の言葉足らずのために、またそういった姿勢の欠如によりできなかったこと、失敗したことを議会や職員に責任転嫁するようなことがあってもなりません。

今後とも市長が市長をお続けになりたいのであれば、私の意見を批判ではなくアドバイスというふうにとらえていただければ幸いです。

市長選への出馬についてもやもやしている方が多いようですけれども、私はそう感じておりません。逆に、原稿など見なくても自分のビジョン、那珂市の展望など、自分の思いを自分の言葉で伝えられるようになったら、真っ向から勝負すべきだと思います。

今後努力するということでもありますので、市民の一人としてご期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告9番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第10号から議案第62号までの以上18件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第10号につきましては地方自治法第180条第2項の規定による報告事項、報告第11号につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項、報告第12号につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22号第1項の規定による報告事項、報告第13号につきましては地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上4件は報告をもって終了いたします。

続きまして、議案第49号から議案第62号までの以上14件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時01分

平成30年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月21日）

平成30年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年9月21日(金曜日)

- 日程第 1 議案第49号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 那珂市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第55号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第58号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結について
- 議案第59号 公有財産の条件付贈与(無償譲渡)について
- 議案第60号 市道路線の変更について
- 議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成29年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 請願第 2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第 2 議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 3 議案第64号 那珂市監査委員の選任について
- 日程第 4 議案第65号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 5 発議第 2号 保健所再編についての意見書
- 日程第 6 発議第 3号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議員派遣について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	萩 谷 眞 康 君
企 画 部 長	今 泉 達 夫 君	総 務 部 長	川 田 俊 昭 君
市民生活部長	小 橋 洋 司 君	保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君
産 業 部 長	篠 原 英 二 君	建 設 部 長	玉 川 秀 利 君
上下水道部長	中 庭 康 史 君	教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君
消 防 長	飛 田 裕 二 君	会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君
行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君
総 務 課 長	渡 邊 荘 一 君		

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	次 長 補 佐	横 山 明 子 君
書 記	小 田 部 信 人 君	書 記	小 泉 隼 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（君嶋寿男君） おはようございます。
ただいまの出席議員は17名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。
-

◎議案第49号～議案第62号及び請願第2号の各委員会審査報告、質
疑、討論、採決

- 議長（君嶋寿男君） 日程第1、議案第49号から議案第62号までの以上14件及び請願を一
括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。
初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

- 総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第49号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動
用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例外5件でございます。

次に、結果でございます。

議案第49号、第50号、第54号、第58号、第59号は、全会一致で原案のとおり可決すべき
ものとなりました。

議案第61号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第49号は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、那珂市の選挙においても、選挙運動用自動車の借り入れ契約及び燃料供給代金並びに選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の公費負担の限度額を引き上げるために、本条例について改正をし、公布の日から施行するものです。

議案第50号は、那珂市健康増進計画推進委員会設置要綱及び那珂市いのちを支える自殺対策協議会設置要綱を制定するに当たり、その委員の報酬及び費用弁償について、新たに規定するものです。

議案第54号の当委員会の所管の部分は、特に問題ないものです。

議案第58号は、国による無線設備の規格変更等により現行防災行政無線の更新整備を行うに当たり、建設工事請負及び備品購入について契約を締結するため、地方自治法並びに条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第59号は、旧本米崎小学校校舎の有効活用を図るため、特定非営利活動法人虹のポケットへ学童保育事業を開設する条件つきで無償譲渡するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第61号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、産業建設常任委員会、木野広宣委員長、登壇願います。
〔産業建設常任委員会委員長 木野広宣君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（木野広宣君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第52号 那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例外6件でございます。

次に、結果でございます。

議案第52号、第53号、第54号、第56号、第60号は、全会一致で原案とおり可決すべきものとなりました。

議案第61号及び第62号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第52号は、常陸農業協同組合の組織及び役員の変更等に伴い、農政審議会の構成委員の役職名を改める改正であります。

議案第53号は、静峰ふるさと公園内にノルディックウォーキングコースを新たに整備したことに伴い、ノルディックウォーキング用のポールを貸し出し、器具使用料を徴収するためのものであります。

議案第54号の当委員会所管の部分及び議案第56号の補正予算は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第60号は、道路法の規定により市道路線2件を変更するものであります。

議案第61号の当委員会所管の部分及び第62号は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、教育厚生常任委員会、筒井かよ子委員長、登壇願います。
〔教育厚生常任委員会委員長 筒井かよ子君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（筒井かよ子君） 続きまして、教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外5件でございます。

次に、結果でございます。

議案第51号、第54号、第55号、第57号は、全会一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

議案第61号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第2号は、全会一致で採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第51号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格の規定について、所要の改正を行うものです。

議案第54号及び第61号の当委員会所管の部分については、特に問題なく、妥当なものです。

議案第55号及び第57号は、特に問題なく妥当なものです。

請願第2号は、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するために、計画的な教職員定数改善による少人数学級の推進、教育の機会均等と水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書は別添のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第49号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第52号 那珂市農政審議会条例の一部を改正する条例、議案第53号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第55号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第56号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、議案第58号 防災情報システム整備事業に係る契約の締結について、議案第59号 公有財産の条件付贈与（無償譲渡）について、議案第60号 市道路線の変更について、以上12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第60号まで以上12件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。議案第61号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 全員起立であります。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第62号 平成29年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。議案第62号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） ありがとうございます。全員起立であります。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

予算総額に歳入歳出それぞれ5,946万8,000円を増額し、206億2,438万4,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費については、財産管理事務費において、旧歯科ビルの解体に係る委託料及び工事請負費を増額するものでございます。

教育費については、小学校空調設備整備事業及び中学校空調設備整備事業において、普通教室へのエアコン設置に係る委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において繰越金を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

なお、質疑の回数は1人3回までとします。

質疑の通告がありましたので、通告1番、遠藤 実議員に発言を許します。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

[16番 遠藤 実君 登壇]

○16番（遠藤 実君） この、議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第3号）のうち、財産管理事務費について質疑を行います。

この解体工事をしようとしている家屋とは、例の百条委員会で審議をしている対象のビルであります。そもそも百条委員会で調査をしている最中であるにもかかわらず、とりあえずこれだけ壊してしまおうというのは、いささか乱暴な感じもするわけですが、これはこれとして、百条委員会で調査している事実関係とは別に議論をするべきでありますから、それはよしとしましょう。かといって、すぐ、だから壊してしまうということに短絡的につながるわけではありません。私が今申し上げたのは、百条委員会の調査とこのビルを今後どうするかという議論は別にすべきだということでございまして、まさにこのビルを今後どうするかという議論は、まだ議会で結論が出ているわけではありません。そもそも本当に解体しなければならないくらい危険なのか、それもまた、客観的には不明であります。

また、昨年第4回定例会において、市民から陳情が出されておりました、それはビルの外壁のうち、近隣に落下のおそれのある危険部分の撤去を早急に行い、危険防止のための養生設備の費用を最小限にすることというものであります。これを当時の総務生活常任委員会で審議し、議会としては採択すべきものとして決定をしております。これを市に要望しておりますが、その後、市としてこれに対してどのような検討をされたのかもわかりません。調査、設計含めて1,550万円かかる解体ではなく、外壁撤去だけであれば、そんなにかからないのではないかと、そういう疑問も湧いてきます。市民の危険性除去のために最大限の努力をしなければなりません、一方でかかる経費も最小限に抑える必要があります。

そこで、継続してかかっている養生経費をなくすために、外壁撤去も考えたほうがよいのではないかと。水戸市南町での空き家ビルの危険性除去は、解体ではなく外壁撤去でした。今もビルそのものはちゃんと残って建っています。それでも、外壁を取っ払ってしまったので、周辺の危険性はないんです。そういう手法を那珂市としても検討すべきではないかと。何社からか見積りをとって見て判断してはどうか。少なくとも私たち議会としては、そのような努力を市執行部にさせるべきではないでしょうか。そして、見積りをとって見てどうしてもだめだったら、そのときは解体するしかないかという判断も出てくるかと思えます。少なくとも1,550万円かかるものを少しでも少なくさせる、そういう検討をするべきではないでしょうか。

来年度の予算に養生経費を計上しないようにするために、12月の議会では間に合わないかもしれませんが、この9月議会でどうしても議決するというものもないでしょう。これまで私が申し上げたような必要最小限の経費で最大の効果を上げる努力を、市執行部と市議会で協力してやりませんか。そのためには、10月に1日だけの臨時会を開催してもよいのではないですか。何も今慌ててまだ経費を抑えられる可能性があるものを決めなくてもよいのではないかと考えます。

そこで、今までお話ししたもののうち、何点かまとめてお伺いします。

1つ目は、ビルの外壁撤去を議会として要望しておりますけれども、それについてはどのような検討をされたのか。

2つ目は、外壁撤去についての見積りは何社からとったのか。そしてその結果はどうだったか。

3つ目は、きょうの議決を急がなくとも、最小限の経費で危険性除去をする検討をしていただき、来月1日だけの臨時会を開催をしてはと提案をしますが、どうですか。

この3つ、まとめてお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほどの陳情は、平成29年第3回定例会の最終日ですか、12月25日にて採択された陳情かというふうに思っております。その後、調査特別委員会のほうが設置されたということで、市としましては、その調査特別委員会の審議の経過を見守りつつ、採択されたその陳情の内容に対応していくというふうに考えたところでございます。しかしながら、これまで調査特別委員会の経過から、まだそのタイミングではない部分もございまして、ないというような判断をいたしまして陳情の内容には対応できていないというような状況でございます。

以上でございます。

〔「見積り」と呼ぶ声あり〕

○総務部長（川田俊昭君） 外壁撤去の見積りでございますけれども、見積りにつきましては、今お話ししたとおり、調査特別委員会が開始されたということもございましたので、見積りはとっていないというのが現状です。

後は来月1日だけ時間をとって臨時会をとる部分のところではございますけれども、そのところは執行部が判断をするところではないと思いますので。

あと、あわせてまして今回歯科ビルの仮囲いの契約期間が31年3月31日をもって終了となるということで、新たな経費をかけないために、この契約終了前に解体工事を着工する必要がございまして、さらにこの工事に要する期間を鑑みたところ、遅くも今回の第3回定例会中に補正予算を提出する必要があるというふうにそういった結論に至ったところでございます。

市といたしましては、まず危険回避をしなければならない、これ以上無駄な経費をかけないためにも、可能な限り早い段階でビルを解体したいという考えでありましたので、どのタイミングでその補正予算を提出すべきか、その機会を思慮していたところでございます。市といたしましても、調査特別委員会のその審議の経過を見守ってございましたけれども、先日の9月18日の特別委員会の審議状況を拝見しましたところ、このタイミングであればご理解が得られるものであろうというような判断をさせていただきまして、追加で補正予算の議案を提出させていただくことになったということで、今ご説明したとおり、来月というよりも

今定例会、きょう上程したわけでございますけれども、きょうがといいますか、できるだけ早くという話になりますと、今定例会中というふうな結論に執行部としてはなったわけでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今ご答弁いただきましたけれども、何点かちょっと腑に落ちないところがありますが、例えば臨時会を開くか開かないかというのは執行部の判断ではないのですかね。執行部で判断をして開会をするというふうになるのだとは思いますが、何でしたら議会のほうで提案してよろしいのであれば、そういうことにもなるかとは思いますが、ただ、これは、例えば今まで議会から市に要望しているものがこうあると思いますが、陳情なんか、陳情、請願あたりで市に要望するとかいうものに関して、それがその後どうなっているのかとかいう問題、後は、例えば常任委員会で調査をして、1年か2年間調査をして市に最終的に要望をした。そういったものがその後どうなっているかと、そういう問題ありますね。今お聞きして、私もちょっと過去、今まで何となく思っておりましたが、一般質問、我々議員が一人一人一般質問をして、その結果というのは返ってきますけれども、委員会として要望したものの結果、その後どういう検討をしていたか、そういったものをなかなか返してもらってないななんてちょっと今の聞いて思いましたので、今後そういったことは考えていただく必要がある。

ただ、いずれにしても、この陳情に関しては、議会として要望しているわけです。ですから、当然同時進行で委員会の調査を見守ることは別として、やっぱりそれはそれなりの見積りをとるなり、内部で検討しておくべきだったのではないかというふうに思うのですよ。実際に、これは市としても同じようなことをやるにしたって、やっぱりこれは、つまりその危険性を除去するということに向けて解体という方法もあれば、一つの提案として、議会として外壁撤去を検討してくださいと要望しているわけですから、それはそれでやっぱりちゃんとやらなければいけなかったのではないのでしょうか。

外壁撤去で、それが例えば600万円、700万円ぐらいで済むのであれば、そのほうが市民にとってはメリットがある話なんですよ。ですから、それは検討は検討としてすべきだったのではないかというふうに考えますので、検討すべきだったのではないかということについてひとつお答えをいただくのと。

それともう一つ、それでもこの定例会でどうしても議決をしていただきたいというならば、なぜこういう上程の仕方だったのかと思うのですよね。昨日の全員協議会でも、また今の答弁でも、その百条委員会の議論見ている、あのビルをどうするかというのは百条とは別だと聞いたからという話でありますけれども、それはある意味そういう短絡的な判断でいいのでしょうか。今だったら時間もないし、ちゃんと議論しなくとも議決をしてもらえそうだからと見られかねない。そういうふうな判断ではないのでしょうか。

これは、今百条で調査しているような案件なのですね。これは、百条では委員会も丁寧な運営を心がけておりますし、市執行部の皆さんもその真相の究明にご尽力をいただいて協力もしていただいているということでもありますけれども、実際何でこの寄附を受けたかというのが、はっきり真相がわからないままになっているところがあるような状態なのです。つまり、かなりデリケートな問題です。今まだまだデリケートな問題。そのビルの建屋そのものの形を大きく変えてしまう、解体ですから、失くしてしまうという話しですから、それを議決してもらおうよということですから、これ非常に大切な案件なのですね。それであれば、今だったらできそうだから出しちゃおうと、そういうことではなくてですね、やっぱりやり方としてきちっと考えなければいけないのではないかと思います。

こういうふうには即決でやられると、我々常任委員会で審議はできないのですよね。釈迦に説法ですが、通常こういう議論するには、議会を開会する前にまずこの上程をされる予定の議案が議会運営委員会に出されて、それを審議して、全員協議会で報告がされる。そして議会始まってから本会議でその議案を所管の常任委員会に付託をして、後日常任委員会においてしっかり審議されると、こういう丁寧な議会運営の過程を経るわけですね。そして、その常任委員会が開催される前には、その議案に関する資料が前もって全議員に渡されていて、我々もそれを事前に見て検討する時間を与えられるわけです、通常は。これがふだんの通常の審議過程ですよ。

それを今回は全部すっ飛ばしているわけですよ、全部。資料もなかったわけです。説明資料も昨日の全員協議会で、こちらで要求したから出していただきました。何でそういうふうに急ぐのかということを知ると、これは昨日の時点で2日前の百条を聞いて、いけそうだから思い切って出したとかという答弁ですけど、本当にそういうことでもいいのでしょうか。私たちにきちっと議論をしてもらおうと、そういう気があると思えないし、ということは、市民に市の執行部の事務事業をチェックしてもらえないのかなとさえ思ってしまうやり方なのですよ、これは。本当によろしくないというふうに思います。

少なくとも、この定例会でどうしても議決をしてほしいというのであれば、やっぱりこの定例会の当初、最初からちゃんと上程していただくべきだったというふうに思います。百条委員会がそのビルに関して聞かれていて、まだその結論も出ていない、それに関連して議会から要望されていることもまだちゃんと検討もしていなくて、でもこういったことは最終日に上げてくるという、こういう手法はやっぱりよろしくないのではないかと思います。今回上程された数字の根拠というものもわかりません。どういう根拠でこういう数字が出てきたのかを答弁をいただきたいところですが、とりあえずまとめます。

1つ目は、やっぱり要望したものに関して、きちっと内部でも外壁撤去に関して検討すべきだったと思いますけど、これをなぜしなかったのかをもう一度伺います。

2つ目は、なぜこの定例会の最初から上程をしてこられなかったかを伺います。

3つ目は、では逆に、なぜ今回急いで追加議案として出したのかを改めて伺います。

最後4つ目は、この今回議案として出されてきた数字の根拠、解体費の根拠は何ですかということで、合わせて4点伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほど私のほうで第3回定例会ということでお話ししてしまいましたが、第4回の定例会ということですので、発言を訂正させていただきます。失礼しました。

答弁に戻ります。

1問目の外壁撤去を検討すべきだったのではないかというご質問でございますけれども、こちらにつきましても、当然検討はすべきでありますし、執行部のほうで、もともとの考えが、解体をしたほうが経費的に当然安いという部分もございます。例えば、一部撤去だとか一部を解体するとかというような陳情の中にもありましたけれども、そういった部分につきましては、かえってそうすることによって、また多くの費用もかかると。最終的にまた撤去をするということになりますと、大きな多額の費用がかかるということで、そういったこともございまして、そういった一応結論になったというようなことでございます。

次の質問は、なぜ9月議会の当初でなく追加でやったのかということでございます。こちらにつきましても、先ほども申しましたとおり、市としては、できる限り早い段階でその危険回避のため、それから、これ以上無駄な経費をかけないために、できるだけ早い時期にという部分もございました。当然そういう考えでございまして、そういった考えの中でも百条委員会、調査特別委員会の審議をしているさなかにそれを出すという、そういった補正予算を提出するということが自体がどうなんだろうかとこの部分のところは、常に考えてございまして、やっぱりタイミングを見計らっていたというのが実情でございます。

今回、そういったことで当初ではなくて、何度も申しますとおり、先日の特別委員会の審議状況等々、それを拝見しまして、このタイミングであればということで補正予算の議案を提出させていただくことになったということでございます。

あと最後の質問で、今回の解体費、予算のその数字の根拠ということでございますけれども、今回提出させていただいた調査設計に係る委託料、解体に係る工事請負費につきましては、それぞれ事業者3社に参考見積りを徴しまして、その見積りを参考に予算額としたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） なかなかやっぱりわからないですね。常々思いますが、私たちの議会と執行部の皆さんというのは、やっぱり両輪だと思うんですね。その市民の福祉向上のためにやっている、市民の生活をよくするために努力しているのだと思うんですね。ただ、当然立場は違います。市の執行部の皆さんは法令に則って粛々と執行する側の立場である。ただ、我々議会というのは、市民がその生活の中で法令はそうであっても実際はこうだ

から、こうしてほしいああしてほしいというものを皆さんの代弁で議会で話しをしているわけです。

ですから、これは別に対立をしているわけではなくて、立場は違えど同じようなことに向かってやっているわけですね。その中で、やっぱりよく言う報連相という、報告、連絡、相談、こういったものがやっぱり必要なのではないかというふうに思っております。例えば、今の議会として、昨年第4回定例会で出された陳情を採択をして執行部に要望をさせていただいたわけですが、それについても、今、部長が答弁された内容は何となく聞いてはいました。何となく聞いていました。それなりにかかるんだらうみたいな。ただそれは、内々の話であって、ただ陳情を我々きちっと採択をして、正式に執行部へお送りしたわけですから、それについて、では見積りをとって見ました、そうしたらこうこうこうでした、でも、では見積りをとる前に内部で検討したら、例えばアスベストが出て、そういう撤去をするに当たっては、こうだああだみたいなものは、やっぱり出たのであれば、それはその時点で最終報告でなくても結構です、途中の段階でもやはり我々議会に報告をし、または相談をしていただいてもよかったのではないか。あの建物をどうするかというものを、トータルでどう考えて周辺の住民の危険性を除去するか、これはお互いしっかりと相談をしながらやっていってもよかったのではないかというふうに考えるのですね。

そういった意味では、やはり正式に議会として要望しているわけですから、それをやはり内部で検討は一部していただいたかもしれませんが、それが議会にリターンが来ていないということ自体は、やっぱりよろしくないというふうに思いますから、そういったものは今後ないように、あと、場合によっては、そういう重要な案件に関してはご報告、連絡、相談をしっかりしていただかなければならないというふうに思いますので、そこは強く要望しますが、これについての見解を伺うことと、あとやはり、この手法自体はよろしくないというふうに思っております。また、来年度の足場、養生も含むような経費をかけないというふうな部分はおそらくこれは誰もが一致するところであろうと思いますが、そこに至るまでの結論は、今急いできょう、議会だってまだ昨日資料出されたばかりですから。それもまだおそらく一部の資料なのだと思いますし、そういったところで、いま一度きちんと見積りをとってもらって、それがもし安く済めば、そのほうが市民にとってはメリットがあるのですから。今きょう議決してしまったら1,550万円若干そこからまた入札で多少は変わるかもしれませんが、もっと安く市民の危険性を撤去するやり方もやっぱり我々は模索すべきではないかというふうに思いますが、そういった意味でもう一回定例会を、いやもう臨時会になりますが、臨時会をぜひ開いていただいて、ともにもっと安価で危険性が除去できるようなやり方模索できないか、それを伺います。

1点目、2点目、それがこの2つ質問でございましてけれども、それについてよろしく願いします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほどその陳情、議会から議会が採択した陳情について執行部のほうで今後、報告、連絡、相談ということで、それについてどうだという質問でございますが、確かにそのとおりでございまして、そこの部分につきましては、今後そのように対応させていただきたいというふうに思います。

もう1点の足場の撤去を安価でということでございますけれども、現在も3社から見積りをとっているということございまして、あくまでもそれは参考見積りということですので、正式には入札で、そこで一番安価なところが落札するという部分でもございますので、あくまでも予算取りのための見積りをとったということですので、今後その入札の結果にその辺はなるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 続いて、通告2番、笹島 猛議員に発言を許します。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島 猛議員。

〔14番 笹島 猛君 登壇〕

○14番（笹島 猛君） 昨日いきなり全員協議会でこのようなものをするということで、我々、私ですか、ほかの議員は一部いると思うのですが、非常にびっくりしました。その解体スケジュールを、それで我々の要請でいただいて、これ見てみますと、非常にその解体工事設計業務委託の日が、以前から用意周到に準備されたような気がするのですが、これはどうですかということが1点。

先ほど遠藤議員も言っていたとおり、この案件、なぜ段階を踏まず、総務常任委員会の審議も図らず、昨日いきなり補正予算で説明して、そして本日賛否を問うという流れになったのか、2点。

それから、なぜこの解体工事は急いでいるのか。年間のリース代200万円弱というのを3月末まで請け負っていますよね。それにもかかわらず、時間があるのに、先ほど遠藤議員は臨時議会でも上程してそのときやればいいんじゃないか。私も臨時議会でもいいし、次の第4回12月の定例議会でも十分間に合うと。それなのに、なぜ解体を急いでいるのか、3点。

昨日私質問しましたよね。今言っていた仮囲いのリース代は月割でも大丈夫だというふうに聞いています。先ほど言ったように、この解体工事のスケジュールをやはり変更すべき、そして12月の定例議会に改めて上程すべきということと、それから、いろいろな意見があると思います。養生費、年間、先ほど言った200万円弱。これ以上放置しても養生費用がかかると。多額の費用がかかってしまう。要するに仮囲いとリース代と解体費、今のところ1,540万円くらいですか、見積りでね。これ公費負担なのですね、あくまでも。こういうこと、どのように認識しているのか、3点目かな。

私はむしろ一番危惧しているのは、放っておけば何でも行政に解体してもらえと思われ

ないようにしないと、この倫理観欠如ですか、そういうことになりかねないと。空き家特措法に認定しておいて、代執行で壊すという前例にすれば、税金使っても説明はつきます。しかし、法令に規定されていない手段で、解体工事は悪しき前例を那珂市につくってしまうのではないかと私を心配しております。その認識はどのように持っているのか、4点ですね。これお答え願います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、1点目、解体スケジュールを見ると、9月21日に解体工事の業務受託の日となっているけれども、なぜ用意周到に準備されていたのかというご質問かと思えます。

当然ながら、できるだけその経費をかけない、できるだけ早い時期の解体をしたいという部分もございますので、先ほど言った足場につきましては、来年の3月31日までの契約ということで、そこでもう事故繰越で来年以降はもう繰り越せないという部分もございましたので、そこから逆算をした形でそのスケジュールを当然組むということになりますので、そういった中で組みますと、今回の9月議会中に何とか議決をいただければ解体できるであろうということで、その辺は当然綿密に工期等計算をしたということでございます。

2つ目ですけれども、総務生活常任委員会の審議をせずに、いきなり補正予算で説明、全協ですか全協で説明して、本日賛否を問う流れになったのかというご質問でございます。先ほど遠藤議員からも質問があったところでございます。当然、内容的には同じ話でございます。今回の案件、通常その委員会、今、議会は委員会主義になっておりますので、委員会で審議をするということにつきましては、当然ながらご審議いただくということは、本来の筋だということは私どもも十分に認識をしているところでございます。

しかしながら、これまでも定例会の中で、追加で議案を提出するということも時折ございまして、その場合には大体追加議案ということですので会期末ということで、会期の日程の変更だとか、そういった都合とかも等々ありますことから、議長、それから、常任委員会の委員長等にご理解を得た上で全員協議会の場でご説明をさせてもらっているというのが通例かと思えます。今回もそのように、結果的にそのような通例に従ってしまったということで、全員協議会でのご説明という形になってしまったということで、これにつきましては大変申しわけなく思っておる次第でございます。

それから、なぜ解体工事を急いでいるのかということ、12月の議会で間に合うのではないかというような話でございますけれども、これも先ほど言いましたとおり、逆算をしまして、これから設計、それから設計のための入札で、設計に期間がかかりまして、来年明けてから今度は解体の入札、それから解体工事に入るということで、どうしても12月だと今年度中に工事に入れない。そうなりますと、当然仮囲いの部分が年度を超えて、そのまま新たにまた契約をして、年度を超えて新たな工事が始まるということになります。そこでまた経費がかかるということでございます。議員ご指摘のその月割でという部分のところは、昨日担当の

ほうから説明がありましたけれども、現在の仮囲いは途中で、例えばもう使わないとなった場合にはその時点で契約変更をして、年間200万円であれば、その分、例えば、2、3カ月前にというか、1月ぐらいにそれを撤去するといった場合には、その3カ月分は変更契約でその分お金を支払わなくていいというような部分でもございましたので、そういったことも考えますと、できるだけ早く工事に取りかかったほうが、そういった現在の養生費も少なくで済むというようなことでございます。

続きまして、法令に規定されない手段でその解体工事は悪しき前例になってしまう、那珂市につくってしまうのではないかとというようなご質問でございます。こちらにつきましては、今回の寄附によります空き家の解体につきましては、過去に開催されました全員協議会、それから特別委員会でもご説明申し上げておりますとおり、想定外の地震が今、至るところで起きている中、そういった危険を回避するとともに、近隣の市民の皆さんの不安解消、それから安全確保のためにも、行政として何とか対応しなければならないという思いから行ったものでございます。今回の手法につきましては、空き家問題を解決するための一つの手法としてとった特例的な手段でございまして、決して違法な手続を行ったものではないというふうに考えております。しかしながら、当初、説明が不足しておりましたことから、皆様に不信感、それから疑念を与えてしまいましたことは十分に反省をしている次第でございます。今後は、特別委員会でも答弁をしておりますとおり、空き家等対策の推進に関する特別措置法や、昨年3月に制定しました那珂市空き家等の適正管理に関する条例、こちらに基づきまして厳正に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 私が一番心配している、危惧していることは、先ほども言っていた特例。市民からしてみれば、私も特例で、私の家も寄附をするから取り壊してくれないかということが必ず出てきます。このあれが悪しき前例をつくってしまったことを。ですから、私が特措法といったらもうその前からできているわけですから、先ほども述べたように、順序よく法令に基づいたものが市役所ですよ。要するに、特例特例といったらもう何も特別になってしまいますね。そういうことは役所ではやっていけないことですよね。正直言って、できるだけ最小限に抑えなければいけないことですよね。どの世の中でも。そういうことをまずしっかりと認識して行って、市民のために今回は特例ですから申しわけございませんで済まないです。なぜかという、仮囲いも、それから取り壊しも、これあくまでも血税、皆さんの税金、私らのポケットマネーで払うわけではないですよ。そういうことに使われたら、では俺のところも同じように市民の税金で取り壊してくれということが、一番私は危惧していることなの。ここのところきっちり押さえていかないと、これから同じようなことが、ことがあれしたときにどのように言いわけをして、どのように説明をするのかというのも一つ聞きたいですよ。間違いなくそれ、あります。そのときにどのように対処して、ど

のように説明するののかということが、これが一番大事なことです。

それから、先ほど言っていた総務常任委員会、専門委員です。その方もやはり審議を経ずして、質疑応答せずして、そのまま済ましておいて、全員協議会の昨日の少ない時間で、さあ議員さん、私たちがこういうふうにしてするスケジュールなのだから、議員さん、何とかしてくださいよと、今すぐにでということとはちょっと我々に対して失礼ではないかということとを深く私は感じました。

要するにもっと結論をいうと、また議会軽視ですよ、これは逆に言えば。でしょう。丁寧に丁寧に言って、海野市長は前から言ってました。議員さんまことに申しわけなかったと、この案件に関しては。丁寧に丁寧に説明不足だったので何回も謝罪も聞きました。ですよ。また同じようなことをしている。何回も同じようなことをしている。我々議会議員はどういう立場でいればいいのですか。別にこれはそちらに聞くことではないですからいいですけども、今の件について、お答えを願います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） 悪しき前例にならないために、市民にどのように説明をするかということでございます。特別委員会の中でも何度もおそらくお答えしているところかと思いますが、今回は寄附を受けた建物と、建物の撤去費用と、それを更地にして今後売却する値段がほぼ同じであれば、市としては税の負担をしなくて済むというところから、それが原点で始まったところだと思います。当然今回の案件につきましては、土地に抵当権がついていないということで当然売れるという部分のところはもう确实、确实といいますか、かなり高いものだと思いますが、今問題になっている空き家は土地にもう抵当権がついてて、それをまた売れないとかいったような状況があって、代執行しても、なかなかその分が回収できないとかいうようなことも聞いております。今回はそういったこともあって、特例的に税金をほぼ投入せずに解決できる問題なのかなというふうに判断を当時しまして、そういったことにそういった手法でやるというような決定をしたところだと思います。先ほども申したとおり、そういった部分は特例でやった部分ではございますけれども、特措法、それから新たに作りました条例、それに基づきまして今後は厳粛に対応してまいりたいというふうに考えております。

あと、もう一つの質問は、段階を経ずにという部分でございます。当然執行部のほうでも、追加で議案を提出しなければならないときは稀でございます。例えば、国の法律がなかなか通らないということで、急遽、当初の議案で本来は提出したいのですけれども、当初に間に合わない、そういった場合に追加の議案で提出してご審議をお願いしたいといった場合等々、これまでもそういった事案がございました。その際に、先ほども申し上げましたとおり、その当該委員会の委員長、それから議長等、ご理解をいただいて、そこで例えば委員会にその案件を付託するというのは、おそらく議会の権能で執行部のほうで付託するものではなくて、あくまでも議案が提出されたらば、議会のほうでそれを委員会付託するかどうかというのは

判断をしていただいて、そこで委員会に付託するものなのかなということ、もしそういった場合に、例えば昨日、最終日の前に追加の議案を上程したいといった場合に、そこで一旦本会議を開催していただいて、そこでその議案の上程をして、議案の上程したものを付託するかどうかということで、おそらくそこでご審議をして委員会に付託されると。今回の案件ですと、例えば撤去の解体費の部分と後はエアコンの部分と2つございますので、そうすると2つの委員会に分けなくてははいけない。

そこで、またその審議の時間を次の日が最終日で、それをどのようにこう調整するかというのが、かなり難しい問題になってくるのかなというふうに私どものほうはちょっと考えております。通常相談した上で、本来、笹島議員も遠藤議員も言っているとおり、委員会でご審議をいただいてという部分ではそれが本来本当に正しいと私も思います。ですけれども、そういったこともございますので、今回どうしてもその辺のところ難しいということで、全員協議会でご説明させていただいてはいかがですかというお伺いをしまして、そこでご理解いただきまして、それで全員協議会を開いていただいてご説明を差し上げたというところでございます。決して軽視しているという意味では全然ございませんで、何とかそういうふうにしたいですけれども、いろいろな調整が必要になってきたりするものですから、その辺もご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） その辺は執行部の忙しいとか何々かなという言いわけにすぎないのですけれど、今の現状、この寄附過程において疑義があるとして、百条委員会を設置して継続中なんですよね。それで前々からあるような議案でしょう。降って湧いたような議案でも何でもなし。それをやはり慎重丁寧にやらなければいけないということは、もう体に染みついていてと思いますよね。ですから、もうそういうことは我々は非常に、先ほど遠藤議員も言っていましたけれど短絡的だと。もっと慎重に慎重を期してやるべきなのではないかという、先ほど言ったとおり、昨日の昨日あれして、さあきょうのきょう、さあ議員さん賛否を問いますからよろしくお願いします、何の説明も何も我々も聞いているあれはしていません。

きょうはこれでもう3回目ですから終わりになりますけれども、最後になりますけれども、やはりこういうことは市長も、議会に対して説明不足で、今後は改めて議会とのコミュニケーションを密とするというふうに私の一般質問で言っているんですよね。ですから、やっぱりこれが非常に大事なところなので、それがなされていないということが、また私もやはり疑問と、それから少し怒りを感じたわけですね。こういう結果になっているのです。やはり丁寧に我々議会議員に対して説明と説得ある納得するような、そういう形をとっていただかないと、今回のような、どうなんですかこうなんですかという、また同じような結果になりますよ。二度とこうならないようにお願いしたいと思います。

終わりですね。

○議長（君嶋寿男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。なお。

〔「休憩を入れたい」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 続けてやりますので。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に、反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論の順序については、会議規則第53条の規定により議長より指名します。

討論の通告がありましたので、遠藤 実議員に発言を許します。

遠藤 実議員、自席でお願いいたします。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第3号）に反対する立場から討論をいたします。

先ほど、議案質疑をさせていただきました。残念ながら、どれも納得できる答弁ではありませんでした。私も市民のために危険性除去は行うべきと考えています。ですから、2年前の9月定例会において、この解体費を否決したときの討論でも、市がそれほど危険と考えているのであれば、なぜいまだ周りを囲うなどしないのか不思議なので養生するべきだと訴えております。今、空き家問題が非常に深刻な問題になってきており、高齢化によって今後さらに深刻化すると考えます。市内には空き家がどんどんふえてくるでしょう。所有者はその管理に大いに頭を悩ませております。しかしそこは行政が手を出すのではなく、あくまで所有者にその責任を負っていただかないと大変なことになります。

ただ今回は、建物の客観的な危険度を調査もせず、見て危険だからという理由でもらってしまった。そうすると、これが悪しき前例になってしまう。私も寄附します、私も寄附しますということになると、市の財政はパンクします。そこで、これがほかとは明らかにこれこれこういう理由で違うのもらったのですと言える根拠が必要だと考えるのです。その根拠が何か知りたくて百条委員会を設置して、さらに秘密会議してまで個人情報を守り、事実を調査してきました。しかし、残念ながら建物の客観的な危険性においても、ビル所有者たちの事情についても、ああ、だからこの建物をもらってしまったのは仕方ないなど、納得できる状況では残念ながら今はまだありません。

そのような建物を解体するというのがこの補正予算なのです。通常であれば、ちゃんと9月定例会当初から議案として上程するべきです。それを百条委員会の中の発言によって今な

ら通るだろうと言わんばかりの上程の仕方。昨日の全員協議会においても、最初は口頭での簡単な説明のみで関連資料も何もなし。こちらから資料を出してもらうよう要求して初めて資料が出てきましたが、その入札などの内容について、いくつか質問しても、ほとんどまともな答弁が返ってきませんでした。果たしてこういう状況、こういう上程の仕方、議会としてきょう決めてしまってよいのでしょうか。来年度に養生経費をかけないようにするのなら、12月議会では間に合わなくても、10月に臨時会を開いて、そこでしっかり私たち議員に審議してもらうような努力を市執行部はすべきではないでしょうか。

また、私たち議会も昨年12月定例会においてこのビルの外壁撤去をすべきと、市に要望した経緯があります。その後どのような検討の過程を経て今回のような議案上程に至ったか、しっかり確認する必要があると考えます。そうしないと議会として要望したこと自体が軽くなってしまいます。先ほどは一まず私のほうからお伺いをいたしました。その答弁を聞かれて、また別の観点から確認したいことがある議員もおそらくおられるのではないかと思います。そういうことをしっかりと会議録に残すということも、私たちの議会の務めなのではないかと思うんですね。外壁撤去をすれば、水戸市の例にもあるように、周辺の危険性はなくなります。それが、今回の予算よりも安く済むことができれば、そのほうが市民のためにもなるのではないですか。市がそれをしないのであれば、議会としてそうさせるよう働きかけるべきではないですか。それが適正な二元代表制であり、チェック機能が働いているということだと私は考えます。

ここまでお話をさせていただいているとおり、私は市民の危険性除去を考えていないわけではありません。これは明確に申し上げておきます。しかし、そのためのやり方で、もっとほかのやり方はないのか。その可能性を探るチャレンジを私たちはするべきではないのか。そして、それをやった上で、どうしても解体しかないというのであれば、それはそれで仕方がない。でも、それはきょう、ここでこの議案を議決してしまったら、そのチャレンジもできなくなってしまうということです。私は市民のために、このビルの寄附が果たして適正な寄附であったのかどうか、しっかり考えていきたいと考えますが、それと同時に、ビル周辺の危険性を取り除くのに、本当に1,550万円もかけてやるべきなのか、これもしっかりと考えていきたい。そのため、この議案に対しては一まず否決をして、外壁撤去によるコストダウンを検討したい。そのために、市には早急に見積りをとっていただき、その金額を確認したい。少しでも無駄な税金をかけないようにするため、できることはやっていきたい。そのためこの議案に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 続いて、花島 進議員に発言を許します。

花島 進議員、自席でお願いします。

○3番（花島 進君） 議案第63号 30年度一般会計（第3号）補正予算に賛成いたします。

まず、小学校及び中学校の空調設備設置に関連する補正予算については、これは多くを語

る必要はないと思います。小学校、中学校の教室環境は大切です。近年の猛暑や異常と言われる気象の中で、その必要性が強く認識されるようになりました。教室への空調の設置はその手段として理解できます。ぜひ早目に取り組んでいただきたいと思います。

2番目、菅谷地内の旧歯科ビル取り壊しにかかわる補正予算についてです。これまで質疑等で議員から批判の声がいくつかありました。私なりの観点を述べたいと思います。

まず重要なことは、建物は非常に危険な状態で、景観にも問題があるということです。外壁の剥離悪化など周囲の人、建物、通行人に危険が及ぶおそれがあります。さて、昭和56年、1981年の建築基準法改正前の鉄骨構造の建物だということも考える必要があります。当該建物は昭和51年に建築確認申請がされ、そういう古い建物です。国土交通省の耐震提言によれば、阪神・淡路大震災の被害はこの1981年の耐震基準改正前の建物に集中しており、大破以上と中破合わせて65%、大破以上のみでも約30%との報告があります。これは、大きな地震に遭ったことのなかった当時の阪神・淡路大震災での結果です。

次に、当該建物の状態について考えてみます。当該建物は2011年の震災に遭っており、既に外壁の落下、剥落、内部の荒廃などが起きています。したがって、当初の状態よりも耐震強度がさらに低くなっていると考えるべきです。通常、人が使用していない建物は劣化が進んでも手が打たれないことも考えなければなりません。これもまた、建物の強度が期待できないと判断される理由になります。

一方、那珂市の地域における将来の地震予測では、30年以内に震度6程度以上の地震が起きる確率は無視できない数値が出ており、那珂市としても震度7を想定した防災計画を持っているほどです。2011年の地震相当の地震がいつあってもおかしくないと言われているということです。これに述べたことは、当該建物を詳細に見るまでもなく言えることです。さらに、当該建物を見れば、屋上やベランダにモルタルあるいはコンクリートの塊、転倒した冷却塔、しっかり固定されていないタンクなどあります。これは当面の対策としてロープでとめてありますが、大きな地震に対して万全ではありません。それは、応急対策として施した周囲の網などについても言えます。

現在養生に要している費用と解体処理する費用についても考えたいと思います。現在当面の安全対策も行われておりますが、十分でない上に、年間約200万円を要しています。これをつづけるだけで安全が不十分であるだけでなく、将来の改善の見込みがないまま費用のみを負担することになります。いつまでもそうした状態をつづけるべきではありません。一方、早期に解体し、更地にして売却すれば、一時は大きな予算を必要としますが、その全部あるいは大部分を売却益で補うことができます。その後の固定資産税等の収入も期待されるし、周辺の都市計画の妨げにもならないという利点もあります。

さて、この補正予算の急な上程を批判する声もあります。この補正予算は9月議会の終盤に追加議案として上程されました。このことを批判する向きもあります。しかし、経緯を振り返ってみましょう。この件が議会に示されたのは、平成28年の9月議会と記憶しています。

2年前です。執行部は管理されておらず外壁の落下などが起きている当該ビルは、寄附として受けたので、解体処分したいとの説明でした。その議会では寄附を受ける行為が議会の議決を必要とする案件ではないか、あるいは事の経緯が不明だなどの理由で当該予算は認められず、当面の安全対策のみを行うべしとされました。私も当時は当該予算を削除することに賛成しました。その後、全員協議会で執行部や元の担当者から説明を受けましたが、納得しない議員がおり、平成29年の12月議会で百条委員会が設置されました。委員は議長を除く全員とされ、私も委員になっています。当該委員会はまだ続いているのですが、報告はなされていません。この件で問題にされたのは、寄附を受けることが地方自治法第96条の中に言う、負担付寄附あるいは譲渡に当るのではないかということ、ビルが危険だと執行部が言うが、どのように危険と判断したのか、ビルの持ち主に対して対処する能力がないと判断した根拠は何か、また、これまでの経緯で市に手続上の瑕疵があるのかなどと認識しています。負担つき寄附かどうかについて私なりに考えました。寄附を受け、取得すれば、市に管理責任があることとなります。解体にしる補修にしる負担が生じるのは明らかなので、負担付寄附と言えるかもしれません。ですが、もう少し考えると、ほとんど全てのものがそれを所有していることに負担が生じます。例えば、自動車を所持するには、諸税、保険、そのほかの最低限と言える負担があります。どこまでが地方自治法96条に当るのか境がわかりません。そこで条文だけでなく逐条解釈文などの諸解釈を参照すると、条件つきで寄附を受け、その条件が実行されない場合、寄附者に返還する義務を負う場合と説明されています。これはこれでわかりやすい基準です。

一方、遠藤氏はそういう解釈もあるが、それは一つの解釈にすぎない、別の解釈も考えられると言います。それはそれでそういう主張もあるかもしれません。しかし、その先、問題は議会としてどのような解釈をするのか、あるいは異論のある解釈に対してどういう態度をとって臨むべきかということだと私は考えています。負担つき寄附と議会が宣言するならば議決を得ていない寄附は無効と主張するわけですから、執行部はそれなりに対処しなければなりません。残念ながら議会はその議論を避けました。今でも避けています。一方、重要なことは、仮に負担つき寄附で無効だと議会が主張するにしても、執行部が世間一般で通用している解釈を採用することに対して、それを殊さらに不当なことと主張するのは妥当でないと考えています。解釈の違いがあるとしての対応が議会としても必要だと私は考えています。残念ながら百条委員会はこの問題の正面からの議論を避けて現在に至っています。危険性の判断についていえば、何人かの議員は客観的な危険の診断がないと批判し、それを求めました。しかし、耐震診断を実施するには大きな費用がかかるのは明らかになっています。いずれにしても、再利用する見込みがなく、見た目に危険なものを大きな費用を使って診断するメリットはないでしょう。危険性については、さきに述べたことで判断として十分だと私は考えています。

執行部の当初の危険判断の客観性なるものを批判するにしても、今の時点でその判断が妥

当かどうかがより重要だと私は考えています。持ち主に資力がないと市が判断した件については、いまだに納得しない議員もいると思います。これは、個人情報にかかわる事柄があるので詳細は触れませんが、私自身としては市の執行部、元の職員、寄附者たちの発言、証言を聞き、事情を全体像として理解しました。これはこれまでの経緯で、また、市に手続上の瑕疵が、あるいは不十分があったかどうかについて考えてみます。これについて私は全くなかったとは考えていません。まず、法令上は議会の議決を必要とするものではないと解釈しても、その先を進めるには予算等で議会の承認が必要です。また、それがなくとも重要なこととして報告しながら進めるべきだったと考えます。ただ、この件は、既に執行部が謝罪し、今後は改めると再三明言しています。私はそれはそれでよしと考えています。

一方、相続関係の追跡と固定資産税の課税については改善を求めたいところはあります。しかし、これも市や担当職員の怠慢やあるいは不正行為ではなく、主に法の不備と実際面での事務システムの非力によるものであって、この件に限ったことではなく、特段の非難をすべきところは見えません。

次に、空き家等対策の推進にかかわる措置特別法ができたのになぜ、それに沿って進めなかったのかという疑問が一部にまだあります。執行部の説明は、特別措置法は、持ち主に管理の意思、または能力がない場合でも、このように進めることができるという手法ができた。対処の仕方がふえたのであって、このやり方でやらなければならないということではない。特別措置法に沿って進めれば時間もお金もかかり、かかった費用を回収できる見込みもなかったというものでした。私も全く同じ考えです。大切なことなのでもう一度言います。特別措置法は対処方法の選択肢がふえただけであって、これ以外の方法をとってはならないというものではありません。特別措置ということは、従来の法概念と異なる概念を持ち込むのであって、従来の法の枠内で対処できるなら、むしろそれによらない方法のほうが望ましいという見方もあります。私はそう思っています。当該ビルだけの特例的な対処については公平でないという批判もあります。しかし、物事は緊急度、有益さの度合い、かかる費用などを考慮して順番をつけるのはやむを得ません。公平は目指すべきですが、そうできないときにどうしていくかを選択するのも政治の役割です。執行部、そして議会の役割です。公平でない単純に主張するよりも、同様のものがあるから、どこそこに同様のものがある、どうしようと議論すべきと私は考えています。

最後に、9月議会の終盤になって突然補正予算として計上されたことを怒る声があります。確かに突然の計上はよいことではありません。しかし、単純に執行部を非難するのは間違っています。この件が最初に議論されたのは先ほど言いましたように2年前。その後全員協議会で若干の調査を行いました。1年以上経ってから百条委員会が設けられました。その百条委員会では、執行部の瑕疵を探すことに熱心な方がいても、法の解釈に関する議会の態度決定や物事の全体像の把握には不熱心だったように私は見えています。百条委員会の重みを理解していないような進行も見られました。毎月約16万円の費用がかかり、安全も十分でない

中、そして委員会が結論を出さずに推移する中で、執行部が取り壊しにかかる予算の提案をいつ出すべきか判断に苦しんでいたことは想像できます。そうした中、委員会の議論を見ながら今出したということでしょう。批判されるような出し方になったことには、議会がすべき議論を円滑に進めなかった責任もあります。執行部だけを批判すべきではありません。最後に大切なことは、那珂市の政治としてやるべきことは何か、どう進めるかということです。既に述べたように、安全と景観、市街地の有効利用を考え、それに要する費用も考え、早目に取り壊すことがよい選択と考えます。

以上、執行部の支持発言をいたしました。

○議長（君嶋寿男君） 続いて、大和田和男議員に発言を許します。

大和田和男議員、自席でお願いします。

○1番（大和田和男君） 追加議案第63号 平成30年度一般会計補正予算、特に財産管理事務費について、賛成の討論をいたします。

理由といたしましては、私は昨年の12月定例会において、この那珂市所有になってしまった空きビルについて一般質問をさせていただきました。その際、今回、寄附行為は特例中の特例とし、危険回避のため、行政の政策選択のミスを問い、市長の責任を問いました。そして、今年3月の定例会で解体費の補正予算の上程をお願いしたのですが、その後百条委員会が設置され、上程されることはありませんでした。百条委員会の中では、市長はこのビルを壊すことは私の責任というような疑問のあるような答弁もございましたが、今までわからなかった新証言などもあり、経緯が明らかとなってきました。その百条委員会でも調査と解体は別とし、議論が進められてもきました。そして今回、この補正予算が追加され、解体までのスケジュールが提示されました。先ほど答弁にもあるとおり、今年度壊すには今しかないということだと思います。もうだだらしているという時間がないと思われれます。養生費用でこれ以上持ち出たくないのは、執行部も議会も同じ考えだと思っています。だからこの定例会での上程があり、そしてこの日がいずれ来るだろうと、みんなわかっていたと思います。だから議長経験の先輩議員も要望を出したと思います。

私は今、市内のさまざまなところを歩き回っています。市民の意見の多くはこうです。市はあんなビルもらってどうするんだ、余計なことをやって、どうしようもない、と言っている方が、もらっちゃったんなら養生費用や百条の会議をかけずさっさと壊せ、と言っている方が多くいます。この問題の時間が経過することによって、市民の意見も変わってきています。執行部にも議会にも厳しい目が向けられています。市民の皆様もこれまでの対応責任と解体を別に論じています。先ほど遠藤議員の発言にもあったとおり、外壁の撤去では、答弁にもあったとおり、さらなる負担も考えられますし、既に市の財産なので、先ほど花島議員にもあったとおり、土地の売却益にも厳しい影響が出るものだと思っています。ビルの劣化により、市民への身体への被害はもとより、これ以上無駄をとめて、税という市民の財産を守らなければなりません。さっきの先輩議員もおっしゃっているとおり、議会軽視も

大きな問題ではありますが、このままだと、市民軽視にもつながるのではないかと思います。もう2年経っています。2年間、議員同士、執行部間、市民間でこの問題に取り組み、養生費や会議費など多額の費用を使ってきました。そしてこのままだと、今後、このメンバーによる議論が難しくなってくると思います。次までこの負の遺産を持ち込まず、解体という一区切りまで持っていきたい、市民のために前に進みたい。そしてこれは補正予算の賛否であると思います。調査やその先にある責任問題はその後からでも遅くはないと思います。

これからの市民の安心・安全及び財産を守るため、この平成30年補正予算、財産管理事務費について、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 続いて、木野広宣議員に発言を許します。

木野広宣議員、自席でお願いします。

○9番（木野広宣君） 議案第63号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第3号）について賛成の立場から討論いたします。

さまざまな意見が出ておりますので、私は簡潔に理由を述べさせていただきます。

今回提出されました建物解体につきましては、私も当初より近隣の住民、また付近の皆様より住環境でかなり危険ではないかとの声を聞き、早期に解体すべきであるものと思っておりました。また、今回の補正予算の説明でも、今までに600万円強の養生経費がかかっているのが現状との説明を受け、これ以上経費負担を避けるためにも、この議案第63号 補正予算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時45分といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時45分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案第64号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第64号 那珂市監査委員の選任についてについてをご説明いたします。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

氏名、城宝信保さん。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市監査委員の萩谷眞康代表監査委員が、平成30年9月26日をもって任期満了となることに伴い、後任者に城宝信保氏を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第64号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、議案第65号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第65号 人権擁護委員の推薦についてについて、ご説明いたします。

議案書の2ページになります。

氏名、住谷静子さん、川又啓子さん、木内朱美さん、石川富子さん。

住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、平成30年12月31日をもって4人の人権擁護委員が任期満了を迎えるため、水戸地方法務局長から人権擁護委員の候補者の推薦について依頼があったことから、住谷静子委員、川又啓子委員及び木内朱美委員を再推薦し、新たに石川富子氏を推薦しようとする事について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第65号についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第5、発議第2号 保健所再編についての意見書を議題といたします。

提出者、助川則夫議員から提案理由の説明を求めます。

助川則夫議員、登壇願います。

助川議員。

〔15番 助川則夫君 登壇〕

○15番（助川則夫君） 発議第2号 保健所再編についての意見書。

上記意見書を、別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年9月21日。

提出者、那珂市議会議員、助川則夫。

賛成者、敬称略させていただきます。同じく、中崎政長議員。同じく、萩谷俊行議員。同じく、小宅清史議員。同じく、大和田和男議員。

保健所再編についての意見書。

茨城県は、保健所の再編計画として、二次保健医療圏域が保健所の管轄区域と一致させるべきと考える国の指針に配慮し、保健所の再編計画を示したものと察するところであります。

今回、県が進めようとする二次保健医療圏域（常陸太田・ひたちなか保健医療圏）に属する自治体は、海岸線に接するひたちなか市から東海村、那珂市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町までを圏域とする遠距離、広大な医療圏であります。

二次保健医療圏は、地理的条件、日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院および診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図る区域であります。

保健所の業務は、地域保健法において地域保健対策の専門的、技術的、広域的拠点として位置づけられており、食品、環境、薬事衛生に関する営業許可や、病院、薬局等の監視指導、また感染症の予防、健康づくりや生活習慣病の予防、介護保険の医療系事業所への指導、難病等患者への支援等を担う重要な行政機関であります。

那珂市は、常陸大宮保健所が管轄する県北西部の常陸太田市、常陸大宮市、大子町とともに、JR水郡線や国道349号、国道118号を主要交通網としており、水戸市ともつながりが深い地域であります。

また、水戸市が中核市に移行し、市独自で保健所設置となれば、二次保健医療圏域設定も含めて十分な検討をすべきであると考えます。

つきましては、保健所再編に関しては、当面、常陸大宮保健所を現機能での存続を求めたうえ、下記のとおり要望いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記といたしまして、

1、交通事情や住民の生活圏の実態を踏まえた、二次保健医療圏域設定の見直しを検討すること。

2、ひたちなか保健所と常陸大宮保健所を統合するにあたっては、地理的条件を考慮した、圏域中央に位置する常陸大宮保健所にひたちなか保健所を統合させる再編案も示し比較検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日。

茨城県那珂市議会。

提出先、茨城県知事、大井川和彦。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより発議第2号についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第6、発議第3号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

寺門 厚委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

寺門委員長。

〔議会運営委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（寺門 厚君） 発議第3号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり提出するものであります。

平成30年9月21日。

那珂市議会議会運営委員会委員長、寺門 厚。

提案理由は、地方自治法の改正により、委員会委員の選任方法について条例で定めることができることとされましたため、議長が会議に諮って指名すると規定されております委員の選任方法に、閉会中に委員を選任する必要があるときは、議長がこれを行うことができるとするただし書きを追加する改正を行うものであります。

なお、改正条文につきましては別紙のとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 賛成多数であります。

よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（君嶋寿男君） 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（君嶋寿男君） 日程第8、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成30年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成29年度各種会計決算をはじめとする21件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決いただきました。まことにありがとうございました。特に、議案第63号については、子供たちの命を守る空調の設計予算でもありました。市民の常識が議会の常識となりましたことを重ねて御礼を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後、十分に配慮しながら、引き続き、効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

さて、9月6日未明に北海道において発生したマグニチュード6.7の地震では、厚真町で震度7を観測し、多くの山が土砂崩落を起こし、その光景が報道されました。また、道内全域が一時停電し、各地で断水が起きるなど、私たちが経験した東日本大震災と全く同じような状況となっております。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早く、復旧・復興しますことを心よりお祈り申し上げます。また、支援要請があった場合には、市としましても、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

開会の挨拶でもお話ししましたとおり、市といたしましては災害に強いまちづくりを今後

も進めてまいりますので、議員の皆様にはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日に日に秋の訪れを感じる豊穰の季節となりましたが、昼夜の寒暖差がだんだん大きくなっていく時期でもあります。議員各位には、健康管理には十分ご配慮いただき、市民の福利向上のため、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、12月の県議会議員選挙へ立候補されるお三人の皆様には、市という基礎自治体から県という大きな舞台での政治活動となります。健康には十分注意をされまして、再び那珂市議会の舞台を踏まぬお覚悟で、有権者の心に響く政策を訴え、心置きなく遊説を実施されまして、当選の栄に浴されますことを心からお祈りを申し上げます。

当選の暁には、市と県のパイプ役となっただき、今後とも市勢発展のためご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

3議員の皆様のこれまでの議員活動にご苦労さまを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。18日間まことにお疲れさまでございました。

ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） これにて平成30年第3回那珂市議会定例会を閉会といたします。

18日間ご苦労さまでした。

広報編集委員会を、午後1時より開催いたしますので、関係者は第2委員会室にご参集をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会議員 中 崎 政 長

那珂市議会議員 笹 島 猛